

Vol.19 OCT 2019

The Journal of General Incorporated Association Japanese Society of Aesthetics and Welfare

一般社団法人

日本美容福祉学会誌

| 特集 |

第19回 学術集会

人生100年時代における 美齡の可能性



一般社団法人 日本美容福祉学会誌 Vol. 19 OCT 2019

特集「第 19 回学術集会」

人生 100 年時代における美齡の可能性

○日 時 2019(令和 1)年 10 月 29 日 10:00~17:00

○会 場 山野美容芸術短期大学・山野愛子メモリアルホール



主催 一般社団法人 日本美容福祉学会

後援 厚生労働省、文部科学省

協賛 学校法人山野学苑、NPO全国介護美容福祉協会

第19回学術集会実行委員

◇実行委員長

大西 典子 山野美容芸術短期大学教授

◇実行委員

木村 康一 山野美容芸術短期大学教授・副学長

鈴木ひろ子 山野美容芸術短期大学教授

富田 知子 山野美容芸術短期大学教授

五十嵐靖博 山野美容芸術短期大学教授

秋田 留美 山野美容芸術短期大学教授

大野 淑子 山野美容芸術短期大学教授

永松 俊哉 山野美容芸術短期大学教授

及川麻衣子 山野美容芸術短期大学准教授

下家由起子 山野美容芸術短期大学准教授

山本 恵子 山野美容芸術短期大学准教授

佐藤 亮太 山野美容芸術短期大学助教

◇事務局

北村 秀敏 一般社団法人日本美容福祉学会事務局長

荻野 道人 一般社団法人日本美容福祉学会事務局次長

村木代志美 一般社団法人日本美容福祉学会事務局

熊谷 真紀 一般社団法人日本美容福祉学会事務局

第 19 回学術集会開会にあたって

第 19 回学術集会へご参加いただきましたみなさま、ようこそいらっしゃいました。

はじめに、今年は日本中で台風や水害といった様々な自然災害に見舞われました。被害にあわれた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

また、本学会にご参加いただくために、大変なご苦労をされた方もいらっしゃいます。こういった大変な中で、同じ思いを持ちここにお集まりいただいた皆様方に、心よりお礼申し上げます。



さて 1999 年に設立した一般社団法人 日本美容福祉学会は、満 20 年となり、翌年から開始した学術集会は第 19 回となりました。美容と福祉に関わる多くの研究者、団体のみなさんの積極的な研究・教育・実践によって、いまや「美容福祉」という言葉が、超高齢社会となった日本において、不可欠であるとともに、全ての人々が、「生きるほどに美しく」を実感できる展望を指し示してきたと考えています。

そして今、私は山野学苑総長として、「ジェロントロジー」に関する研究・教育を積極的に推進しています。すでに受講された方がいらっしゃると思いますが、「美容福祉」をさらに高めていくためには、ジェロントロジーを学ぶことが不可欠になってきています。本日もご参加くださったみなさまにも、ご案内を差し上げますが、ぜひご関心をもっていただきたいと考えます。

最後に、ご多忙な中、貴重な時間を割いて、シンポジウムと基調講演、さらに研究発表をされる諸先生には、心から感謝申し上げます。特に、元厚生労働省老健局長の宮島俊彦先生が基調講演をお引き受けいただきましたことは、「美容福祉」の発展のために大きな励ましとなります。感謝を込めてお礼申し上げます。

そして参加者のみなさんが、今回のテーマである「人生 100 年時代における美齢の可能性」について理解を深め、さらに発展させるために、今日一日、有意義な時間を共有していただきたいと思います。

ありがとうございました。

一般社団法人 日本美容福祉学会

理事長 **山 聖 正 義**

目次

第19回学術集会開会にあたって

山野 正義 一般社団法人 日本美容福祉学会理事長……………3

<シンポジウム>

テーマ：「人生 100 年時代における美齢の可能性」

「美に対するあたりまえをあたりまえに」（訪問美容の立場から）……………6

湯浅 一也 株式会社 un. 代表取締役 社長

「ファッション誌に見る人生 100 年時代の美齢」（文化社会学の立場から）……………9

米澤 泉 甲南女子大学人間科学部文化社会学科 教授

「見た目の科学とアンチエイジング」（医学的立場から）……………11

山田 秀和 近畿大学アンチエイジングセンター副センター長

近畿大学奈良病院皮膚科 教授

日本化粧品医療学会 理事

<基調講演>

「人生 100 年時代の地域包括ケアシステムと美容福祉の意義」……………12

宮島 俊彦 日本製薬団体連合会会長

元厚生労働省老健局長・内閣官房社会保障改革担当室長

「今シニアが求めるもの保険外サービスとしての美容の新事情」……………18

川崎 陽一 株式会社プレイケア代表取締役社長

座長：木村 康一・山野美容芸術短期大学副学長

副座長：富田 知子・山野美容芸術短期大学教授



<研究発表・実践報告 ショートプレゼンテーション> (内容要約) ……22～38

- ① 永松 俊哉 「高齢者の歩行能力向上を狙いとしたレジスタンストレーニングの開発～『アクティブエイジング体操』の考案と紹介～」
- ② 岡森万理子 「乳酸菌の飲用及び外用による皮膚の健康について」
- ③ 山下 玲子 「美容サロンから多目的コミュニティサロンへの展開」
- ④ 石川 文子 「3D画像を使用したヘアシミュレーションの検討 横顔からわかる印象の変化」
- ⑤ 富田 知子 「『セルフ美容プログラム』事業化への検討～地域高齢者サロンでの検討～」
- ⑥ 富田 知子 「美容施術による顔面形状変化の3D画像による検討」
- ⑦ 佐藤 正則 「美容における『やさしい日本語』コミュニケーションモデルの基盤研究」
- ⑧ 西澤 弘次 「『美容師が使いたい絆創膏』についてのニーズ調査」

座長 : 五十嵐靖博・山野美容芸術短期大学教授

副座長: 秋田 留美・山野美容芸術短期大学教授

<美容とヘルスケアに関わる展示紹介>……………40～41

- ① 東洋羽毛首都圏販売株式会社 西東京営業所
- ② 東洋化学株式会社
- ③ ニチニチ製薬株式会社東京本部
- ④ 株式会社エイチアンドピー
- ⑤ 公益社団法人八王子観光コンベンション協会
- ⑥ 株式会社伊藤園 八王子支店
- ⑦ 株式会社ライフリング
- ⑧ 一般社団法人 美容ケア研究所
- ⑨ 株式会社オヤノコトネット
- ⑩ 山野学苑 (美容福祉・美齢学関係・オーガニックコスメ)

<資料>

- ① 一般社団法人 日本美容福祉学会 設立趣意書と活動実績……………42
- ② 一般社団法人 日本美容福祉学会 定款……………54
- ③ NPO全国介護美容福祉協会 定款 ……59
- ④ 一般社団法人 美齢学ジェロントロジーセンター……………64

<参考資料>

人生 100 年時代へのパスポート ジェロントロジー
～解説とUSCオンラインコース受講案内～



美に対するあたりまえをあたりまえに

湯浅 一也 (ゆあさ・かずや)

株式会社 un. 代表取締役 社長

訪問理美容に求められること

近年、介護施設や病院、自宅でも美容室のようにカラーやパーマントウェーブ等を行い多種多様なサービスを、まるで美容室にいるかのように提供している訪問理美容の事業者も増えてきました。

また若い理美容師も訪問理美容に興味・関心を持ち、研修会に参加するようにもなり、今では中高生から訪問理美容師をめざす人も現れています。

そして何より訪問理美容を受ける当事者とその家族、介護施設や病院のスタッフも美容の重要性を感じていただけるようになりました。その為、価格の安さよりサービスの質やコミュニケーション能力や技術の高さの方を求められることが多くなりました。つまり、今まで以上に「お客様一人一人を理解すること」が重要になってきたと実感しています。



北海道札幌市出身
札幌ビューティーアート 卒業
2008年 studio V 取締役に入社
確かな技術・豊かな接客で多くのお客様に支持され、
新人売上げ1位を獲得。

2012年 代表取締役 社長として trip salon un.を開業
現在、日々介護施設や個人宅にて訪問美容サービスを提供し、
数多くの指名を得る。イベントや講演・講師活動、
TV、新聞、ラジオ、インターネットニュース等にも出演。

2018年7月 介護美容研究所 主任講師
2018年9月 訪問美容ゼミ 講師
2019年4月 東京福祉専門学校 特別講師
2019年8月 東京ヘルシオカレッジ専門学校 教育課程構成委員

株式会社 un. 代表取締役 社長
ゆあさ かずや
湯浅 一也



設立7年、毎月関東全域で170件以上の
ご自宅、介護施設、病院等へ訪問し
カットやシャンプー、カラーリング、パーマ、など
お客様の心に寄り添う美容サービスを
心がけサービス提供しております。

trip salon un.
～訪問美容サービス～





契約施設 約170件以上
在宅のご予約毎月平均50件
サービスご利用人数も
約30,000名以上に

2012年 契約0件 → 2019年 契約約170件



仲間



スタッフ数
正社員 6名
レセプション1名
登録美容師 2.8名



私が訪問美容を志した理由

私は、中学2年生の頃に美容師を志し、専門学生時代、地元北海道で雪が降り積もる中、お身体が不自由な方々はどのように美容室に通っているのか？という疑問から「訪問美容」を知りました。

元々おじいちゃん・おばあちゃん子の私は、体が不自由になって引きこもっていく姿が気になっていました。そして「美容の力で意欲を持って頂き、リハビリなどを行い、訪問美容がきっかけで自分の足で美容室に通える方を増やしていきたい」と思うようになりました。

まずは、美容の技術を身に着けるために上京し、原宿の美容室で5年のアシスタントを経験し、真剣に美容業と向き合い技術を培っていきました。

そして、スタイリストになり3か月後お客様から「私のお母さんが介護施設に入り、変な髪型になってしまったの。おしゃれなお母さんだったのに…」という声を立て続けに聞き、改めて、上京前に心に思い描いていたことが呼び起され、訪問理美容についてリサーチを行うことになりました。

すると、訪問理美容にはまだまだ課題が多いことを知りました。

<シンポジウム>

私は美容のプロとして、「自分の両親にも自信をもって勤められる訪問美容」「自分自身が将来受たい訪問美容」の形が必要だと考えるようになりました。

特にこれからの社会に訪問美容の技術や知識はより一層求められ、必要となるばかりでなく美容師としての新たな価値が創造できると私は確信しました。

これこそ私自身のやるべきことと感じ、その3か月後2012年株式会社 un. を若干25歳の会社経営・介護業界の事は何もわからないまま立ち上げ、0からスタートしました。

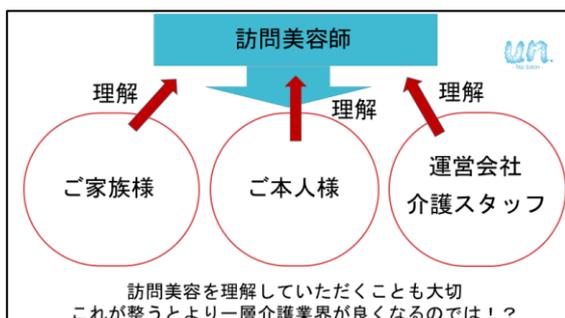
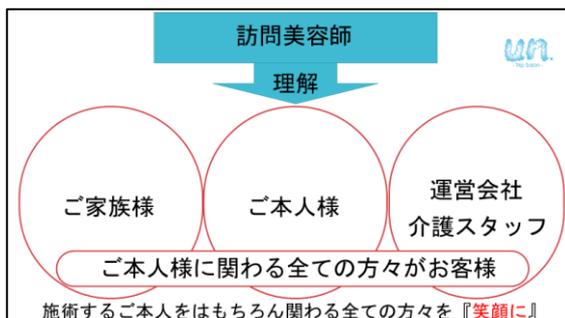
訪問美容に求めたサービスのカタチをつくるために

私が訪問美容に求めたサービスをつくるために力を入れた点は以下の2つです。

- 1) お客様が今まで受けてきた美容室のサービスを、訪問美容でもそのまま受けられるようにすること。
- 2) サービスは人が提供するものであることから、自分自身を含め人材教育に努めたこと。

この2点と共に私は、「お客様の事を理解した心に寄り添うサービス」が提供される訪問美容の創造を手掛けることにしました。

訪問美容師にとってのお客様とは、施術するご利用者様そして、ご家族様、介護従事者の方々、お客様ご本人に関わる全ての方だと私は思っています。

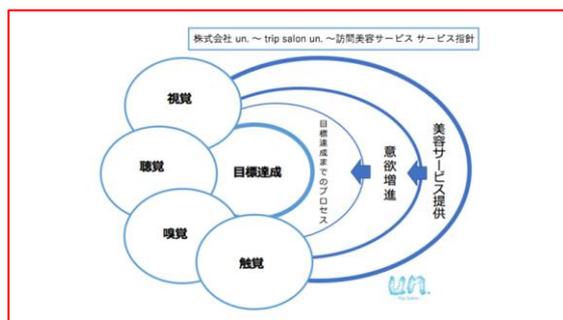


そして、この主となる3者を笑顔にしなくては行けないと考えながら日々サービスの提供を行っております。そうすることで最終的には私達を理解していただければ、この業界が発展していくと考えます。

弊社の経営理念は、「あたりまえのことをあたりまえに~新たなあたりまえをカタチに~」としています。私たちは、お客様1人1人がどのような状態になっても、それまで当たり前提供されてきた美容サービスをどのような状況においても当たり前受けられる環境をカタチにしていこうと思っています。具体的には以下のように行っていました。

1) 環境について:

- ①美容室のようなシャンプーのために移動式のシャンプー台を準備した。
- ②美容室のようなキラキラした癒しの空間を作るためのインテリアやアロマを持参した。
- ③BGMは40、50、60年代に流行った洋楽を流しながらサービスの提供を行った。
- ④お客様ご自身が選んで施術を受けられるメニューの充実と、個別ケア自立支援を重視した、サービスの仕組みづくり等。

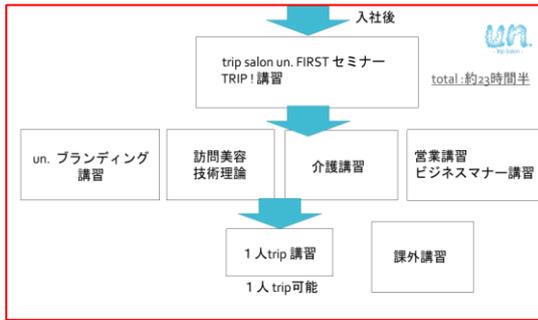


訪問サービス指針

2) 人材教育について:

- ①施術中のお話の内容をメモに取りお客様が受けたと思う「美容」をリサーチした。
- ②様々な介護・医療の勉強会に参加し、介護従事者が求める美容や現在の介護業界の理解を深めた。そのうえで訪問美容の「営業活動」では契約を獲得しつつ、市場調査を図り、弊社のサービスに落とし込むようにした。

<シンポジウム>



入社後の24時間の教育システム

例えば、弊社のスタッフは、介護施設で開催される家族総会や納涼祭・敬老会にも積極的に参加し、ご家族様のお声いただき、サービスはたくさん肉付けを行った。そして「入社後の24時間の教育システム」として確立し、スタッフ35名1人1人が、お客様の事を理解し寄り添うことができる地盤を固めた。

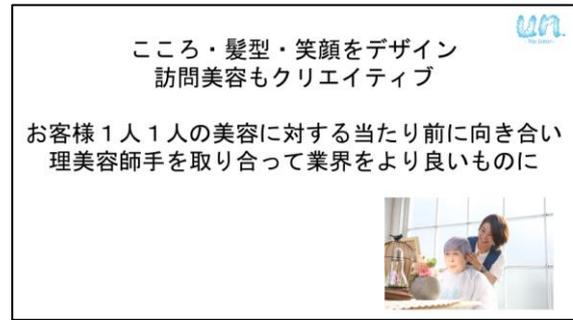
訪問美容の質を高めることで得られたこと

私たちが美容室で行う当たり前を訪問美容として提供し続けたお客様でこんな方がいらっしゃいました。サービスを利用し始めたときは脳梗塞の後遺症から介護度4で、心を閉ざし、身体を動かす事がとても困難であったお客様が、サービスを利用することで、自分が今まで通っていた美容室でサービスを受けたいという目標が生まれ、リハビリに専念したところ、1年で介護度2となりました。現在ではご家族様のサポートの元、美容室に行けるようになり、弊社の訪問美容は卒業されたのです。

私にとってとても嬉しいことでもあり、「美容の力で、あきらめていたことをもう一度呼び起こし、新たな目標が作られる」ことは、私の使命と感じるようになりました。

これからも、1人1人のお客様の美容に対する価値観や時代、また育ってきた環境によって違う「あたりまえ」を理解・追及し、スタッフ1人1人が想う美容の「あたりまえ」にしたいと思います。

ぜひ同じ思いでいる多くの理美容師の方々と一致団結し、この訪問美容の明日をよりよいものにしたと希望しております。



最後に、私は今夢があります。

それは、「人生100年時代、施設に入居される100人が100通り理美容師を選び、安心安全にサービスが利用できる世の中」

この夢を構築するために、理美容師への教育により力を入れ、互いにつながり続ける環境をつくる為に日々尽力しております。

これからも多くの方のあたりまえがカタチになるように。



ファッション誌に見る人生 100 年時代の美齡

米澤 泉 (よねざわ・いずみ)

甲南女子大学人間科学部文化社会学科教授

1 人生 100 年時代における美齡の可能性

人生 100 年時代を迎え、私たちは現在、あらゆる面において、意識変革をせまられている。とりわけ、従来は高齢者としてひとくくりにされていた世代が、まだまだ現役世代として、クローズアップされようとしている中、美容のあり方もかつてのそれとは違

った様相を見せており、「美」そのものや「高齢者」という概念にも見直しや再構築が求められている。ここでは、40 代以上の女性ファッション誌をもとに人生 100 年時代における美齡の可能性を考える。

1 人生**100**年時代における美齡の可能性

- 2020年 日本女性の二人に一人が50歳以上に
- おしゃれ、ファッション、装い、消費
- 若者だけのものではない
- むしろ50代以上に注目が集まっている

「新高齡者」のアドバンススタイル

- 新しい美齡のあり方を提示する必要性
- 美しさ≠若さ
- おしゃれ≠若い女性
- 美や、高齢者という概念にも見直しが必要

2 ファッション誌=40 代以上のものに

2020 年には日本の女性の二人に一人が 50 歳以上となる。もはやファッションは若い女性のものではなく、とりわけファッション誌は高齢化が進んでいる。

40 代、50 代向けのファッション誌は 2010 年代になってから急激に増加し、出版社ごとに、細分化され

ている。

とりわけ「大人女子」「40 代女子」を掲げて躍進した宝島社の雑誌は、45 歳以上の女性に向け「大人女子第 2 章」と銘打って新たな「大人女子像」を切り開こうと試みている。

2 ファッション誌 = **40**代以上のものに

順位	雑誌名	出版社	ターゲット
1	GLOW	宝島社	40代
2	Sweet	宝島社	20代後半～30代
3	ハルメク	ハルメク	50代以上
4	リンネル	宝島社	30代、40代
5	InRed	宝島社	30代
6	nicola	新潮社	10代
7	mini	宝島社	20代
8	VERY	光文社	30代
9	LEE	集英社	30代
10	STORY	光文社	40代

2018年上半期 (日本ABC協会雑誌発行社レポートより)

勢いのある**40**代以上の雑誌

<シンポジウム>

3 『素敵なおの人』のグレイヘア

近年は、60代、70代の美容とは縁遠いと思われていた世代が、「アドバンススタイル」「グレイヘア」などとマスコミでも脚光を浴び、若い世代のお手本となっている。それに従い、美しい60代、70代女性という概念も定着しようとしている。宝島社からは

60代向けのファッション誌『素敵なおの人』が創刊された。高齢者という意識のない60代、70代女性が美の価値観を更新しようとしている。

3 『素敵なおの人』のグレイヘア

- 60代向けファッション誌の創刊 (2019年9月)
- 『アンアン』『ノンノ』で育った世代
- 高齢者という意識のない「新高齢者」



グレイヘアという生き方

- 素敵なおの人→素敵なおの人
- 「役割」からの卒業、固定観念を脱ぎ捨てる
- 従来美、女性らしさから自由になる



4 時を恐れない「美魔女」も50代に

40代前後の時に美容雑誌『美STORY』(現『美ST』)「美魔女」と呼ばれ、アンチエイジングブームをつくった世代も今、50代にさしかかろうとしている。アンチエイジング志向が極めて高い、現在の40代、

50代が「高齢者」と呼ばれる世代になる頃には、新たな高齢者像が示されるに違いない。

4 美魔女も大人女子も50代に

- 美ST 2009年創刊
「私は時を恐れない」
「40代、今の私が一番キレイ」
「40歳の悩み第1位 たるみよ、上げろ！」
- 2019年創刊10周年
40代、50代の美容バイブルへ



5 エイジングが楽しくなる世の中へ

- 朝日新聞×宝島社
- エイジンググレースフリー
- 「わたしらしく輝く」
- ゆるっと、ゆうがに。



5 Aging Gracefully 年齢を重ねることが楽しみになる世の中へ

とはいえ、現実的に迫り来る加齢による身体的な変化は、避けられない。昨今は、アンチエイジングはもちろん、すべての世代において今までになく健康志向も高まりを見せており、どうすれば健やかに、しなやかに、美しく年齢を重ねていけるのかということが問われている。

ヘルシーでサステナブルな美へ。理想的な「10年後の自分」を描ける社会へ。いかに自らが心地よく輝けるか。「私らしさ」を發揮できるか。「美齢」=年齢を重ねることが楽しみになる世の中を実現することが、人生100年時代を迎えた今、私たちが直面している課題であろう。



見た目の科学とアンチエイジング

山田 秀和 (やまだ・ひでかず)

近畿大学アンチエイジングセンター副センター長
近畿大学奈良病院皮膚科 教授
日本化粧品医療学会 理事

はじめに

この20年で、アンチエイジングへの理解が進んだ。今や、寿命を延長することが治療レベルで可能になりつつある。がんやアルツハイマーは、老化が起こったのちに起こることから、老化を抑制することが、他の病気の発症を遅らせて、健康寿命を目指すことができると考えている。寿命が病であるとの立場で、ヒトへの治療を進める準備が始まっている。生物学的な年齢と、暦年齢が従来とことになってきたことは、日常よく気づくところである。そして、もっともわかりやすいのは、見た目だ。

私たちは、見た目の科学という領域¹⁾を作ってきた。見た目は、皮膚・容貌・体形に分けて考えると理解しやすい。それぞれは、腸脳皮膚相関²⁾という概念でつながっている。

見た目は、簡単に言えば表現系である。現在の科学では、DNAと環境因子(EXPOSOME)が織り成した結果が、全ての表現系に反映されることになる。環境因子がDNAスイッチをどの様に入れるかが、見た目に反映することになる。アンチエイジングでは、これを運動・食事・精神・環境(狭義)で対応しようとするのが基本である。

見た目のアンチエイジングと美容の関係

見た目のアンチエイジングでは、さらに治療をするレベルとなっている。見た目の価値の重要性の理解から、フェイクとしての美容を求める人が多くなった。画像の重要性と科学技術の進歩が合間って、見た目の価値がわかりやすくなったことにより、美容医学が急速に拡大してきている。美容医学領域では、技術的進歩に伴い、技法的に容易にフェイクを作ることができる。美への欲望が強くなったという言い方もできよう。あるいは、アンチエイジングとして、運動、食事(サプリメント・食品)、精神(ポジティブサイコロジー・睡眠・脳機能)、環境(太陽光線、音、大気、化学物質など)へ対応が進んだことにも

よる。これらは、美と健康が一体になっていることを示している。

また、文化的な側面では、キャサリン・ハキムは、外見的な要素や対人スキル、生き生きと輝くこと、社会的な自己演出力、セクシュアリティなどの对人的な要素を総合したものを「エロティック・キャピタル」と表現した。そしてこれを個人資産であるとし、その社会的・経済的価値の高さを示した。³⁾

美容に期待されるもの

従来的には、美容の皮膚との関連は内臓が皮膚に反応を表すというレベルであった。しかし、美容の行為に含まれるタッチングによる中枢への働きメカニズムが解明されてきたことにより、化粧品やエステティックなどの(ルックス)ケアが提唱されるに至った。そして皮膚を使って、感情を変化させることもわかってきた。つまり皮膚を通して内部へ働きかけて、その反応が特に脳機能に影響すると思われる。

化粧品は単なるフェイクだけということではない。大きく考えると、見た目を若く美しくすることが、ますます、老化を遅らせる可能性もあるだろう。今後は、ますます科学的な論拠で美容領域の外部から内部へとの関連が、腸脳皮膚相関で説明されるようになることを期待している。

参考文献

- 1) H.Yamada, *Anti-Aging for Appearance Anti-Aging Medicine*, 9(4),114-118 (2012)
- 2) 山田秀和, アトピー性皮膚炎と腸脳皮膚相関実地診療マニュアル, イラストアンドビジュアル, *Clinical Derma*, 16, 6(2014)
- 3) キャサリン・ハキム, エロティック・キャピタル 共同通信社 (2012)



人生 100 年時代の地域包括ケアシステムと美容福祉の意義

宮島 俊彦 (みやじま・としひこ)

日本製薬団体連合会理事長

元厚生労働省老健局長・内閣官房社会保障改革担当室長

はじめに

私が山野正義・学校法人山野学苑総長と初めてお会いしたのは、1996 年就任の生活衛生局指導課長当時です。生活衛生局は美容師、理容師、クリーニング業などの職種の方々と関係しています。山野美容芸術短大開学から数年後、山野総長は「介護保険制度ができるようだが、これからは美容師が福祉に関わることをやっていくことが大事ではないか。『美容福祉』はどうだろうか」と意見を求められて短大には二回ほど来ています。もう 20 年ほど前になります。

その後、老健局長や東大高齢社会総合研究機構客員研究員などを担当しているうちに、山野総長から「高齢化が進む日本では、これからはジェロントロジーが必要だ。アメリカの南カリフォルニア大学と提携する」と言われました。ジェロントロジーは日本語では「老年学」と訳されていますが、法律、医学、薬学、都市工学など多くの分野が関係する学際的な学問で、東大では、高齢社会総合研究機構が研究をしています。

さらにその数年後、山野総長は「美齢学」を提唱されました。「美しく歳をとること」は人間の理想ですから、なかなか良い言葉だと私も思いました。そんなことから、山野総長とは折にふれて今もお付き合いさせていただいています。

私は厚生省老健局長を 4 年務めました。この「老健」という言葉は、中国唐宋八家の一人・蘇東坡の詩にある「老いてなお健やかであることが、人生にとって価値のあること」という意味から来ています。

超高齢社会の基本理念についてです。アメリカの老年学の父であるロバート・バトラーは「プロダクティブ・エイジング＝生き生きとして歳をとりましょう」と言っています。これは「アクティブ・エイジング＝活動的な老年期」と「エイジング・イン・プレイス＝地域で生きて行こう」から構成されると言っています。

デンマークの厚生大臣を務めたベント・アンダー

ソンは「高齢者の 3 原則」を提起しています。それは、①これまで暮してきた生活と断絶せず、継続性を持って暮らす（継続性）②高齢者自身の自己決定を尊重し、周りはこれを支える（自己決定）③今ある能力に着目して自立を支援する（自己資源の活用）です。このアンダーソンの考えは、ケアの原則として国際的に通用しています。

これに照らして考えると、山野総長が紹介しているジェロントロジーは、加齢のメカニズムと高齢者の生き方を探求する医療、福祉、経済、法律、化学、工業はじめ、もちろん美容学も入る総合的な学問分野です。また美齢学もジェロントロジーをベースにしつつ「美」を核にした新しい学問体系だと理解しています。そこに含まれる美容福祉は、すでに 1999 年から提唱されていますが、「美」が高齢者の健康維持に役立っていることについての学問的な研究もかなり進んできています。美容は自立支援の行動に含まれますし、その人が生きて行く上での力になります。

1 健康寿命と働き方改革

健康寿命・働き方改革について説明します。2050 年に向かって若い人がどんどん減っていきます。高齢者は 2025 年には 3,657 万人になり、その後は 2050 年に向けて 100 万人ほど増えるだけです。ところが 15 歳～64 歳の人口は、7,084 万人から 5,001 万人へと約 2,000 万人も減ります。超高齢社会は「高齢者が増えるのではなく若ものが減る」ことです。社会を支える生産活動年齢が減るといった問題なのです。

そこで最近では、女性に活躍してもらおうということが言われています。日本人はこれまで残業や転勤が多いため男性なら働けるが、女性に働いてもらうために、こうした働き方を変えていく必要があるとして出てきている課題です。

もう一つは高齢者でも働ける人は働いてもらいましょうという課題です。高齢者を分ける基準は、発展途上国には平均寿命が 60 歳代の国もありますの

で、国連WHOなど国際的には65歳以上を高齢者と定義しています。日本の平均寿命は、男性81歳、女性は87歳で世界一の長寿国で、65歳～75歳を「前期高齢者」、75歳～85歳を「後期高齢者、」としています。英語では65歳以上をヤング・オールド、75歳以上をオールド・オールドと言っています。後期高齢者医療制度創設には私もかかわりましたが、当時は高齢者を前期・後期を分けることにお叱りがありました。現在では何となく定着しているようです。

高齢者を3つに区分すると、65歳～75歳は「働けるうちは働こう」、75歳～85歳は「できるだけ自立した生活を送ろう」、85歳以上は、自分でできないことも増えてきて、人のサポートが必要になりますので、「穏やかな晩年を過ごそう」ということです。

日本人の寿命は、かつては60歳代でした。70歳は「古希」と言って「古来稀なこと」とされていましたが、現在では70歳代で亡くなると、「若いのお気の毒ですね」と言われるようになってきました。このように高齢者の捉え方が変わってきています。

今、盛んに健康寿命を延ばそうと言われていています。健康寿命は人の助けを借りないで自立した生活を送れる年齢で、平均寿命よりは前の年齢です。日本の男性の平均寿命は80.79歳で健康寿命は72.14歳です。この差は8.7歳です。女性は平均寿命が87.06歳、健康寿命は74.79歳。この差は12.3年です。この差の期間が不健康期間となります。

ところが山梨県は、平均寿命は全国並みですが、健康寿命が、男性73.12歳、女性が76.22歳と長く、不健康期間は全国平均より1歳くらい短いのです。

不健康期間が短いほど、高齢者自身も社会もハッピーです。従って健康寿命をどうやって伸ばしていくかが課題です。全国が山梨県並みになれば、医療費も介護費も減ることになります。

今、政府は2040年への展望として「健康寿命延伸プラン」として、男女とも3年以上延伸して75歳以上にしようということで、そのために必要な検討が始められています。

2 日本の医療・介護制度

日本の医療・介護改革の経緯は、表のようになっていますが、日本は1973年に老人医療費無料化を実施しました。その結果、病院が高齢者のサロンのようになってしまったのです。現在は1割以上負担の有料化になっています。

医療・介護改革の経緯

- 1961年 国民皆保険
被用者保険と国民健康保険
- 1973年 老人医療費無料化
副作用・・・病院サロン化、老人病院
一県一医大構想
- 1983年 老人保健制度
- 1985年 医療計画
医療圏と基準病床
- 1989年 高齢者保健福祉10か年戦略
- 2000年 介護保険
- 2008年 高齢者医療制度(前期、後期)
- 2018年 地域医療構想と地域包括ケア

もう一つは老人医療費を無料化したために、また福祉施設が充実していなかったために、病院に入院するようになり病院が増えました。その結果、高齢者が入院して、点滴・薬漬けになってしまいました。この結果、病院で高齢者を治療以外に長期にわたって看ることが大きな問題になってきました。同時に日本の病院のベッド数は、人口比で世界一になってしまいました。

この反省から、デイサービス、ホームヘルプ、ショートステイ、訪問看護を充実させ、特別養護老人ホームを個室化するなど充実させ、さらに介護保険制度を創設して、高齢者をケアする方向に進んでいるのです。

現在推進しているのは、「地域医療構想」です。それは、「病院ベッドは増やさない」「急性期から回復期へ」「老人病院から施設・在宅へ」という方向です。

2000年に介護保険制度ができて、介護保険サービスの制度が整ってきました。この制度には「訪問系サービス」「通所系サービス」「短期滞在系サービス」「居住系サービス」「入所系サービス」があります。

この介護サービスの中で美容師が働いているのは、訪問系で訪問美容サービスです。また通所系、短期滞在系、居住系、入所系でも日時を決めて訪問して、ケアの一環として美容を行っています。

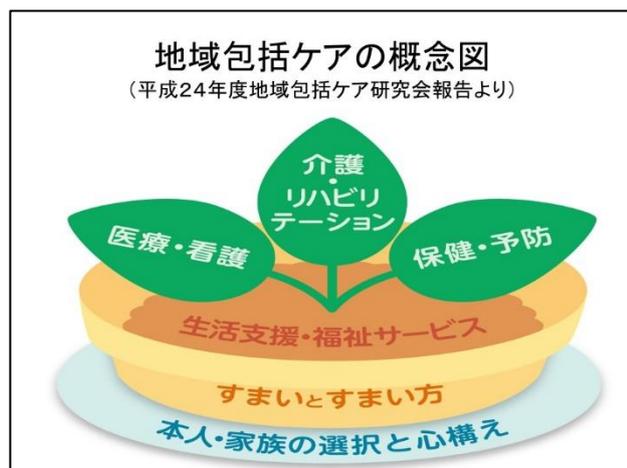
介護保険で覚えておいて欲しいのは、介護の状態を判定する要介護認定です。軽い方は「要支援①②」です。重くなると「要介護①②③④⑤」となり、⑤になるとほとんど起きることができません。この介護保険サービスは年々増える傾向になっています。

以上のように、日本の医療・介護制度のこれまでの歴史を振り返ると、病院偏重だった医療制度の改革、お世話中心だった福祉制度の改革が課題となってきて、「地域包括ケア」という新しい考え方が出てきたのです。

3 地域包括ケアシステム

次に「地域包括ケアシステム」についてお話しします。地域包括ケアとは、プロの方々のサービスが連携して提供されて、高齢者の衣食住を支えるシステムです。医師、看護師、リハビリ担当者、介護職員、保健師、美容師、地域の人々手助け、住宅、さらには宗教に関することも含みます。

そうしたシステムがきちんと提供されて、はじめて最初に申しあげましたように、「プロダクティブ・エイジング」が実現するのです。



4 地域包括ケアシステムの課題

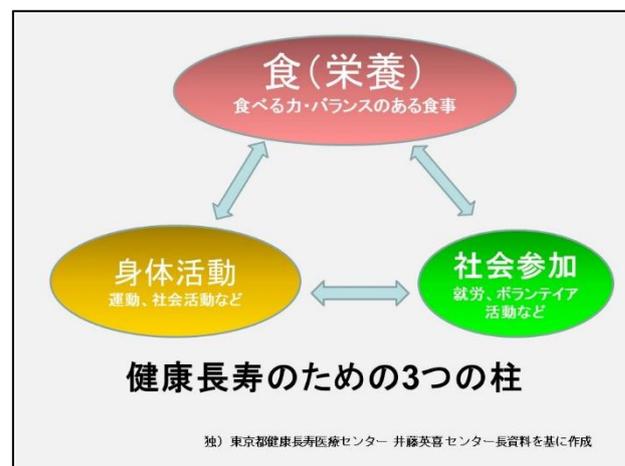
① 介護予防事業の普及

介護予防事業というと「フレイル予防」「サルコペニア予防」「ロコモティブシンドロームの予防」などと難しい表現があります。男性は60歳台で19%が身体を悪くします。原因は、暴饮暴食、酒・たばこ、太りすぎなど、生活習慣病からです。そうでない人も70歳くらいからだんだん健康寿命が尽きていきます。

ところが女性は、男性より暴饮暴食などが少ないため、身体を悪くするのは60歳台では12%程度で、70歳を過ぎると自立が低下していきます。

これを変えるにはどうするかです。一つは40歳から始まるメタボリックシンドローム対策です。もう一つが、最近マスコミなどでよく取り上げられるようになった、弱っていく、脆弱という意味のフレイルを予防する「フレイル予防」です。これは70歳くらいから転びやすくなった、外出が少なくなる、美味しいものが食べられないなどで体質が虚弱し、家の中に引きこもり、活動的でなくなっていくのを予防することが新しいテーマです。

つまり40歳頃からのメタボ対策、70歳過ぎからの「フレイル予防」が課題です。



この介護予防を分かりやすく説明するために「あ・し・た」と覚えてください。

「あ」は歩くことです。「し」はしゃべること、社会参加してくださいということです。「た」は食べることです。「おじいさん、おばあさん『あした』ですよ」と呼びかけてください。

② 自立支援に資するサービスになっているか

「介護ってお世話すればいいのではないか」ということになりがちです。ところが介護に頼って自分の身体を使わないとどんどん悪くなり、「廃用症候群」になってしまいます。

東北の海岸沿いに住んでいた高齢者は海の幸を獲り、畑で野菜を作り、近所の人々と交流する生活をしていました。それが3.11大震災で被害を受けて仮設住宅に移った結果、その生活が絶たれ、たちまち介護を受ける生活になり、どんどん介護度が進行してしまっただけです。

また悪徳介護事業者がいます。「要介護①」は15万円くらいのサービスが受けられます。「要介護⑤」になるとそれが35万円になります。悪徳介護事業者は「必要なことは全てしてあげるから、寝ていればいい」と言います。すると「要介護①」が2カ月で「要介護⑤」になってしまうのです。

自立支援というのは、本人ができることをどこまで引き出してあげるかということです。「寝たきりゼロへの10カ条」があります。参考にしてください。

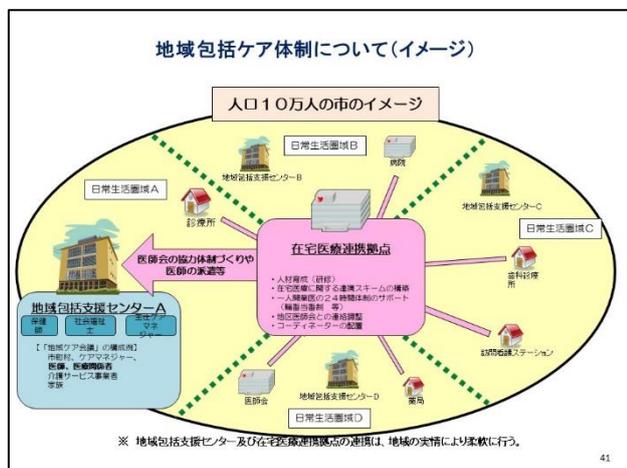
埼玉県和光市では、軽度者についての介護予防の徹底、リハビリ、低栄養の防止、口腔ケアなどをケアプランに反映させ、高齢者世帯の全調査を行って要介護認定率の引き下げを実現しています。

こうした実例からも介護に美容をきちんと取り入れることが大切です。

寝たきりゼロへの10か条

- 第1条 脳卒中と骨折予防、寝たきりゼロへの第一歩
- 第2条 寝たきりは寝かせきりから作られる、過度の安静逆効果
- 第3条 リハビリは早期開始が効果的、始めようベッドの上から訓練を
- 第4条 暮らしの中でのリハビリは、食事と排泄、着替えから
- 第5条 朝起きて先ずは着替えて身だしなみ、寝・食分けて生活にメリとハリ
- 第6条 「手は出しすぎず、目は離さず」が介護の基本、自立の気持ちを大切に
- 第7条 ベッドから移ろう移そう車椅子、行動広げる機器の活用
- 第8条 手すりつけ、段差をなくし住みやすく、アイディア生かした住まいの改善
- 第9条 家庭でも社会でも喜び見つけ、みんなで防ごう閉じこもり
- 第10条 進んで利用、機能訓練、デイサービス、寝たきりなくす人の和、地域の輪

このほかに「在宅の重度者支援、看取りができるか」「適切な住まいと住まい方」「生活支援・福祉サービスにどう取り組むか」という課題がありますが、今回は省略します。



5 認知症について

認知症の人をめぐる最近の動向についてです。現在、認知症とされて介護が必要な人は、全国で約 300 万人います。認知症の有病者は 460~500 万人います。さらに軽度認知障害の人が 400 万人います。認知症の診断を受けても家庭生活をしている人が多いことは事実です。認知症で施設に入所している人は 180 万人くらいです。

ほとんどの認知症の人は、地域で生活していますが、認知症の人に対しては誤解があります。昔は認知症になると精神病院に入ってもらうしかありませんでした。精神病院では拘束具で暴れないようにさせられていました。

しかし最近は、ケアと話しを良く聞いてあげることなどのサポートによって、地域で暮らせる方向に考え方が変わってきています。

私が関わっている町田市のデイサービスでは、認知症の方が働いています。

このほかにもホンダの自動車会社で洗車の仕事をしている方もいます。当初は、認知症の方は自動車を壊してしまうのではという議論があったのですが、1年ほど社内で検討して実施し、(十分洗車が可能なため)謝金を差し上げるという事例も生まれています。

このように認知症であっても自己資源を活用して働くことが可能です。しかし家族とは長い歴史がありますから、感情的にもつれるなど困難があることは事実ですが、ロバート・バトラーさんが言う「エイジング・イン・プレイス=地域で生きる」ということは、高齢者の生活にとって最も良い在り方だと言えます。

6 美容福祉の意義

美容福祉と地域包括ケアは、大きく関連します。加齢が進むと機能が落ちて行きます。美容は、自立支援と、「QOL=生活の質」を高めていく上で重要です。介護サービス、医療サービスの中で美容サービスを取り入れていくことは実際に推進されていますし、今後も訪問サービスの提供という方向で事業展開を考えていったらよいと思います。

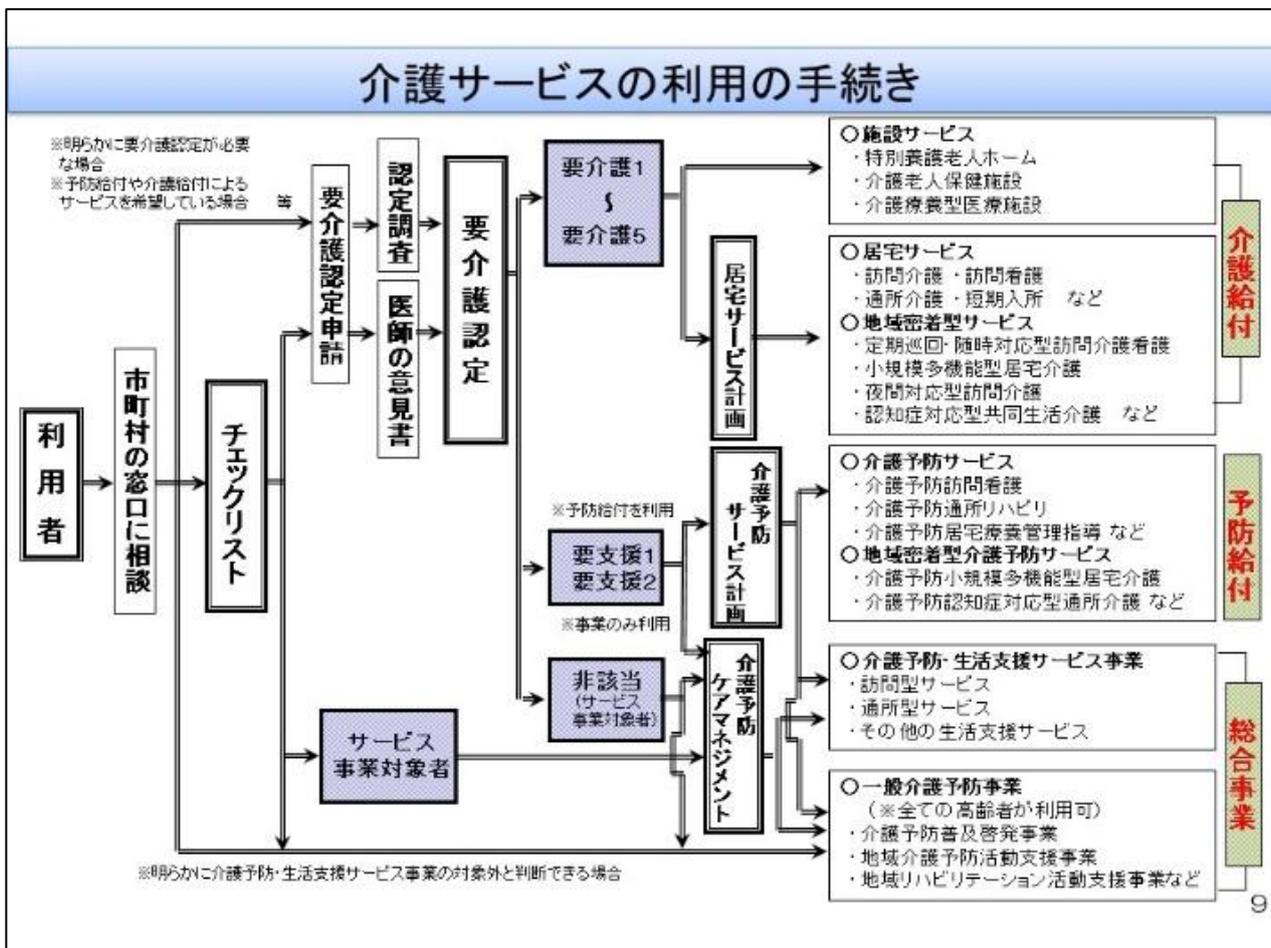
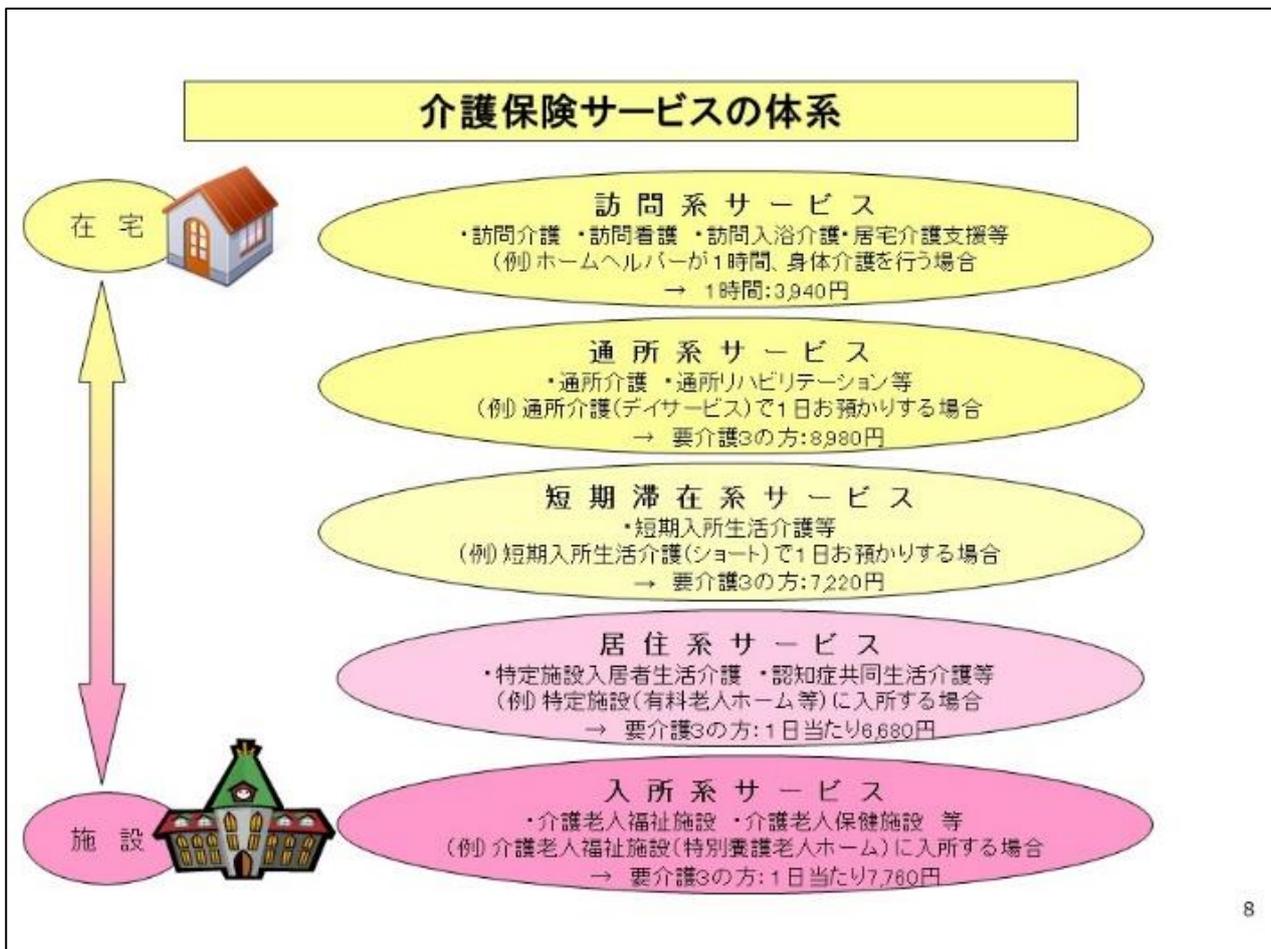
最後に美容福祉の資格についてです。美容師資格取得は 2 年課程ですが、今後はもう少しケア、高齢者の介護、医療、福祉に美容をどう位置付けるかということも学生にも学んでもらう必要があります。現在は、一般社団法人日本美容福祉学会認定の「美容福祉師」制度がありますが、地域包括ケアの中で美容師がどうやって生き生きと活躍できるのかについての議論を進めて、これを新しい国家資格にする議論を深めていって欲しいと思います。

それが、山野総長が提起している「美齢学」が花開くことにつながっていくのだと考えています。

宮島 俊彦 (みやじま・としひこ)

1953 年神奈川県生まれ。東京大学教養学部教養学科卒。1977 年厚生省入省、厚生労働省大臣官房審議官(保険・医政担当)、大臣官房総括審議官、老健局長など歴任。2014 年内閣官房社会保障改革担当室長就任、2016 年同退任。その後、日本介護経営学会理事、三井住友海上火災顧問など歴任。2018 年日本製薬団体連合会の理事長に就任。

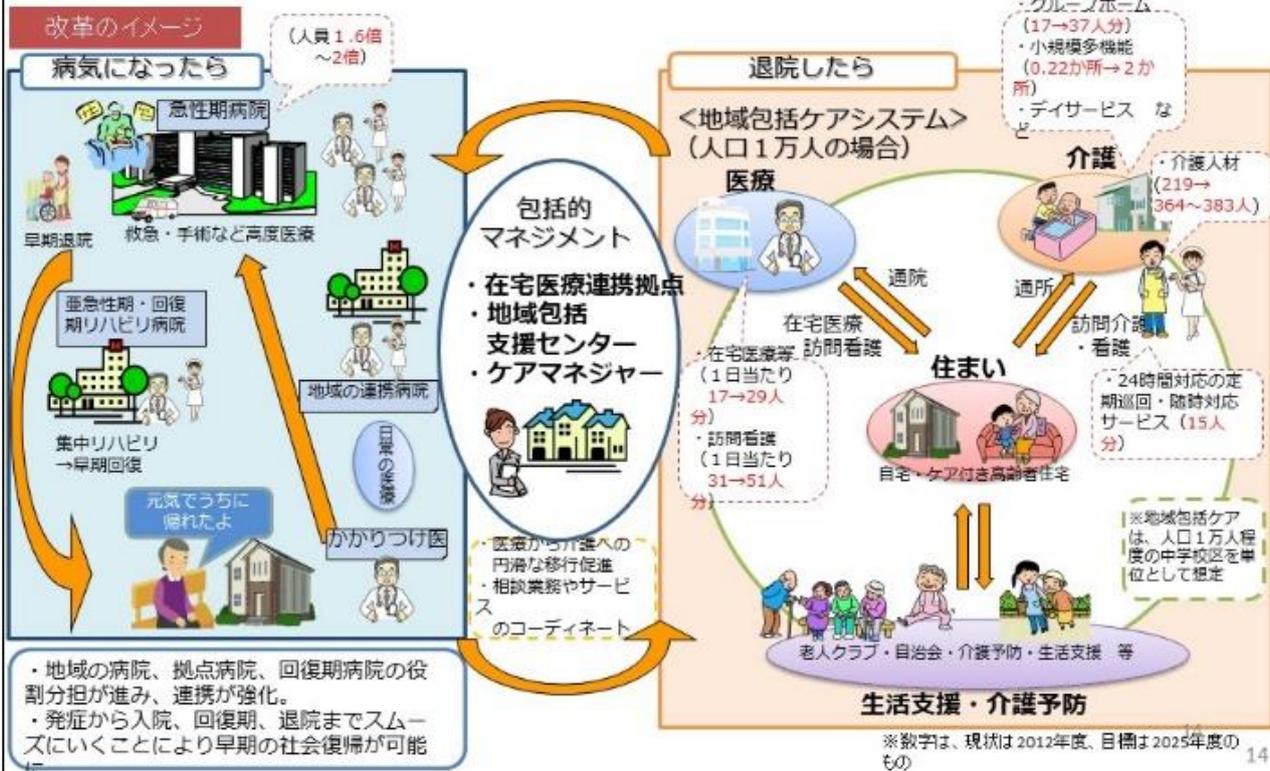
著書『地域包括ケアの展望』 宮島俊彦著 社会保険研究所 他多数



医療改革と地域包括ケアシステムの構築

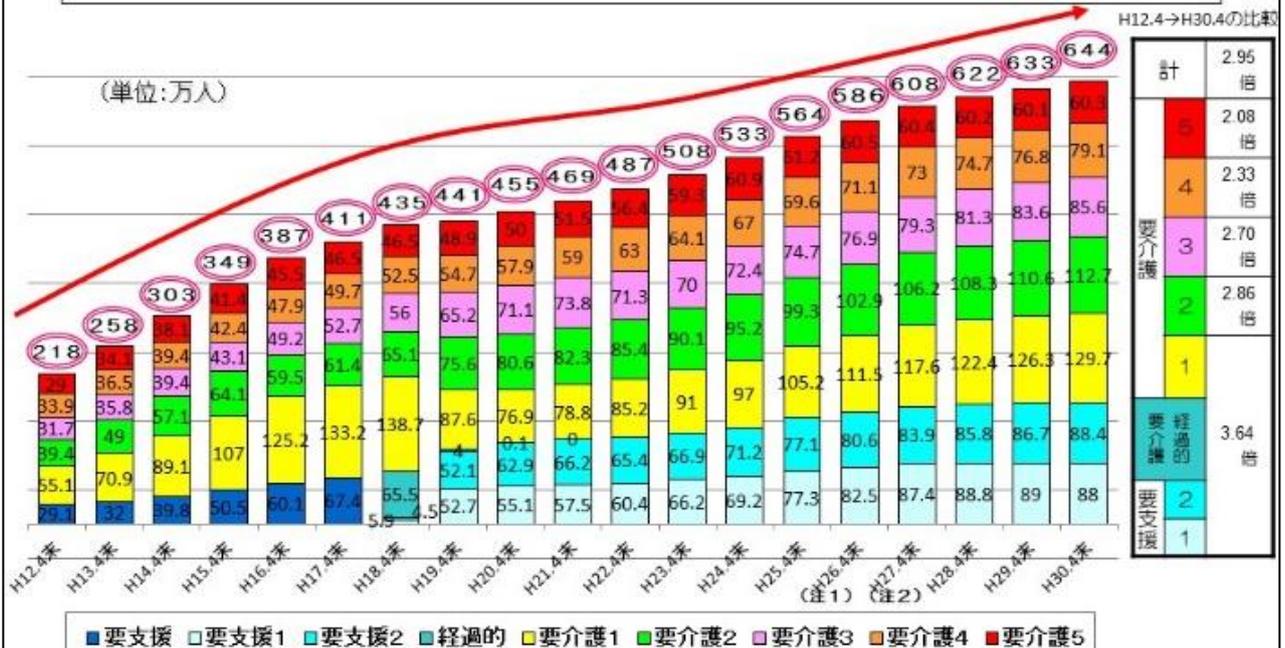
- 高度急性期への医療資源集中投入などの入院医療強化
- 在宅医療の充実、地域包括ケアシステムの構築

どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会へ



要介護度別認定者数の推移

要介護(要支援)の認定者数は、平成30年4月現在644万人で、この18年間で約3.0倍に、このうち軽度の認定者数の増が大きい。また、近年、増加のペースが再び拡大。



注1) 陸前高田市、大槌町、女川町、桑折町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町は含まれていない。

注2) 楡葉町、富岡町、大熊町は含まれていない。

(出典: 介護保険事業状況報告)



今シニアが求めるもの—— 保険外サービスとしての美容の新事情

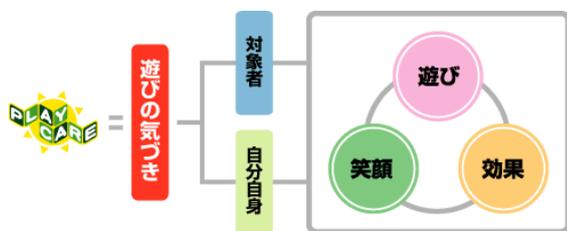
川崎 陽一（かわさき・よういち）

株式会社プレイケア 代表取締役 社長

1 プレイケアの事業の目的

プレイケアは、1997年に誕生しました。当時バンダイのマーケティング業務に関わっていた数名のメンバーで高齢者施設に出向き、レクリエーションを行うボランティアを行っていました。そして、高齢者施設のレクリエーションに関する5つの課題を明確にしました。①時間がない、②情報がない、③予算がない、④基準がない、⑤教育がない。

そこでこの課題を解決する方法を、プレイケア事業として体系化しました。そして、「笑顔の創造、お手伝いします」を理念にバンダイの社内ベンチャー大会で入賞し、2003年に起業しました。現在「プレイケア」（シニア対象のアクティビティ・レクリエーション）の提供を行うための次の3つの事業を通じて、社会参加寿命の延伸のお手伝いをしております。



プレイケアの3つの事業

① 担い手の発掘＝教育事業

介護現場ではアクティビティ・レクのノウハウが不足しているため、全国の高齢者施設等にて研修を行っており、介護現場における人材不足の解決に取り組んでいる（プレイケアリーダーの養成）。また、地域の事業者と連携したコミュニティ教室（健康講座等）では、講師に地域の人材（特に子育て層、シニアなど）を募集・採用し、趣味や特技を活かした講座を開く。運営スタッフも地域採用するなど、地域の社会参加の場を提供している。（地域包括余暇センター＝プレイケアセンター）

② 通いの場の創造＝空間事業

地域の高齢者施設、薬局、クリニック等と連携し、

それらの遊休空間・時間を活用したコミュニティ教室（健康講座等）を展開している。例えば、高齢者施設内の遊休空間やデイサービスの休業日、調剤薬局のアイドルタイムやクリニックの定休日などの遊休時間を活用し、講座を通して地域の高齢者の「健康」と「交流」の場を提供しているとともに、シニア・高齢者の集客に結びつけ地域経済の活性化に寄与している。また、自治体と連携し、認知機能向上や口腔ケア・健康のための食事方法など介護予防や地域支援事業も行っている。

③ コンテンツの開発＝開発事業

シニア高齢者市場に参入する企業や商品・サービス開発を行う企業のコンサルティングを実施。プレイケアセンターを利用するメンバーに定量・定性調査を実施し、本当にニーズにあった商品・サービスを開発している。開発に関わるシニア高齢者自身も高い関心を示し、社会参加の一環として熱心な意見を収集している。開発のポイントは、同社の商品・サービス×運動、栄養、口腔、認知機能の改善や社会的課題の解決（認知症・独居高齢者・空き家問題・買い物難民・ひきこもり他）等をテーマに創造するソーシャルマーケティングを実践し、多くのシニア向けサービスや商品を開発し、講座等のコンテンツ化をしている。「ヘルスケアラボ」と称し、通い場に参加するシニア層と企業や団体とのマッチングを実施。

2 保険外サービスに求められるもの

国は、団塊の世代が後期高齢になる2025年に向けて、地域包括ケアシステムの構築を進めている。特に今後は、現状の介護保険だけでなく、保険外サービスを踏まえた「混合介護時代」が予想される。東京都では特区を活用し豊島区における選択的介護の検証事業を区内9の事業者と共に昨年より開始した。この検証が国全体に広がる可能性も含めて注視されている。

現状として言えることは、介護保険費用の抑制の

<基調講演>

ために公的保険の拡大やサービスの充実は限定的になることである。当然、サービスに対する点数も増加は見込めず安定的な経営をするためにも公的保険以外の保険外サービスも併用しながら展開して行くことになる。このような長寿社会では、地域において現状の保険制度ではカバー出来ていないサービスも多々あり、民間企業から見ると大きなチャンスに映っている。ここ3年位で一気に新しいサービスが誕生した。

つまり、公的保険でカバーが出来ておらず、ご利用者様やご家族からご依頼を受けることのすべてが保険外サービス＝「社会的ニーズ」と捉えることが出来る。33兆円の新しい市場である。公的保険でカバーできないこの領域のサービスは、地域のみならず創るご本人目線の地域包括ケアシステムともいえる。

今、自治体の進める「通いの場」に参加できているのは高齢者の4.9%でしかない。つまり95%が参加していない。この95%の二次予防重点型「通いの場」が必要である。そこに必要な要素は、以下の3点である。

- ①週1回の筋力アップ体操
- ②徒歩15分圏内で行ける場所（移動）
- ③地域づくり、地域活動となる

これを含めて、社会参加低下症予防としてプレイケアは継続的な展開が行える事業となっている。

※1-②空間事業の具体例

- 1) 茨城県久慈郡太子町は、高齢化率43%の町で、民間企業と連携した形で取り組んでいる。
- 2) 福岡市のプレイケアセンター福岡では病院がフィットネスなどの民間サービスも行う、コミュニティづくりをしている。
- 3) 大田区のデイサービスでは、空いている日に、プレイケアを取り入れることで、二次的に顧客数を伸ばしている
- 4) 杉並区では保育園の休園日の空間をシェアして多世代交流型の展開をしている。
- 5) 他には以下のような事業者がある。
 - ・JA東京中央セレモニーセンター
 - ・介護老人福祉施設創生園
 - ・SECOM アライブ世田谷中町、アライブ久我原、アライブ世田谷代田
 - ・ヒノキヤグループ 悠楽里えどがわ、悠楽里埼玉中央

・介護付き有料老人ホームカーサブランチナみなとみらい

特に高齢者事業施設は限られた予算や人手で対応しようとする中で、制約があり外部委託ニーズは高い。また事業に取り込むことで、事業施設と地域活性につながっている。

つまりシナジーなくして事業の継続はない。それぞれの連携が、販売促進にもつながっている。

シナジー（Synergy）効果とは、具体的には企業同士の事業連携や協業、企業の事業が協働することで得られる相乗効果を指す。経営資源を組み合わせることにより、単なる総利ではなく、総利以上の効果を生み出すことを意味する。それぞれの連携が、販売促進にもつながっている。

- ・資生堂ジャパン（株）
- ・（株）ロッセ チョコ ガム
- ・一般社団法人日本音楽健康協会 等

3 保険外サービスとしての「美容」

わたしたちは常に現場で高齢者の皆様と一緒に様々なアクティビティを実践していますが、その中で多くの職員・スタッフがご利用者様にいつまでのその人らしく、美しく生活をして欲しいと感じています。そのために、美齢に関する4つの資源を全ての方に提供できる環境づくりをお願いしたいです。

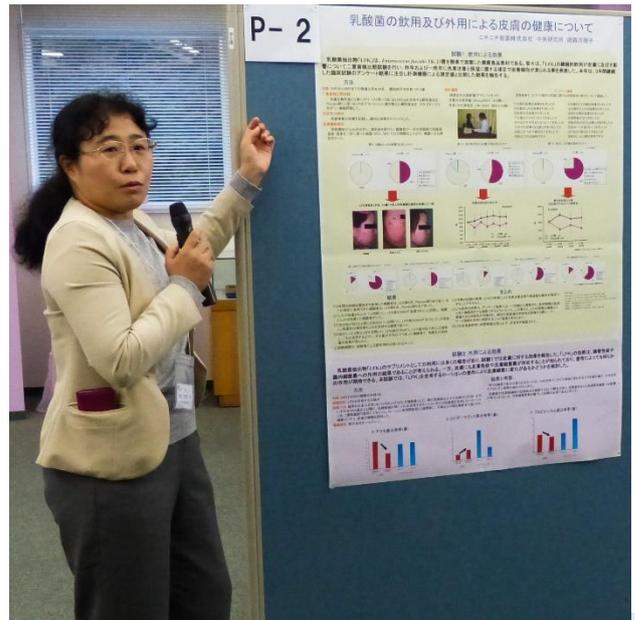
1つ目はいつでもどこでも誰でも学べる教育、2つ目はそのためのツールやサービスの標準化、3つ目は場所の創造、4つ目はエビデンスを含めた情報＝「人」「物」「場所」「情報」の4つのインフラ整備を行い、保険外サービスとして新しい市場構築をすることを期待します。

川崎 陽一（かわさき・よういち）YOUICHI KAWASAKI
1994年中央大学卒業後、(株)バンダイ入社。1997年日本アクティビティ協会設立。2003年社内ベンチャー大会入賞同年プレイケアセンター設立。2013年経済産業省企業発ベンチャー。
2014年サービス生産性協議会ベストプラクティス（優良事例）。2017年経済産業省はばたく企業2017受賞。日本アクティビティ協会理事。日本音楽健康協会顧問。保険外サービス協会理事。経済産業省関東経済産業局関東ヘルスケアラボコンソーシアム官民交流コーディネーター（自治体と企業のマッチング支援）。2018年経済産業省地域未来牽引企業に選出。健康ゲーム指導士養成講座制度開始
著書：「プレイケアのすすめ」（中央法規出版）他
2019年 川崎市ウェルフェアイノベーションコーディネーター就任

< 研究発表 ショートプレゼンテーション報告者 >



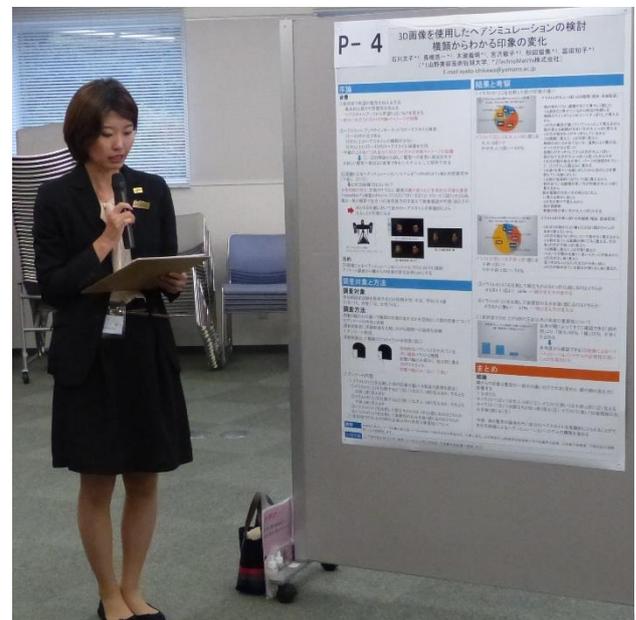
高齢者の歩行能力向上を追いとした
レジスタンストレーニングの開発
～「アクティブエイジング体操」の考案と紹介～
永松 俊哉



乳酸菌の飲用及び外用による皮膚の
健康について
岡森万理子



美容サロンから多目的コミュニティ
サロンへの展開
山下 玲子

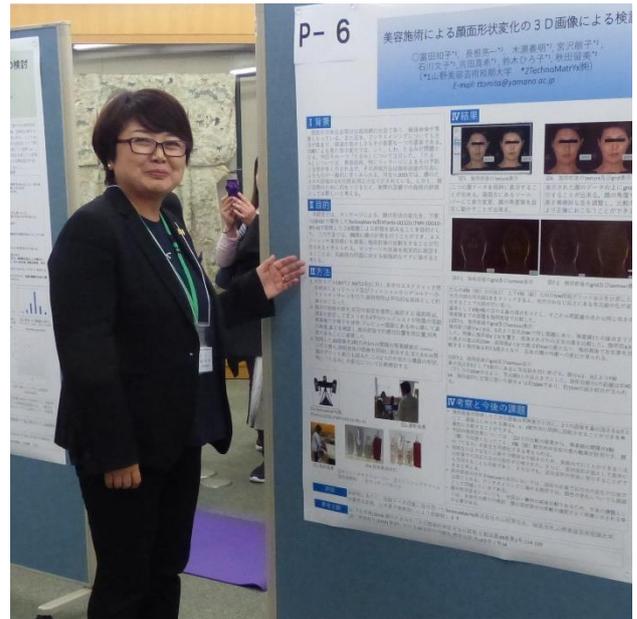


3D画像を使用したヘアシミュレーション
の検討 ～横顔からわかる印象の変化～
石川 文子



「セルフ美容プログラム」事業化への検討
～地域高齢者サロンでの検討～

富田 知子



美容施術による顔面形状変化の
3D画像による検討

富田 知子



美容における「やさしい日本語」
コミュニケーションモデルの基盤研究

佐藤 正則



「美容師が使いたい絆創膏」についての
ニーズ調査

西澤 弘次

高齢者の歩行能力向上を狙いとした

レジスタンストレーニングの開発

～「アクティブエイジング体操」の考案と紹介～

○永松俊哉¹⁾ 大西典子¹⁾ 木村康一¹⁾ 井田浩美²⁾

1) 山野美容芸術短期大学 2) 服部栄養専門学校

1. 背景と目的

社会の高齢化が急速に進行している我が国においては、高齢者が単に疾病を予防し余命の延長を図ることのみならず、いかに生活の質（QOL）を良好に保ち自立した生活を送るかが社会的課題となってきた。我々は、高齢者を対象としたコホート研究において、各種生活動作能力は加齢によって低下するものの、積極的に外出して社会参加を図ることが身体機能の低下防止に繋がることを明らかにした。

高齢者の自立生活および外出を考えた場合、他者に頼ることなく移動するためには歩行能力をより高く維持しておくことが極めて肝要となる。しかし、加齢に伴う骨格筋量の減少、いわゆるサルコペニアによって歩行能力は年々低下することが考えられる。我々は、高齢者の歩行速度が6年間で約20%低下することを確認している¹⁾。これらの先行データを踏まえれば、高齢者が歩行能力を維持するには、日常的に歩くことに加えて歩行に関わる骨格筋群を集中的にトレーニングすることがより効果的と思われる。

そこで、高齢者の歩行能力向上を狙いとして、レジスタンストレーニングプログラム「アクティブエイジング体操」を考案し、その効果について一部検討したので概要を紹介する。

2. アクティブエイジング体操の概要

体操の内容に関して、トレーニングを施す部位は6か所であり、具体的な動作と主働筋を以下に示す。

安全面に配慮してゆっくりとした動作を基本としつつ、筋への酸素供給を少しだけ抑えて効率よく筋肥大させることを狙いとした。また、対象者がいつでもどこでもできるように簡素な動きを採用し、所要時間は約10分になるよう構成した。

(1) 大腿部

- ・クォータースクワット（大腿四頭筋・大臀筋）

- ・レッグカール（ハムストリング）
- (2) 下腿部
- ・カーフレイズ（腓腹筋）
 - ・足首の背屈（前脛骨筋）
- (3) 臀部
- ・ヒップアブダクション（中臀筋）
- (4) 体幹部
- ・スパインヒップリフト（大臀筋・脊柱起立筋）
 - ・ニーレイズ（腹直筋・大腰筋・腸骨筋）
- (5) 上腕部
- ・ニーオンプッシュアップ（大胸筋・上腕三頭筋）
 - ・パームカール（上腕二頭筋・上腕三頭筋）
- (6) 肩部
- ・パームプル（三角筋・僧帽筋）

3. 体操の効果

本体操の効果を検討するために56～70歳の4名（男性2名、女性2名）の協力を得た。対象者に実験内容を説明し、口頭での同意を得て下記項目を検討した。

- (1) 主観的運動強度
- ・体操後にRPEにて評価
- (2) 気分
- ・体操前後にフェイススケールにて評価
- (3) 歩容
- ・体操前後に歩行姿勢測定システム（NEC）にて最速歩行時の歩容全般を数量化



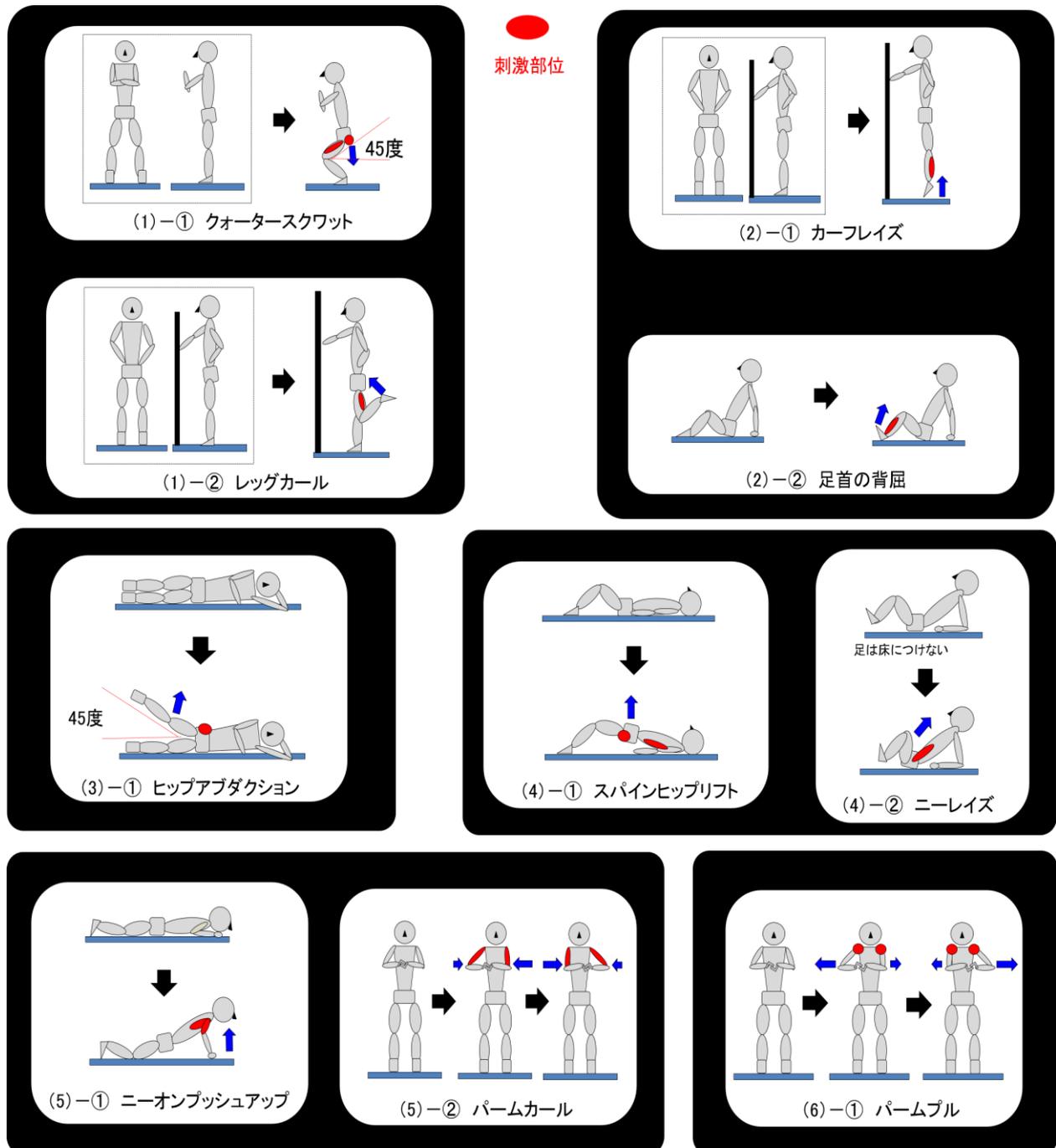
4. まとめ

アクティブエイジング体操実施後の RPE の平均は 12.8 であり、心身の負担感はあまり大きくないものと思われる。一方、体操前に比較して体操後は歩行速度の有意な上昇 ($P < 0.05$) を認めたことから、本プログラムは中高齢者の歩行能力を一過性に改善する可能性が示唆された。今後は、対象者数を増やし一定期間トレーニングを継続した場合の効果検証が求められる。

5. 参考文献

(1) 永松俊哉ら 地域高齢者の生活体力に関する縦断研究 体力研究 99 7-15 (2000)

アクティブエイジング体操の動作概要



緩やかで簡素な動作を選定し、所要時間が約10分となるよう構成

乳酸菌の飲用及び外用による皮膚の健康について

岡森万理子

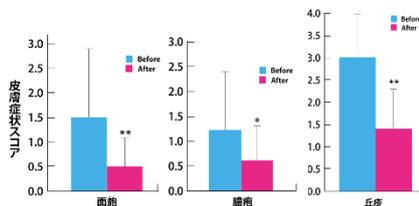
二子二子製薬株式会社 中央研究所

試験 1：飲用による効果

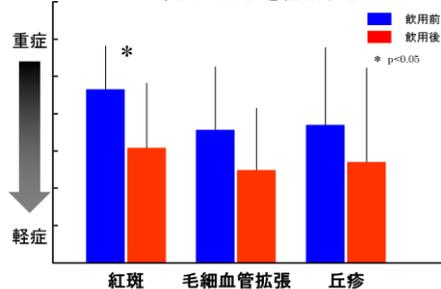
< 目的 >

乳酸菌抽出物「LFK」は、アレルギー症状緩和の他に、尋常性座瘡や酒さ等の皮膚疾患への有効性が報告されている。

乳酸菌サプリメントの飲用は
ニキビの症状を軽減する



乳酸菌サプリメントの飲用は、
酒皸の症状を軽減する



今回、乳酸菌の日常的飲用が健康人の皮膚機能に与える影響を検討するため、2004年から2006年にかけて3年に渡る飲用試験を行った。

< 実験方法 >

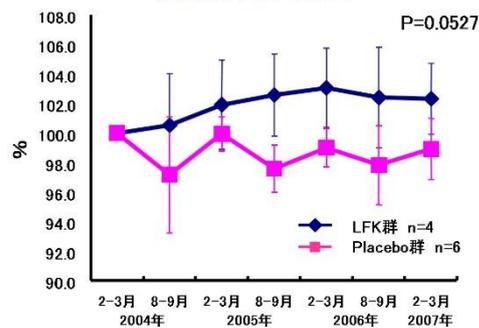
20代から50代までの健康な男女28名を無作為に2群に分け、LFK群(15名)はLFK1.0gを含有する顆粒食品を、placebo群(13名)はLFKをデキストリンに置き換えた顆粒食品を、継続摂取した。摂取開始から3ヵ月おきに、経表皮水分蒸散量(TEWL)、表皮角層水分量および皮膚色差(L値)の測定を行った。また、摂取前後の皮膚状態をアンケートにより調査した。

< 結果と考察 >

3年間の試験を最後まで継続できた被験者は、LFK

群で9名、placebo群で7名であり、この内、全ての測定会に参加できた被験者は、LFK群で4名、placebo群で6名であった。飲用の中止および測定会不参加の理由は、時間的な理由であり、副作用的な症状は見られなかった。開始時を100とした時、1年後、2年後及び3年後の非露光部L値は、LFK群(8名)で、100.2(±2.8)、101.3(±3.1)及び101.3(±2.0)、placebo群(7名)で、100.3(±1.5)、99.4(±1.5)及び99.2(±2.0)となり、LFK群に色素沈着改善傾向がみられた(repeated measure ANOVA p=0.0883)。

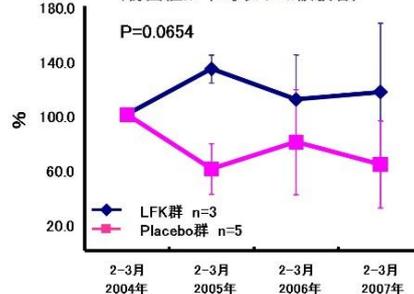
非露光部色差の変化率



機器測定データは、Repeated ANOVAで検定した。

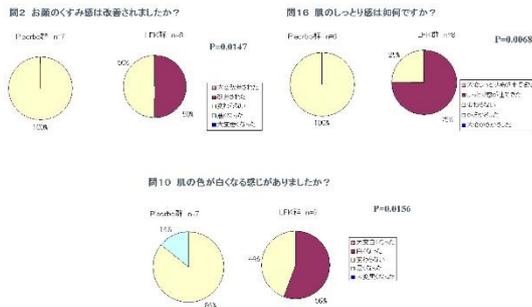
また、全体の各層水分量に差は見られなかったが、露光部角層水分量が平均値以下のグループ(LFK群3名、placebo群5名)において、開始時を100とした時、1年後、2年後及び3年後の水分量は、LFK群で133.6(±10.2)、111.3(±32.6)及び116.6(50.7)、placebo群で60.1(±18.5)、79.8(±38.6)および63.4(32.1)と、LFK群に水分量増加傾向が認められた(repeated measure ANOVA p=0.0645)。

露光部角層水分量
(初回値が平均以下の被験者)



機器測定データは、Repeated ANOVAで検定した。

< 研究発表 ② >



< 関係文献 >

- 1) Enterococcus faecalis FK-23 菌抽出物 (LFK) の酒さに対する効果 須貝ら 応用薬理 60 p33-36 2001
- 2) 尋常性ざ瘡に対する LFK (FK-23 菌処理物) の使用経験 須貝ら 応用薬理 63 p1-4 2002
- 3) 機能性乳酸菌抽出物 (LFK) の美容素材への応用 古野ら FRAGRANCE JOURNAL 2005-9 p85-88 2005

試験 2 : 外用による効果

< 目的 >

乳酸菌を化粧品へ応用するにあたり、皮膚常在細菌への影響を検討した。

< 実験方法 >

健康な日本人女性 2 名 (30 代および 20 代) を被験者とした。朝の洗顔後および入浴後の 1 日 2 回、左右いずれかの小鼻および腋に、乳酸菌抽出物「LFK」を含有するローションまたは乳酸菌を含有しないローションを、2 週間連続で塗布してもらった。ローション使用開始前と 2 週間後に、小鼻および腋を無菌水で湿らせた綿棒でこすり、皮膚の細菌を回収した。

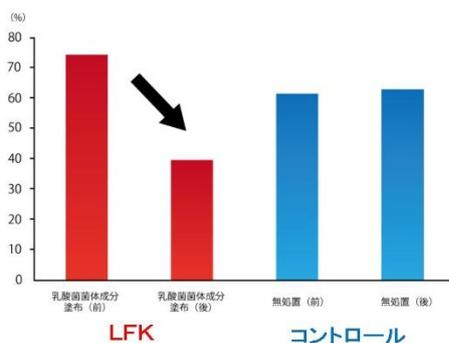
< 結果と考察 >

皮膚細菌は、多くの細菌で変化は見られなかったが、30 代女性でニキビの原因と言われるアクネ菌の減少、20 代女性でプロピオン酸菌の減少がみられた。乳酸菌が皮脂腺細胞の皮脂産生を調整するという報告があり、皮脂量を介した皮膚常在細菌への影響が考えられるため、今後被験者数を増やした試験が必要であると考えます。



乳酸菌を配合した化粧品の一例

P. アクネ菌占有率(鼻)



美容サロンから多目的コミュニティサロンへの展開

山下 玲子

一般社団法人美容ケア研究所 代表理事

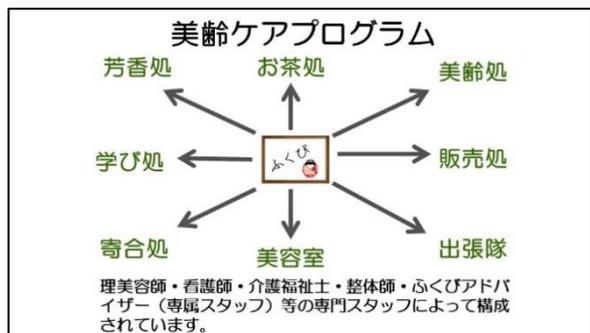
1. 多目的コミュニティサロン「ふくび」

人生 100 年時代の課題としての高齢者の社会的孤立を予防するために、地域では様々なコミュニティサロンの提供がされるようになった。

このような中、私たちは NPO 全国介護美容福祉協会の登録理美容師がチームで社会課題に取り組む「一般社団法人美齢ケア研究所」を 2016 年に設立した。そして 2017 年には、高齢者に限らず様々な世代が気軽に利用できる、地域密着型の「コミュニティサロンふくび」を設立した。(山下 2017)

2. 美齢ケアプログラムの発展

西尾氏経営の美容室（ヘアースト）に隣接した法人事務所「コミュニティサロンふくび」の開設後お茶処ふくび（カフェ）を開設。その後さらに著者が経営する美容室エポックを隣接する場所に移転した。これにより美齢ケアプログラムのメニューはさらに拡大した。



4. 美齢ケアプログラム事業の概要

a) 「コミュニティサロンふくび」は、美齢を通して、地域の方の集いの場となっている。

b) 「学び処ふくび」は、専任スペシャリストが、美容やアロマ講座を提供し、様々な分野の方から個人の方迄スキルアップやケア等を学ぶ場となっている。

c) 「おでかけ広場」は、地域に開かれた住民が気軽に集まる事が出来る場所で、一宮市が認定。

d) 「ふくびの杜」は、自社で開催する地域交流マルシェ。連携を取って頂いている方々と出展から告知と詳細ミーティングを重ねて開催している。体験や季節・当日限定品多種多様のブースが並び、来場者様に来店社者の活動を知って頂く、繋がって頂く、そして楽しんで頂く事が目的のマルシェとなっている。

e) 「寄合処ふくび」は、予約にてレンタル Room として、ビジネスの打合せ・会議・料理教室・女子会・ランチ会・ワークショップ・展示会・町内会寄合・と様々な用途で利用可能にした。

f) 「ふくび出張隊」は、・出前講座として、地元でなくとも、美容師は元より施設や介護職員様向けへの美齢ケア講座として訪問し社協や施設等での、介護体操や、美容アクティビティを実践している。

<研究発表 ③>

g) 「ふくび訪問理美容」は自立度の低下した方への美容だが、最近シャンプーやシェービングの要望もある。又コミュニティが広がる事で、訪問依頼の相乗効果が出ている。

h) 「お茶処ふくび」は、喫茶モーニング発祥の地である一宮の特徴を生かし、高齢者～若者まで世代を超えて気軽にモーニングに出掛けられることを狙いにした。お茶処の効果として美容サロンだけではなく、不特定多数の方に御来店頂く機会となった。特に口コミ情報が広がり、食と一緒に、美容だけではない美齢や福祉が繋がっている。様々な情報と SNS 効果もあり TV (3社)・雑誌(6社)・新聞(1社)・地元ラジオ放送・地域包括支援事業者に取り上げられるようになった。



i) 「美齢処エポック」は、整体師が整体施術や日常動作の助言を、理容師がシェービングを、美容師が美容や美容ケア講座、アロマ施術講座を、また福祉美容師だからこそその施術がサロンで受けられるトータルサロンと位置付けている。

5. 地域福祉・人生 100 年時代を味方に

地域福祉は医療・福祉だけでは、障がい者・高齢者の生活支援を行うには不十分となってきた。そこで重要になっているのが、住民主体型の地域の取り組みとなってきている。特に私達の周りには、「生活支援・見守り・介護予防・生きがいづくり・福祉職の方への美容講座」等々、「美齢学」を軸に展開していけるものがある事を実感している。

今私たちが展開している美容サロンから発展した場づくりは、地域住民をつなげる役割を担い始めている。社会関係資本には、「信頼」「互酬性の規範」「ネットワーク」の必要性が定義されている。地域に根差したお客様をはじめ信頼されたコミュニティとしてのサロンはこの3つがそろっている。

寄り合い処だったり、情報発信や共有の場だったり、悩み相談の場だったり、サロンだからこそその

ドラマが生まれる。福祉美容師だからこそ美容と福祉の融合した視点があると思っている。私たちは人生 100 年時代だからこそ重要になる「美道」「beauty power・美容の力」を活かし、ひとりひとりの人が「生きるほどに美しく」生きることのできる社会に貢献できると考えている。



参考文献：

- 1) 山野正義 「美容福祉の神髄 生きるほどに美しく」 IN 通信社 2003
- 2) 山野正義 「ジェロントロジー 未来の自分は今の自分からつくられる」 IN 通信社 2015
- 3) 山下玲子 「美齢ケアを展開するコミュニティサロン『ふくび』の取り組み」日本美容福祉学会誌 VOL.17 NOV 2017 p40-41
- 4) 稲葉陽二 「ソーシャルキャピタル入門 孤立から絆へ」中公新書 2015

【倫理的配慮】報告内容に使用した個人情報に関わるものは、本人の了解のもとに使用しています。

【注】本実践報告は、2019年8月27日 NPO 全国介護美容福祉協会の登録理美容師の集いで、報告したものを一部修正したものです。

3D 画像を使用したヘアシミュレーションの検討 ～横顔からわかる印象の変化～

石川文子¹⁾ 長根亮一²⁾ 木瀬義明²⁾ 宮沢敏子²⁾ 秋田留美¹⁾ 富田知子¹⁾

1) 山野美容芸術短期大学 2) TechnoMatrYx 株式会社

キーワード：ヘアシミュレーション・3D・横顔印象

はじめに

美容室で髪を切る際、美容師に対して希望の髪型を伝える方法は、

- 1) 「いつもと同じ」と言う。
- 2) 具体的な長さや雰囲気伝える。
- 3) ヘアスタイルブックから希望に近いものを見せる。

など様々である。中でも具体的な長さや雰囲気を伝えたり、ヘアスタイルブックから希望に近いものを見せたりする場合は自身に似合うか否かの判断やイメージをすることが難しく、新しい髪型への変更に対する抵抗を示すケースも少なくない。

現在 20～40 代をターゲットにしたヘアスタイルブックは多く見かけるが、50 歳以上に向けたものは数少ない。インターネットで 50 歳以上のヘアスタイルを検索する場合、30～40 代のヘアスタイル画像が代用されている。また 50 代の画像であってもヘアスタイルの種類が少ないなど年齢が上がるにつれて自身に似合うか否かをイメージすることは困難になる。

そこで 3D 画像を使用して様々なヘアスタイルを試し確認できるヘアシミュレーションシステムは、どの年齢においても自身のヘアスタイルを客観的にとらえることが可能になると考えた。

現在、正面からのヘアシミュレーションが多くみられるが、美容師としては顧客の横や後ろなど、多角的な印象も重要であると考えた。

本研究においては、横からの印象の重要性を明らかにするためにアンケート調査を行いそれにより、現在共同研究¹⁾を進めている TechnoMatrYx(株)製の NTartis-D(CCD) (TMY-SDD10-001-A)を使用した 3D 画像によるヘアシミュレーションシステムの検討を行った。

対象と方法

1) 調査対象者

美容師国家資格を取得予定の短期大学 1 年生
平均 18.4 歳。91 名 (うち、男性 17 名、女性 74 名)

2) アンケートの作成

実験刺激として同じ顔の 2 つのイラストを用意した。平均的なバランスと言われる同じ横顔イラストに、同じ長さのポプスタイルを当てはめた。前髪の横幅のみ 1. 広い 2. 狭いという 2 種類の横顔のイラストとした。

3) アンケートの内容

調査対象者に全項目 8 問の設問を設定した。年齢、性別、2) で作成した 2 つのイラストについて設問 5 項目。他に美容室での仕上がり時の正面以外の角度の重要性について尋ねた。

(倫理的配慮)

※個人が特定できないように十分な倫理的配慮を行った。

結果と考察

2) で作成した 2 つのイラストを比較した結果、イラスト 1 とイラスト 2 はそれぞれ「大人っぽく見えるか、子供っぽく見えるか」との問いにイラスト 1 は大人っぽく、イラスト 2 は子供っぽく感じるとの回答が得られた。この理由として、前髪の幅によって顔の露出面積に差が生じ、そのため鼻の高さや顎ラインが異なって見えることが自由記述の結果から示唆される。

イラスト1が大人っぽいとの回答

(自由記述から抜粋)

- 顔の隠れてない面積が広くて凛々しく感じた
- 1は顔を広く見せているから快活さを感じる。
- 輪郭のラインが2より出ているのではっきりして見えるから
- 1の方が鼻筋が通っていてシュッと見えるから
- 顔の見える範囲が大きい方が大人っぽく見える
- 1の方が顔まわりがはっきりしているから
- 1は綺麗に見えた。2は可愛く見えた。
- 輪郭が出てるか出てないか。湿気により髪が広がったのかなと思った。
- 1の方が顔の余白が多く、パーツが強調されていて、ゴツゴツした顔立ちに見える。
- 1は遠くを見ている感じがしたから。(先のことを見据えている感じがした。)
- 1は顔が全体的に出ているので潔く見えるから

イラスト2が子供っぽいとの回答

(自由記述から抜粋)

- 2のほうが顔が小さく鼻と口が近く顎のラインがあまり見えないから
- 2の方が顔がはっきりしていて若そうに見えるから
- 2は顔が出ている範囲が狭くて丸く見える。その為2の方が子供っぽく見えた。
- 1は綺麗に見えた。2は可愛く見えた。
- 小さい子が髪の毛周りに多いイメージがあるから。
- 2の方が少し若く見えた。
- 目つきがなんとなく2のほうが子供っぽい
- 2の方が顔の出ている部分が狭く少し幼く見えた

また「顔立ちがはっきりと見えるのはどちらか」という設問に対し、66%がイラスト1と回答し、「後頭部の丸みを強く感じるのはどちらか」という設問に対しては57%がイラスト2と回答した(図1.2)。つまり前髪の幅の違いによる横からの印象は、顔に加え後頭部の形の見え方にも影響を及ぼすことが考えられる。

さらに「美容室で仕上がりを確認する際に正面以外で重要視する角度はどこか」という設問に対し、自身が鏡によってすぐ確認できる「斜め前」より確

認に手間のかかる「後ろ」や「横」とする回答が多く得られた以上の結果から、多角度から確認できるヘアシミュレーションシステムの必要性は高いことが示唆された。

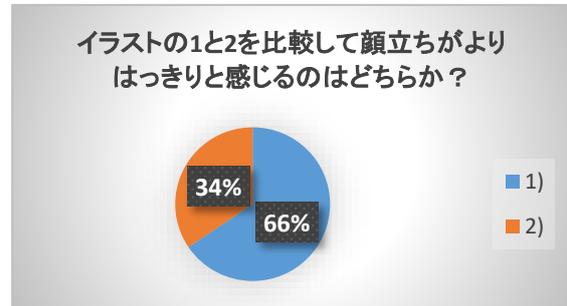


図1. 顔印象の比較結果



図2 後頭部印象の比較結果

利益相反

演題発表に関連し、開示すべき利益相反関係にある企業等はありません。

文献

- 1) 下家由起子 他(2018):美容における3D活用の可能性、日本顔学会誌、第18巻第1号、54。

「セルフ美容プログラム」事業化への検討

～地域高齢者サロンでの検討～

富田知子¹⁾ 及川麻衣子¹⁾ 難波礼治²⁾ 木村康一¹⁾ 生山匡¹⁾

1) 山野美容芸術短期大学 2) 第一工業大学

1 緒言

現在の超高齢化社会で、高齢者がいつまでも生き甲斐をもち、自立した生活を送るための多くの取り組みが成されている。筆者は美容師資格を有する研究者として、これまで美容ボランティアなどで高齢者と関わり、その実践の中での効果を実感し、化粧と整髪による心理効果についても検討を進めてきた(富田 2016)。そのことから、美容行動の維持は、社会性、生活の張りを支え、介護予防の一助となるのではないかと考え、「セルフ美容プログラム」(図 1-1. 2. 3. 4) による福祉研究への貢献を目指した。

美容分野に関する先行研究においての検討では、化粧によるものが多くみられる(池山 2013)。しかし、化粧は日常的に行わない高齢者も少なくない。そこで、より日常的に美容に対する関心を維持するため、誰でもが行い易く、美容の基礎になる洗髪やスキンケアに注目した「セルフ美容プログラム」の開発とその活用について研究対象とすることとした。

専門職である美容師による「セルフ美容プログラム」の指導を通し、「専門職(美容師)による美容(A)」と「高齢者自身で行う美容(セルフ美容ケア)(B)」という二つの美容概念をつなぐ(図 2) 新たな美容ケアの循環モデルを設定し、化粧に偏りがちな高齢者美容の研究の視点を、実態に即した「統合的な美容」として捉え直し、この統合的な美容を対象とした、実践的なプログラムを提案している。高齢者が他者との関わりの中で大きな役割を持つ「顔」を通して自身への意識を高め、介護予防への一助となる可能性を期待している。



図 1-1. シャンプー体操 (約 3分)



図 1-2. ヘッドマッサージ



図 1-3. フェイシャルマッサージ



図 1-4. ハンドマッサージ

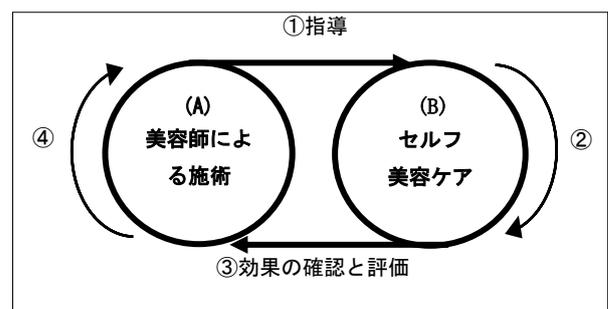


図 2. セルフ美容プログラムの循環

2 研究の方法と調査の結果

1) セルフ美容プログラムの提案と身体機能への効果の検証

i) 内容と方法：①シャンプー体操、②セルフ・フェイシャルマッサージ、③セルフ・ヘッドマッサージ、①②③説明後、自主的におこなってもらい、約1ヶ月毎計測し約3カ月間実施した。

ii) 評価方法：前後写真、ペグテスト、握力、前屈、TDASによる認知機能、について結果を比較した。実施状況については配布カレンダーに印を入れてもらった。

iii) 結果：①シャンプー体操：手首可動域の角度が平均6.6度増加し、有意な変化がみられた。②と③ヘッドマッサージ及びフェイシャルマッサージ：3か月行った結果、実施後平均、前屈+2.68cm、ペグテスト+3.57本、握力+2.7gとなった。TDAS-5以上の改善が4名であった。

2) 地域高齢者サロンでの活用の可能性に関する調査

i) アンケート調査対象：

地域の高齢者を対象に、サロン活動などを行っている運営者及びサロン利用者、また施設や在宅での訪問美容利用者も含めて41人を被験者とした。(但し運営側の参加者が多く、40代の女性も含まれている。実施後の主観的効果や意識の変化についてアンケートをおこなった。質問内容は、次のとおりである。

- a) 学習と知識の応用(目的を持った感覚的経験)：
①本プログラムの効果の認識、②自身への意識の変化、③美容への意識の変化、④鏡を見る回数の変化、⑧積極性、
- b) 運動・移動：⑥外出頻度の変化、
- c) 対人的相互作用：⑤他の人の反応、⑦周囲への伝達である。(番号は、アンケート設問番号)

iii) 調査結果

- ① 効果の認識：75%が「はい」と回答。(図3)
- ②自身への意識の変化：95.1%が「変化あり」を示した。
- ③美容への意識の変化：97.5%増加。
- ④鏡を見る回数：90.2%が増加。
- ⑤他の人の反応：56%が「はい」と回答。
- ⑥外出頻度：変化の割合は小さいが、58.5%が増加と回答。

⑦周囲への伝達：「はい」は85.4%。

⑧積極性：「はい」は82.9%。

また、鏡を見る回数も高齢であればあるほど増加率が高い(図4)。同じく、プログラム実施率についても、年齢が高くなるからといって実施率が低下しないばかりか、高い傾向がある(図5)。

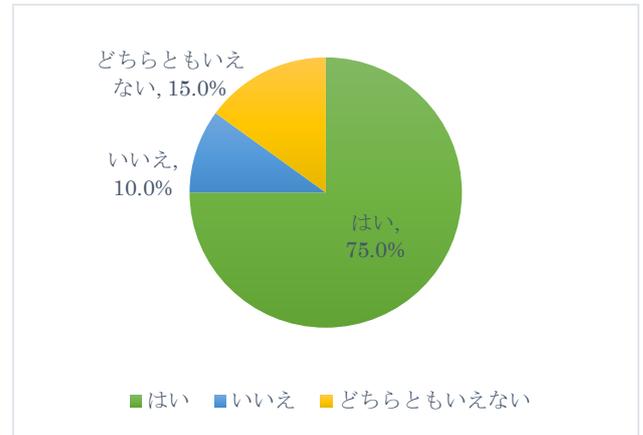


図3. 効果の主観的認識

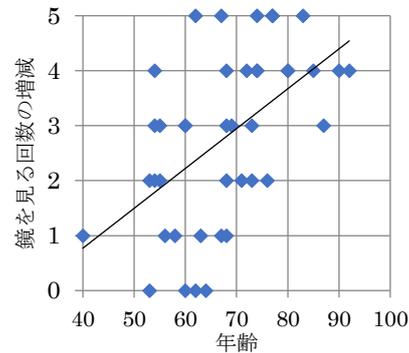


図4. 年齢 × 鏡を見る回数の増減

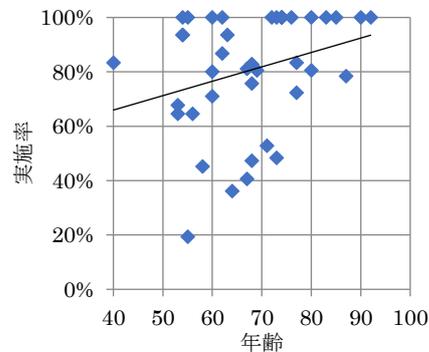


図5. 年齢×実施率

表 1. 自由記述のうち生き甲斐（他者との関わりを含む）や行動変化（参加）に関する抜粋

1. （肌が滑らかになったと）主人が言っている
2. 鏡を見る回数がふえた 美容室に久しぶりにいった。
3. 以前はあまり化粧しないで外出していましたが、近ごろは身の回りをきれいにし、少々おしゃれをして晴れやかな気分です、色々なサークル活動に出席しております。
4. マッサージをすることで、自分の顔をしっかりと見るようになった。
5. 忘れやすいので、月に1回でも復習したい。
6. 友達との会話が増えました
7. Sさんを通じて参加しました
8. あきらめていたのでうれしい。
9. 美容がテーマで良いと思い参りました
10. 意識することで、これから迎える高齢期を上手に生きていけると感じました。
11. 髪型がとても気になるようになり、スプレー等を使用して気にするようになりました。
12. 化粧品を買いに行きました
13. 表情が生き生きして気持ちに張りが出てきたようにかんじます。
14. 年を重ねても美しく過ごしたい。
15. 気持ちが若やいでいる気がする。
16. フェイシャルマッサージ等考えたこともなかったけど、出来るだけ毎日やるようにしています。
17. いつまでも身ざれいでいたい。
18. 嬉しい気持ちが高揚する。
19. 化粧をするしいたいと思うようになり、毎日ファンデーションを付けるようになった。
20. 化粧品を娘に買って揃えるようになった。
21. 自分自身を磨くことはいくつになっても楽しいものだと思います。
22. 日課になった。生活のメリハリのようなものが、少しできた。朝夜鏡を見るのが毎日になった。目の下のクマが気になる。娘に褒めてもらった。色々大変な事（家族の病気、自分の病気）が多い中気分転換になる。
23. オシャレをするようになった。洋服も明るいものを着るようになった。アイラインを引くようになった。友人の美容へのこだわりがお手本
24. 親子でマッサージの話をしたり、おしゃれの話が出るようになった。共通の話題が出来て嬉し

い。気持ちが晴れた。相手の顔にも関心を持つようになった。

3 考察及び今後の研究の課題

「セルフ美容プログラム」を体験した高齢者からは、自身への意識の向上がみられ、美容への関心が高まったという結果を得た。鏡を見る回数の増加や実施率から、高齢者にとって本プログラムを実施することの負担感が少ないと考えられる。設問「効果の認識」の自由記述回答では、「毎日の日課ができ、生活のメリハリのようなものが少しできた。」など、美容的效果のみではなく、日々を心地よく過ごすためのプログラム活用として、可能性が示唆されたと考える。被験者の外出頻度においては、大きな変化は見られなかったが、対象となった被験者の大半が元気な高齢者であったため、向上する余地が小さかったことの影響であると考えられる。より多くの人々へ、性別を超えての広がり考えたプログラム内容と伝達方法、なにより継続の可能性についてもより深く研鑽し、さらなる高齢者の介護予防の一助となるように、本プログラムの改善を進めていく必要がある。

謝辞

研究にあたりご指導いただきました日本福祉大学平野隆之先生、調査にご協力いただきました地域の皆様、訪問美容でご協力頂きました佐野美恵子先生、分析にご協力いただきました一般社団法人知的環境研究会神山資将様に心より感謝申し上げます。

参考文献

- 1) 富田知子他 (2016) 「高齢者を支援する美容技術の可能性について (第二報)~メイクの効果と高齢者の行動指標に関する調査~」『第5回日本認知症予防学会学術集会 2015 抄録集』、p. 184
- 2) 池山和幸 (2013) 「化粧品と高齢女性の行動変容」『オレオサイエンス』第13巻、第1号、pp. 11-16

美容施術による顔面形状変化の3D画像による検討

○富田知子*1, 鈴木ひろ子*1, 石川文子*1, 秋田留美*1, 吉田真希*1
長根亮一*2, 木瀬義明*2, 宮沢敏子*2

(*1 山野美容芸術短期大学 *2TechnoMatrYx株式会社)

E-mail: ttomita@yamano.ac.jp

1. 背景

現在の日本社会現状は超高齢化社会であり、健康寿命が重要となっている。また近年、アンチエイジングについても注目が集まり、容姿の若々しさもその重要な一つの要素である。加齢による見た目の変化では、シミ、しわ、たるみが問題となる。

今回その一つ「たるみ」について注目した。「たるみ」については、美容技術、特にマッサージによるその予防と改善が多く示されるが、その評価方法は施術前後の写真によるものが一般的に多くみられる。河合ら 2015 では、顔のたるみの評価が2次元簡易測定方法で示されている。しかし、顔に計測のために印をつけるなど、実際の店舗での施術の評価としては難しいと考える。

2. 目的

本研究では、マッサージによる、顔の形状の変化を、下家ら(2018)²で報告した TechnoMatrYx 製 NTartis-D(CCD) (TMY-SDD10-001-A)で取得した3D画像による評価を試みることを目的とした。この方法では、瞬時に顔の計測を行うことができ、エステシャンや美容師にも容易に施術前後の比較をすることが可能であると考えられる。

3. 方法

美容教員によってヘッド及びフェイシャルからデコルテへのオイルマッサージを行う。施術時間は平均的な施術として約20分おこなった。

施術の前後の顔を、前記のカメラを使用し撮影する。撮影時は、頭部を安定して支えられるV字のヘッドレストと高さを自動で変化させることの出来る椅子を使用。プレビュー画面にある中心線にて鼻の角度、高さを確認し、施術前後での顔の位置を同一位置、同角度であることに留意した。

取得した3D画像をZ軸方向5m間隔の等高線表

示に切り替え、施術前後の画像を同時に表示する。また5m間隔のグリッド表示も試みた。この2つの方向から顔面の形状、特に「たるみ」の変化について比較検討する。



図1. TechnoMatrYx 製 NTartis-D(CCD) (TMY-SDD10-001-A)



図2. 撮影風景



図3. 施術風景



図4. 使用美容材料

①ポイントメイクリムーバー ②クレンジングクリーム③泡洗顔料 ④マッサージオイル

4. 結果とまとめ

施術前後の取得した3D画像は同時表示と共に、2つの画像を鼻の頂点を0点として、画像上にみられる線は赤:x軸、青:y軸方向に同時に回転させることができ多角的に比較することができる。

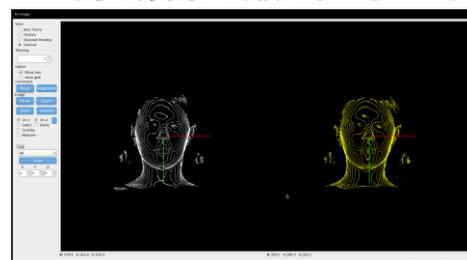


図5. 図1 施術前後等高線表示による比較



図 6. 施術前後の texture 表示

二つの顔データを同時に表示することが出来る。画面左にあるツールバーにて表示変更、顔の角度等を自在に動かすことが出来る。

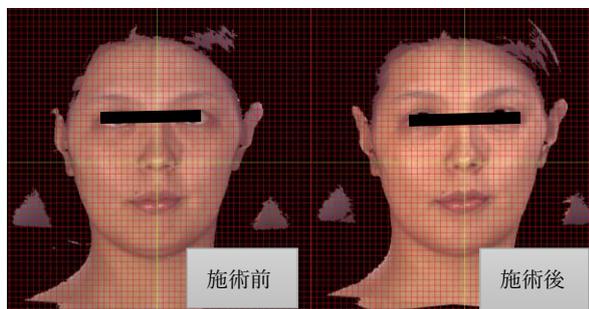


図 7. 施術前後の texture 及び grid 表示

表示された顔のデータの上に grid 表示することが出来る。顔の角度や高さ等微妙な差を調整し、比較をより正確におこなうことができる



図 8-1. 施術前後の grid 及び contour 表示



図 8-2. 施術前後の grid 及び contour 表示

左右の X 軸（横）方向及び、上下 Y 軸（縦）方向の 5 mm 間隔グリッド表示を計測した。片方の顔の等

高線 1 本をクリックすると、他方のおなじ高さにある等高線の色が変化することで比較し易い。

基準として X 軸 Y 軸の交わる鼻の頂点を 0 とし、そこから同距離の点から同じ高さの等高線までの距離を施術前後で比較した。

1) 図 8-1. 施術前後の grid 及び contour 表示

施術前で線分 a と b は、0 点より左右 25 mm で同じ距離にあり、等高線 7 との接点までとした。同様に施術後 a' と b' を置き、前後それぞれの左右の差を比較した。施術前 a, b の長さの差は約 15 mm、施術後 a' と b' の差は約 5 mm の差となり、施術前後で左右差を比較すると施術後は約 7.5 減少となり、左右の顔の均衡への変化が見られる。

2) 図 8-2. 施術前後の grid 及び contour 表示

鼻の頂点を 0 として 5 番目にあるに等高線を例に挙げる。線分 c は、0 点より Y 軸（下）方向 20 mm の点より、等高線 5 との接点までとした。施術前線分 c の距離は約 45 mm、施術後同じ位置に置いた線分 a' は約 30 mm であり、約 15 mm の減少傾向が見られる。

今回の施術効果については、等高線の間隔が狭くなったこと等から顔のたるみの軽減が示され認められ、3D 画像での測定方法の可能性が示唆された。今後の課題としては、顔の指定部分の移動の確認等がより明確に示される必要があると考え、検討を進めていく。

5. 謝辞

本研究にあたり、実験データ収集に協力頂いた TechnoMatryx 株式会社の山田芳信氏、保坂治氏、山野美容芸術短期大学、佐藤亮太助教、山本恵子准教授に心より感謝致します。

参考文献

- [1] 河合宏美(2019):顔のたるみの二次元簡易的測定方法の開発,化粧誌第 49 巻第 2 号, 114-119
- [2] 下家由起子他(2018) 美容における三次元活用の可能性,日本顔学会誌,第 18 巻第 1 号, 54

美容における「やさしい日本語」 コミュニケーションモデルの基盤研究

佐藤正則 佐渡陽子 大西典子

山野美容芸術短期大学

1. 緒言

近年、日本に定住する外国人数は年々増加し、現在では 256 万人以上に上っている（法務省ホームページ）。日本に定住する外国人を対象とする全国調査の一環として広島市で行われた調査を分析した岩田（2010）によれば、母語以外でわかる言語を問う質問（複数回答可）に対して、調査対象者の 70.8%が「日本語」と答えたのに対し、「英語」と答えた人は 36.8%に留まっていたという（全国平均でも日本語 62.6%、英語 44.0%）。このような調査研究に基づき、近年、日本人と外国人定住者とのコミュニケーションのあり方、共生言語として注目されているのが「やさしい日本語」である。「やさしい日本語」とは「普通の日本語より簡単で外国人も分かりやすい日本語」（庵 2016）と定義される。日本語母語話者と定住外国人がお互いに歩み寄るという「お互いさま」の理念に基づく「優しい」でありまた「易しい」日本語が「やさしい日本語」なのである。「やさしい日本語」は近年、「外国人を対等な市民として受け入れる」（庵 2016）ための共通言語として注目され、介護、医療、減災、観光などの分野で研究が進んでいる。外国人定住者にとっても美容室が地域の大切なコミュニティになることが期待できる。その際、重要なのは、美容室というコミュニティでどのようなコミュニケーションが実現できるかということであろう。そこで必要とされるのが、共生言語としての「やさしい日本語」である。

地域の美容室が、外国人定住者を包摂した「地域コミュニティの拠点」としていくためにも、美容師は「やさしい日本語」の考え方とスキルを習得する必要がある。しかし、美容における「やさしい日本語」についての調査研究は、日本語教育においても、美容福祉の分野においても管見のかぎり見当たらない。

そこで、本研究は、日本語教育実践者と美齢学実践者が協働して、美容における「やさしい日本語」のコミュニケーションモデルを創ることで、日本に住む外国人定住者に対する美齢学実践に寄与することを目的とする。

2. 調査の目的

以下の課題を明らかにする。

- ①地域の美容室では、美容室を訪れる移住者と、美容師のあいだで、どのようなコミュニケーションが行われているのか。その際、どのような問題があるか。
- ②移住者との親密なコミュニケーションに成功している美容師はどのようなコミュニケーション方法をとっているのか。
- ③美容室におけるやさしい日本語とは、どのような語彙や言い方を必要としているか。

3. 調査の概要

【対象】

NPO 全国介護美容福祉協会 理美容師の集い参加者の同意の得られた理美容師 49 名

【方法】

アンケート用紙

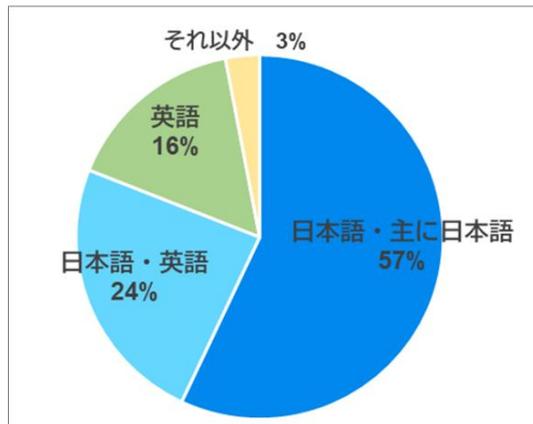
【倫理的配慮】

研究の目的と発表の形を説明し、同意の得られた場合のみ提出していただいた。無記名のアンケート方式で、個人の特定されない形で発表。

4. 結果と考察

記入者のうち 37 店（77%）が外国人の来店経験、あるいは付近に居住者があった。来店経験があると答えた方のうち、「主に日本語でコミュニケーションをとった」方が約 57%、「日本語と英語」は 24%だった。以上を合わせると、約 80%以上が日本語を使用していた（図 1 参照）。

図1：外国人来店時の使用言語



上記結果には「お客様が日本語を話す場合」「お客様の母語が英語以外の場合」のほか、「店側が英語が話せない」場合が混在していると考えられる。その割合は不明であり、今後インタビュー等の研究も必要である。

外国人来店経験のない場合も、半数以上が今後外国人を受け入れる可能性があると考えている。困った場面あるいは想定する困った場面は、スタイル・美容用語・ニュアンスなどの伝え方についての記述が多い。

さらに、コミュニケーションがうまくいく工夫についての記述からは「やさしい日本語」と同様の営みが多いこともわかった。（「ゆっくり単語で」「カットという言葉はなく、トリミングを使ったほうが伝わる」「“マシーンOK?”など、「(敬語等がなくても)ほとんどは大丈夫」「より簡単な言い回しを幾つか並べたら理解してもらえた」などの記述がみられた。

これらの結果から、理美容師と外国人のお客様間のコミュニケーションにおいて、日本語が最も使われており重要であることが分かった。コミュニケーションがうまくいった例としては「やさしい日本語」のような営みもある。つまり、意味が理解できるように一生懸命言い方を変えてわかりやすい表現にしていたところ、最後に日本語も学べたと喜ばれ良好な関係が創れたという事例もあった。しかし、うまくいかない場合もあることを考えれば、少なくともスタイル・美容用語・ニュアンスなどの伝え方についての「やさしい日本語」が必要である。

5. まとめ

美容室にも外国人は来店されるようになってきており、コミュニケーション方法も、日本語やジェスチャー、スマホなどを使った絵などで行っている。特に、美容室への来店者は目的がはっきりしているため、伝え方を工夫することでコミュニケーションが可能となる面もある。そのうえ、理美容の施術には、一人のお客様に1時間前後を要する。また、お客様には地域の人たちもあり、その中での相互コミュニケーションも可能となる。

これらのことから、定住外国人も含んだ地域のコミュニティとして機能するために、「やさしい日本語」を理美容師が知り実践していくということには意義があると考えられる。

今後は、外国人にアンケートを行うことで、美容室と外国人双方にとっての「やさしい日本語」のコミュニケーションモデルの研究を進めていきたい。

参考文献

- 庵功雄 (2016) 『やさしい日本語—多文化共生社会へ』岩波新書
- 岩田一成 (2010) 「言語サービスにおける英語志向—「生活のための日本語：全国調査」結果と広島事例から」『社会言語科学』13-1, 社会言語科学会
- 山野正義 (2018) 『美齢学—生きるほど美しく』朝日新聞出版

「美容師が使いたい絆創膏」についてのニーズ調査

西澤弘次¹⁾ 及川麻衣子²⁾ 秋田留美²⁾ 木村康一²⁾

1) 東洋化学株式会社 2) 山野美容芸術短期大学

キーワード：美容師が使いたい絆創膏・手指のケガ・キズ保護パッド

はじめに

弊社東洋化学株式会社は、46年にわたり、医薬品・医療機器の救急絆創膏を製造販売している会社です。2017年の本学会で発表させて頂いた「理美容師の手荒れの実態と手荒れ保護フィルムの有効性」¹⁾を発表させて頂きました。理美容師にとって手指のケガや手荒れに関しては、大きな悩みであることが分かりました。

そこで、理美容師に適した絆創膏とはどのような絆創膏にすれば良いかを山野美容芸術短期大学の学生にモニターとしてご協力を頂き、ニーズの調査を行いました。

調査方法

- ・モニター：山野美容芸術短期大学の学生
- ・モニター品：キズ保護パッド（東洋化学製）

【製品設計】

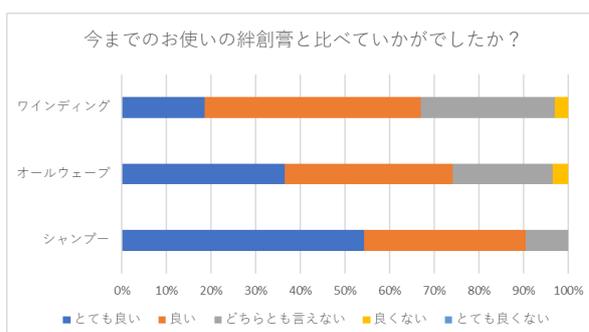
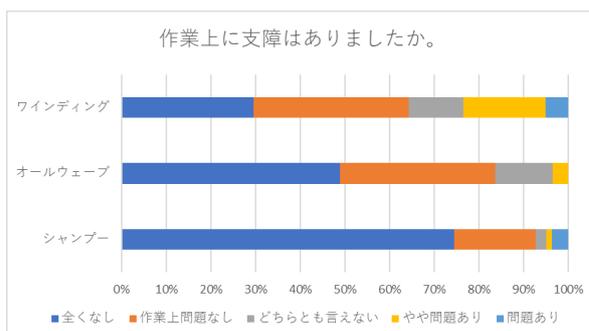
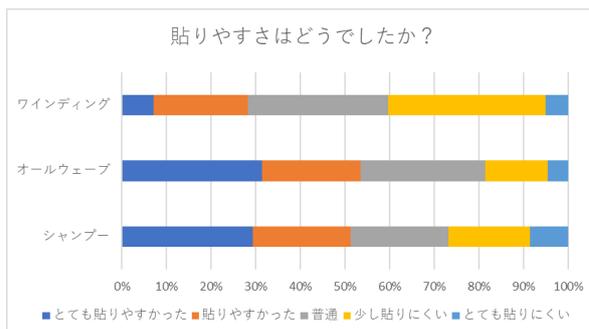
- ① 従来品の1.6倍の大きさ
 - ・粘着面を多くとりハードな仕事をして剥がれにくい。
- ② 水に強い
 - ・シリコーン粘着剤を使用することで密着性能を高めることにより耐水性に優れ水仕事をして剥がれにくい。
- ③ 目立たない、作業がしやすい
 - ・0.03mmの極薄ウレタンフィルムを使用することにより伸縮性が良く、端からの剥がれが少なく、髪の毛が引っかかりにくい。
 - また、表面は、肌に触れても違和感を少なくするために滑り性を良くしている。

モニター方法

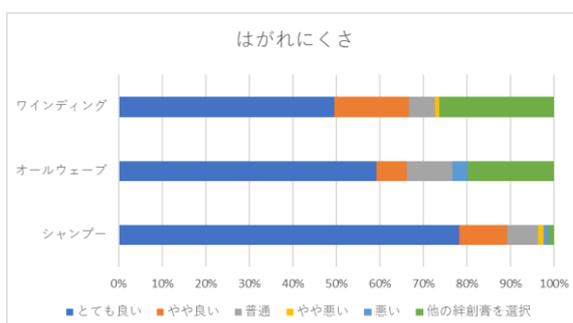
「シャンプー」「オールウェーブ」「ワインディング」の授業において、モニター品を指に貼って頂きアンケートに答える。

アンケート結果

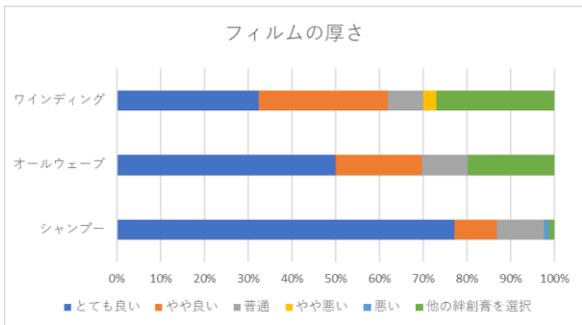
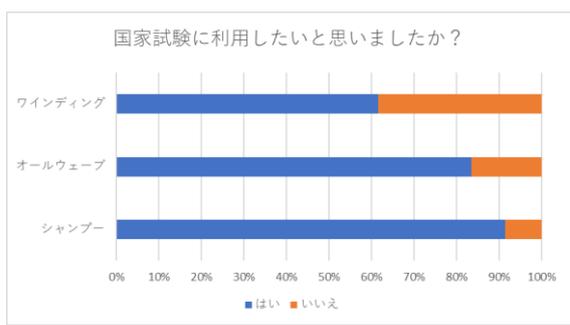
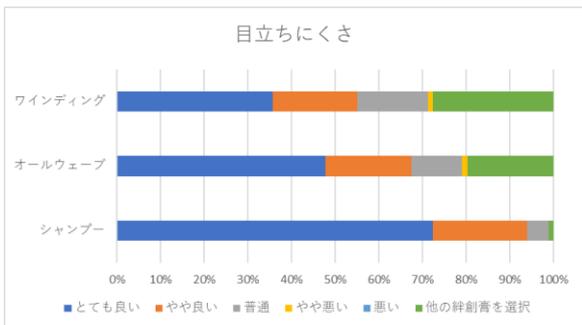
使用感の確認



特性の確認



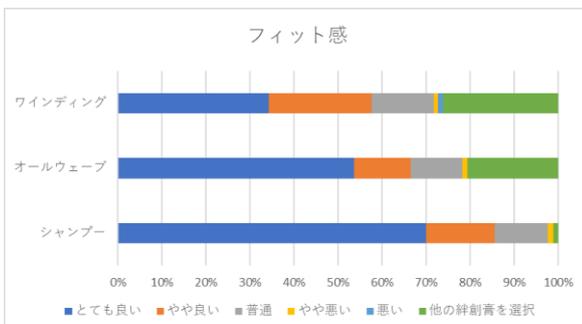
<研究発表 ⑧>



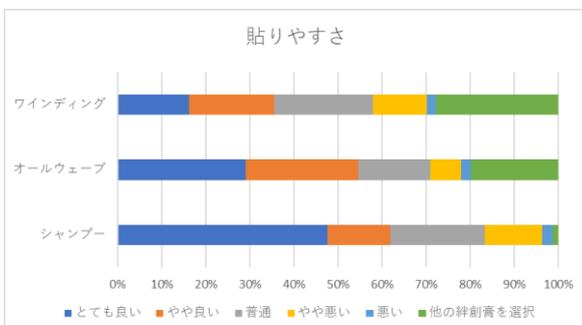
考察

美容師にとって重要な3つの作業でモニターテストを行いました。アンケート結果から、モニター品が適しているのは「シャンプー」「オールウェーブ」「ワインディング」の順になります。

概ね高い評価であったが、「ワインディング」において、絆創膏表面の滑り性の高いものは、道具を挿むのに滑ることが原因で作業に大きく影響を与える事が分かりました。また、極薄のウレタンフィルムを使用していることで「貼りやすさ」に関しては、どの作業においても低い結果になっている。美容師の作業に妨げにならない「貼りやすさ」の改善が必要である。

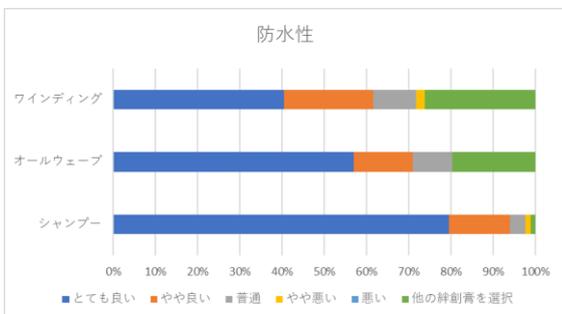


モニター品の製品設計において水に強く剥がれない、ハサミを使っても使いやすい、髪の毛、人の肌に触れても問題が生じない等を重視するあまり、美容師がどのような作業をされているかを検証できていなかったことが今回のモニターテストで明らかとなりました。このニーズ調査の結果をしっかりと分析し、「美容師が使いたい絆創膏」の実現を目指します。



参考文献

1) 窪田 大亮 理美容師の手荒れの実態及び手荒れ保護フィルムの有効性について～美しい手を保つための新たな手荒れ対策とは～ 日本美容福祉学会誌 Vol.17 NOV p38-39 (2017)



<研究発表 ⑧>

<美容とヘルスケアに関わる展示紹介>

東洋羽毛首都圏販売株式会社 西東京営業所

<http://www.toyoumo.co.jp>
192-0364 八王子市南大沢 2-204-15



株式会社エイチアンドビー

<https://www.handphairproduce.com/>
331-0812 さいたま市北区宮原町 4-21-1



東洋化学株式会社

<http://www.toyokagaku.com>
529-1606 滋賀県蒲生郡日野町寺尻 1008



公益社団法人

八王子観光コンベンション協会

MICE事業 <http://hachioji-mice.org>
192-0083 八王子市旭町 1-1 セレオ八王子北館 9F



二子二子製薬株式会社東京本部

<http://www.nichinichi-phar.co.jp>
111-0051 台東区蔵前 3-1-10 蔵前セントラルビル 4階



株式会社伊藤園八王子支店

<https://www.itoen.co.jp>
193-0834 八王子市東浅川町 514-2



<美容とヘルスケアに関わる展示紹介>

株式会社ライフリング

<https://www.breezebronze.jp>

162-0041 新宿区早稲田鶴巻町555



学校法人山野学苑

<https://www.yamano.jp/>

151-8539 渋谷区代々木 1-53-1



一般社団法人美容ケア研究所

<http://fukubi.o.o7.jp>

491-0846 愛知県一宮市牛野通1-55-1



株式会社オヤノコトネット

<https://www.oyanokoto.net/>

162-0843 新宿区市谷田町 2-6-4

エアマンズビル市ヶ谷 1階



「四訂 美容福祉概論 その知識と実践技術」
2016年2月刊 中央法規出版

- ①美容福祉の理論
- ②美容福祉に必要な介護の知識と技術
- ③美容福祉に必要な美容の知識と技術
- ④美容福祉の実践

資料編
訪問（出張）理・美容に係る法規・制度

一般社団法人 日本美容福祉学会 設立趣意書・活動実績

◆日本美容福祉学会設立總會

1999(平成 11)年 11 月 11 日

日本外国特派員協会 (東京・有楽町)

「日本美容福祉学会」設立趣意書

我が国の生活水準は、第 2 次世界大戦終了後著しく向上し、その結果西欧諸国と肩を並べ、むしろこれらの諸国を凌駕する状態になってきたことは、慶賀の至りであります。

現在、国民の総所得は、世界のトップグループに入っておりますが、個人所得、住宅事情、交通機関の整備などでは必ずしも満足のいく状態ではありません。さらに最近の経済不況によって、失業率は我が国史上、最高率を更新しつつあり、好景気時代の国民の生活価値観の多様化の影響を受けた不満足感も大きくなってきております。

一方、国民の健康面をみると、生活習慣に起因するいわゆる「生活習慣病」に悩んでいる方が多くなってきています。最近、我が国の人々の社会生活は、人口の高齢化、出生率の低下による少子化、国際化の進展、産業技術の進歩発展、生活価値観の多様化等、国民の福祉と健康に影響を与える条件が急激に、しかも大きく変化いたしました。その結果、21 世紀を迎えるに当たって、社会福祉の面では、単に所得保障、住宅の確保など恩恵を施すものだけでなく、生活を豊かにし、人間性を高めるものであり、いわゆる生活の質 (Quality of Life=QOL) の向上をもたらすものであります。また健康面でも、生活習慣病、再興感染症、ストレスの時代と言われるようになりました。このように福祉面、健康面のいずれも、すべての国民を対象として取り組む時代となりました。

一方、生活価値観の変化の中には、従来パーマをかける、ヘアカットをする、化粧をする、髭を剃る、ネクタイを結ぶといった行為が、単なる「きれい」「カッコイイ」「華美」「キザ」としたとらえ方ではなく、生活にとって必須の要素として受け取るようになってきました。今後はこうした行為が、「身だしなみ」「おしゃれ」「エチケット」の一つとして、積極的に生活の質の向上のために求められるようになっていくでしょう。

21 世紀を迎えるにあたって、高齢社会における社会福祉のあり方について如何にあるべきか、を考えなければなりません。すなわち高齢者、障害者の要介護者、介護者の人間性が尊重され、生活の充実のためには、介護を中心にしながら広くすべての国民を視野に入れて、健康面に配慮しつつ、「身だしなみ」「おしゃれ」としての諸行為を積極的に取り入れ、高齢者、障害者の自立、個性

豊かな生活を達成することが必要であろうかと思われま

す。
今回、こうした新しい社会福祉のあり方を考え、また経済的な面での福祉の充実だけでなく、心理、精神的な面での充実を如何にするべきか等を課題として、福祉学、美学、哲学、医学、看護学、保健学、栄養学、心理学、介護学等の学問分野などと、化粧品、美粧、装い、豊かな生活等の生活面での実践活動分野を併せて、「美容福祉」の学問の確立と社会サービスの充実及び学際的並びに国際的研究の促進を目的として「日本美容福祉学会」を設立することにいたしました。

本学会の事業は、学術集会及び研究会の開催、研究助成並びに調査の実施、社会福祉事業関係者の資質の向上、公開講演会の開催、内外の諸学会及び関係団体との連携及び協力、学会誌その他刊行物の発行等であります。

本学会の対象とする分野が生活全般にわたることから、国内外の多くの学会、関係諸団体との協力を図り、多くの方のご参加をいただくことが必要と考えております。

本学会の設立とその発展のために、設立趣意をご理解のうえ、是非とも多くの皆様方のご参加と多大なるご支援を心からお願い申し上げます。

【設立発起人】(カッコ内は設立時の所属)

- 大島 恭二 (東洋英和女学院教授)
- 岡本 民夫 (同志社大学教授)
- 古野谷 亘 (聖学院大学教授)
- 大坊 郁夫 (北星学園大学)
- 西坂 才子 (スリムビューティハウス)
- 野坂 勉 (大正大学教授)
- 原田 克己 (大妻女子大学教授)
- 丸山 欣哉 (宮城学院女子大学教授)
- 米山 岳広 (武蔵野女子学院大学助教授)
- 星野 卓雄 (東京テミス法律事務所)
- 堀部 美行 (堀部モードインターナショナル代表)
- 新藤 アイ (山野流着装宗伝)
- 福渡 靖 (山野美容芸術短期大学教授)
- 山野愛子ジェーン (山野美容芸術短期大学教授)
- 渡辺 聰子 (山野美容芸術短期大学教授)
- 多田 正明 (山野学苑秘書室長)
- 三宅政志公 (山野美容専門学校事務局長)
- 福島 清 (山野美容芸術短期大学事務局長)



<資料>

◆第1回学術集会

2001(平成13)年4月28日

山野美容芸術短期大学(八王子市)

《テーマ》

『福祉』と『おしゃれ』21世紀…介護の視点から

<講演>

「介護施設における『おしゃれと身だしなみ』への関心」

塩原正一(日本美容福祉学会会長)

<シンポジウム>

「21世紀の高齢者・障害者と『おしゃれ』と『身だしなみ』美容の役割」

◇装いの立場から=渡辺聡子(山野美容芸術短期大学教授)◇住居の立場から=辻育美(福祉住環境コーディネーター)◇化粧心理の立場から=日比野英子(山野美容芸術短期大学助教授)◇福祉文化の立場から=小林博(茨城キリスト教大学教授)◇医療施設の立場から=桑田美代子(青梅慶友病院看護・介護開発室長)◇福祉施設の立場から=江國泰介(知的障害者施設「入道雲」施設長)

<エキジビション>

「車イス利用者の和装着付け・ヘア&メイク」

<ワークショップ>

講習「車イス利用者の和装着付け」

◆第2回学術集会

2002(平成14)年10月20日

東京・八王子学園都市センター(八王子市)

《テーマ》

「美容福祉の可能性」

<講演>

「おしゃれと身だしなみに関する全国調査」塩原正一(日本美容福祉学会会長)

<エキジビション>

「高齢者の美容」鈴木昌子(山野美容芸術短期大学教授)、及川麻衣子(山野美容芸術短期大学講師)

<特別講演>

「高齢者にとって、生きるということ、装うということ」樋口恵子(東京家政大学教授)

<シンポジウム>

「美容福祉の可能性=現場からの提言」座長=佐藤林正(九州看護福祉大学教授)◇精神科病院に美容室を開設して=岩崎由美子(昭和大学附属烏山病院精神保健福祉士)◇老人施設におけるコスメティック・セラピー=原千恵子(山野美容芸術短期大学助教授)◇色彩からのアプローチ=南涼子(カラー・コンサルタント)

<ワークショップ>

「高齢者のハンドケア=ネイルケアやハンドマッサージの方法」

◆第3回学術集会

2003(平成15)年11月2日

東京・八王子学園都市センター(八王子市)

《テーマ》

「セルフアートケア(SAC)と美容福祉」

<講演>

「おしゃれと身だしなみ全国調査・SACの概念」塩原正一(日本美容福祉学会会長)

<一般演題発表>

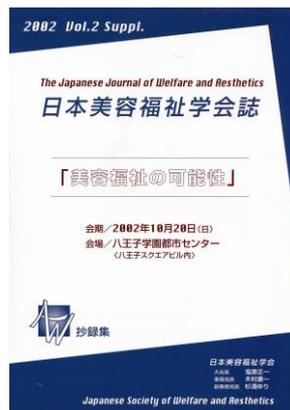
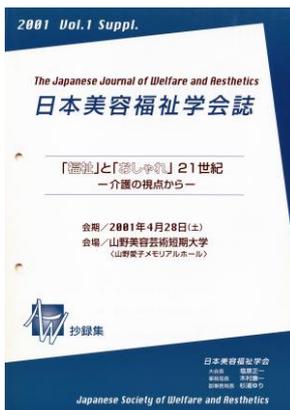
①福祉施設職員の施設利用者への化粧・おしゃれに関する意識—A社会法人での調査から—足立香織②「高齢者に対する美容調査」後藤智之他③「痴呆性高齢者へのセラピー効果—自己像描画の検討から—」原千恵子④「昭和大学烏山病院内美容室の活動—精神科・高齢者専門病院における美容室の役割と必要性」伊藤麻衣子他⑤「高齢者施設における美容福祉の実際—美容福祉学科卒業生の取り組みと現状報告」木谷佳子⑥「頭スッキリ体操でリフレッシュ—創造的なプログラムにとりかかる前に—」高木弘⑦「介護における色彩の活用と実践」南涼子⑧「在宅ケアとSelf Art Care」平尾良雄他

<特別講演>

「生きるほど美しく」山野正義・山野美容芸術短期大学学長、「自己表現と福祉」宮川俊彦・国語作文教育研究所長

<シンポジウム>

「セルフアートケア(SAC)と美容福祉」座長=岩崎由美子(昭和大学附属烏山病院)◇音楽療法の立場から=唐澤清美(音楽療法士)◇コミュニケーション・イン



<資料>

ストラクターの立場から=島吉琴子（コミュニケーション・インストラクター）仁野衣子（コミュニケーション・アドバイザー）◇アロマセラピーの立場から=安珠（アロマセラピスト）

◆第4回学術集会

2005(平成17)年1月25日

山野美容芸術短期大学（八王子市）

《テーマ》

「生きるほど美しく……美容福祉のこころ」=2005新春セミナー

<講演①>

「介護施設がのぞむ美容福祉」木川田典彌（社団法人全国介護老人保健施設協会常務理事、NPO法人全国痴呆性高齢者グループホーム協会代表理事）

<講演②>

「施設内理美容室エリザベートについて」鈴木長治（医療法人ケアテル最高経営責任者・専務理事）

<講演③>

「心理学から見た美容福祉」原千恵子（東京福祉大学大学院教授）

<パネルディスカッション>

「訪問美容奮戦記—NPO全国介護美容福祉協会登録美容師」佐野美恵子（在宅訪問）／加納静江（府中療育センター）／伊藤雅美（ケアテル猪苗代）／鈴木いづみ（ケアテル猪苗代）／杉本剛英（多摩永山病院）／村木代志美（多摩永山病院）／有村亜紀子（多摩永山病院）

<まとめ>
「これからの訪問美容に期待すること」=佐藤典子・至誠ホーム「スオミ」アクティビティ・プロデューサー

◆第5回学術集会

2005(平成17)年10月23日

山野美容専門学校（東京・渋谷区）

《テーマ》

「美容福祉 新たな展開」

<基調講演>

「今、美容福祉が求められている」一番ヶ瀬康子・長崎純心大学教授・日本女子大学名誉教授・山野美容芸術短期大学客員教授

<シンポジウム>

「今、美容福祉がもとめられている」◇社会福祉研究者の立場から=一番ヶ瀬康子（長崎純心大学教授・日本女子大学名誉教授）◇私たちが求めている美容福祉=上山のり子（駿台トラベル&ホテル専門学校講師）◇美容福祉サービスを利用する親の立場から=坂口幸美（八王子市重症心身障害児デイサービス「こあら」運営委員）◇今、美容福祉が求められている=佐野美恵子（美容福祉師、山野美容芸術短期大学講師）◇100歳のファッションモデル=島崎隆太郎（社会福祉法人浴風会・特別養護老人ホーム第三南陽園施設長）

<事例・研究発表>

（美容福祉援助理論・障害者の事例部門）

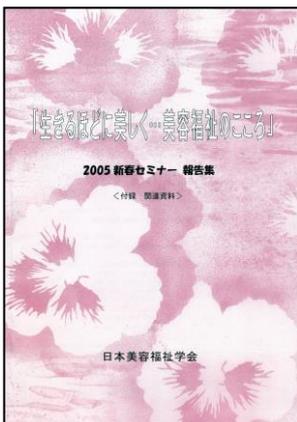
（座長=大西典子）

①「美容福祉援助持論仮説Ⅰ」濱田清吉、荒井典子（山野美容芸術短期大学）②「重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際・事例Ⅰ」荒井典子、濱田清吉（山野美容芸術短期大学）③「重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際・事例Ⅱ」黒田文美、河野誠二（山野美容芸術短期大学）④「精神障害者の共同作業所喫茶R—美容福祉援助活動の実際」西川奈美、及川麻衣子、中嶋理（山野美容芸術短期大学）

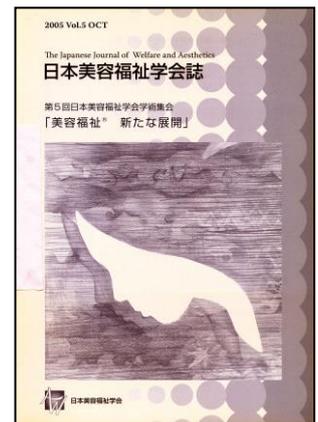
（高齢者等の事例・調査・開発）

（座長=濱田清吉）

①「美容福祉技術講習受講生の意識調査」鈴木昌子（山野美容芸術短期大学）②「美容福祉技術講習受講生の意識調査（速報）と今後の課題」秋元弘子（山野美容芸術短期大学）③「『すいこ〜ム』ができるまで」奥山一成（山野美容芸術短期大学）田爪正気（東海大学健康科学部）④「ひきこもり女性に対する化粧を用いた心理的援助の検討」野澤桂子（山野美容芸術短期大学）⑤「高齢者のケアプランに美容セラピーを導入」木谷佳子（介護老人保健施設銀の船よこはま）⑥「在宅における訪問美容福祉の役割について」佐野美恵子（NPO全国介護美容福祉協会美容福祉師）



第4回 山野美容芸術短期大学



<資料>

◆第6回学術集会

2006(平成18)年10月22日

山野美容専門学校(東京・渋谷区)

《テーマ》

「美容福祉 その理論と実践」

<特別講演>

「障害者福祉政策の今日」八代英太・トータル福祉アドバイザー

<シンポジウム>

「おしゃれは、生きる楽しみ」◇日比野英子・神戸親和女子大学教授◇木実谷哲史・島田療育センター院長◇芝敏子・八王子福祉園地域支援コーディネーター◇後藤智之・「ヒルトップロマン」介護福祉士◇久保みち子・美容福祉師◇司会=中島理・山野美容芸術短期大学教授

<事例・研究発表>

(調査・統計:事例障害福祉部門)

(座長=濱田清吉、副座長=黒田文美)

- ①「技術と心の交流」古山智(山野美容芸術短期大学美容福祉学科2年)
- ②「本学における美容福祉演習、ボランティア活動の実際とその意義—過去5年間における活動集計からの検証」濱田清吉、久保田智弘、川口剛史、及川麻衣子(山野美容芸術短期大学)
- ③「利用者本位の新たな福祉サービスの向上に向けて」芝敏子(東京都八王子福祉園地域支援コーディネーター)
- ④「重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際」黒田文美、山内朝江、濱田清吉(山野美容芸術短期大学)松井綾子(八王子重症心身障害児地域デイグループ「こあら」)
- ⑤「重症心身障害児への美容福祉援助～美容室椅子でのポジショニングの工夫」山内朝江、黒田文美、濱田清吉(山野美容芸術短期大学)松井綾子(八王子重症心身障害児地域デイグループ「こあら」)
- ⑥「きもの文化のバリアフリー」西川奈美、山下牧子、青木和子(山野美容芸術短期大学)
- ⑦「美容福祉援助技術の方法—その計画と進め方、記録について」濱田清吉、荒井典子(山野美容芸術短期大学)
- ⑧「障害を持つ人への美容福祉サービスとその考察」岸川皇生(山野美容芸術短期大学美容福祉学科1年)
- ⑨「初めての美容福祉活動」荒井裕美(山野美容芸術短期大学美容福祉学科1年)
- ⑩「重症心身障害児施設でのボランティア活動、美容福祉演習を行って」高橋萌(山野美容

芸術短期大学美容福祉学科3年) ⑪「重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際、事例I<美容室>」荒井典子、濱田清吉(山野美容芸術短期大学)松井綾子(八王子重症心身障害児地域デイグループ「こあら」) ⑫「知的障害を持つ人への美容福祉サービスとその考察—1事例を通して」鈴木里美(ヘアサロンソシエ)濱田清吉(山野美容芸術短期大学)

(調査・統計:事例高齢者福祉部門)

(座長=中嶋理、副座長=及川麻衣子)

- ①ミチコ・エン(ケアホーム)に見る美容福祉の実践—社会福祉専攻科サンノゼ研修レポート—遠藤まな(山野美容芸術短期大学社会福祉専攻科)渡辺聡子(山野美容芸術短期大学)
- ②「平成15年度美容福祉学科入学学生の意識変化と今後の課題」秋元弘子(山野美容芸術短期大学)
- ③「高齢者施設における美容福祉の位置づけと導入について—文献展望からの考察」木谷佳子(介護老人保健施設「銀の舟よこはま」)
- ④「認知症予防プログラムにおける美容技術援助の報告」及川麻衣子(山野美容芸術短期大学)府中市立介護予防推進センター
- ⑤「在宅における美容福祉援助の実際」佐野美恵子(NPO全国介護美容福祉協会美容福祉師)
- ⑥「美容施設による心理的効果—不安感・うつ軽減について」原千恵子(東京福祉大学大学院)南弥生(シェルブール代表)
- ⑦「救護施設利用者の美容・整容に対する意識調査」大西典子、大野淑子、鎌田正純(山野美容芸術短期大学)林昭宏、平間鈴折(救護施設光華寮)
- ⑧「美容福祉援助活動の実際—認知症高齢者通所介護施設Nにおけるボランティア活動」黒田文美(山野美容芸術短期大学)
- ⑨「本学における美容福祉実践活動—美容福祉実践研究会報告」古山智(山野美容芸術短期大学美容福祉学科2年)美容福祉実践研究会一同
- ⑩「美容福祉実践への取り組み」古澤はるか(山野美容芸術短期大学美容福祉学科2年)
- ⑪「美容福祉への第一歩」三国桂輔
- ⑫「美容福祉 認知症を知る」山本真希(山野美容芸術短期大学美容福祉学科1年)



<資料>

◆第7回学術集会

2007(平成19)年10月27日
山野ホール(東京・渋谷区)

《テーマ》

「美容福祉 その現状と課題」

<基調報告>

「福祉施設への美容福祉導入意向調査について」浜田清吉・山野美容芸術短期大学助教授

<シンポジウム>

「美としあわせの追求」◇医療の立場から=白澤友裕・Dr. トーム美容医学研究所所長◇福祉施設の立場から=石井美智子・島田療育センター療育長◇福祉施設の立場から=西堀理・島田療育センター療育主任◇訪問美容実践者の立場から=大平千代子・美容福祉師

<事例・研究発表>

(A 障害者福祉部門)

(座長=大西典子、副座長=武藤祐子)

①「初対面の方に対する情報のあり方」古山智(山野美容芸術短期大学美容福祉学科美容福祉学科3年) ②「利用者本位の新たな福祉サービスの向上に向けて」芝敏子(八王子福祉園地域支援コーディネーター)及川麻衣子、濱田清吉(山野美容芸術短期大学) ③重症障害をもつ子への美容福祉援助技術の実際 事例Ⅰ=在宅にて」荒井典子、濱田清吉(山野美容芸術短期大学) ④「障害者福祉において今後美容福祉に期待するもの」鶴田悦子(看護師・介護支援専門職) ⑤「きもの文化バリアフリー(男性の装い)」山下牧子、西川奈美、青木和子(山野美容芸術短期大学) ⑥「高齢者障害者の衣服をテーマとした授業での高齢者・障害者との関わり」大野淑子、渡辺聡子(山野美容芸術短期大学) ⑦「美容福祉活動事例報告」杉本剛英(ヘアライフステーション「ソラ」) ⑧「特別支援学校における美容福祉導入への取り組み—卒業単元授業案を作成・実施して」黒田文美、荒井典子、濱田清吉(山野美容芸術短期大学) 野崎健(都立特別支援学校) ⑨介護におけるメイクアップの必要性と意義」公文裕子(山野美容芸術短期大学) ⑩「在宅における美容福祉援助の実際」佐野美恵子(NPO全国介護美容福祉協会美容福祉師) ⑪「重症心身障害児・者と援助関係を築くための情報収集」濱田清吉、黒田文美、荒井典子、山内

朝江(山野美容芸術短期大学)

(B 高齢者福祉部門)

(座長=佐野美恵子、副座長=荒井典子)

①「美容福祉実践における利用者理解の大切さ」古澤はるか(山野美容芸術短期大学美容福祉学科3年) ②「介護老人保健施設『めぐみ』における美容クラブ活動『乙女倶楽部』の取り組み」岡本勝子(ビアン・ネートル) 野澤桂子(山野美容芸術短期大学) ③「介護福祉と要介護高齢者に対して美容の意義と役割」南弥生(ヘルスケア美容ネットワーク代表) ④「高齢者施設に働く山野美容芸術短期大学「美容福祉学科」卒業生の活動」木谷佳子(介護老人保健施設・銀の舟よこはま) ⑤「高齢者の美容室・理容室利用状況に関する男女の比較」安藤理美(山野美容芸術短期大学) ⑥「スウェーデン・デンマークの高齢者福祉」佐藤典子(社会福祉法人至誠学舎立川至誠ホームスオミ、アクティビティ・プロデューサー) ⑦「健康と美容福祉～「相撲健康体操」の新しい可能性」下家由起子(山野美容芸術短期大学) ⑧「利用者の情報収集、アセスメントを実施しての美容福祉援助活動の試み—認知症対応型共同生活介護(グループホーム)Nについて」濱田清吉、黒田文美、及川麻衣子、荒井典子(山野美容芸術短期大学) 竹村弘子、沖西宏美(グループホームN) ⑨「米国サンノゼ・ケアホーム入居者に見る社会活動とおしゃれ」大西典子(山野美容芸術短期大学) ⑩「終末期における美容福祉援助の実際—家族をつないだハンドマッサージの事例報告」及川麻衣子(山野美容芸術短期大学) ⑪「平成16年度『訪問介護員養成研修2級課程』受講学生の意識変化と今後の課題」秋元弘子(山野美容芸術短期大学)

◆「一般社団法人・日本美容福祉学会」発足

日本美容福祉学会理事会は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき、「一般社団法人・日本美容福祉学会」に改組することを決定申請し、2008(平成20)年7月14日付で改組発足した。詳細は「一般社団法人・日本美容福祉学会定款」参照。



第8回 山野美容芸術短期大学

<資料>

◆第8回学術集会

2008(平成20)年10月7日

山野美容芸術短期大学(八王子市)

《テーマ》

「美容ケアを考える」

<基調講演>

「医療・福祉における美容ケア」野澤桂子・山野美容芸術短期大学准教授

<研究発表・実践報告>

(A 研究発表部門)

(座長=大野淑子、副座長=松下能万)

- ①「高齢者の美容～社会参加に与える影響について」井坪歩(カネボウ化粧品ビューティカウンセラー)
- ②「ターミナル期の高齢者における美容福祉の有効性について」野村歩(社団法人東京蒼生会特別養護老人ホーム第二万寿園)
- ③「美容福祉への拘り—山野短大卒業生の活動から」木谷佳子(介護老人保健施設・銀の舟よこはま)
- ④「社会活動をする高齢女性の装い志向性に関連する要因」安藤理美(山野美容芸術短期大学)
- ⑤「化粧品療法の効果測定の方法—高齢者の自己描画」原千恵子(東京福祉大学大学院)
- ⑥「実践研究・美容福祉 10のインテリアデザイナー—医療福祉のインテリアデザイン研究から」藤澤忠盛(長岡造形大学造形学部建築・環境デザイン学科) 吉田真澄(研究室メンバー)

(B 実践発表部門)

(座長=秋田留美、副座長=武藤祐子)

- ①「美容福祉・障がい者就労支援とのマッチングにおける新たな挑戦—福祉美容室と障がい者就労継続支援B型・鳥取型」井手添敬子(NPO「楽」)
- ②「学生の卒論課題・フットケアに取り組んで」荏原順子(新潟青陵大学)
- ③「施設における高齢者美容援助の課題」餘目玲子(西南学院大学大学院)
- ④「美容ケアを考える」杉本剛英(ヘアライフステーション「ソラ」)
- ⑤「重症心身障害児施設における美容福祉アドバイザーの役割」黒田文美、荒井典子、濱田清吉(山野美容芸術短期大学)

◆第9回学術集会

2009(平成21)年10月24日

山野ホール(東京・渋谷区)

《テーマ》

「ジェロントロジーの意義とその展開～美容福祉の視点から」

【特別公開講座】

<基調講演>

「ジェロントロジーの現在と未来」ジェラルド・C. デビソン(南カリフォルニア大学教授)

<講演①>

「日本におけるジェロントロジーの発展」辻哲夫(東京大学高齢社会総合研究機構)

<講演②>

「美しいこと・老いること～美容の心理学」阿部恒之(東北大学大学院)

<講演③>

「高齢社会における美容の役割」野澤桂子(山野美容芸術短期大学)

<講師と参加者の総合討論>

司会=鎌田正純(山野美容芸術短期大学)

【研究発表・実践報告】

(座長=漆原克文、副座長=大野淑子)

<研究発表>

- ①「認知症高齢者の心理療法について」原千恵子(東京福祉大学大学院)
- ②「美容・整容による認知症高齢者の変化～自画像分析を中心に」餘目玲子(西南学院大学大学院)
- ③「施設入所の認知症高齢者に対する美容マッサージ効果の研究」金銀玉(特別養護老人ホーム第三南陽園)
- ④「重症心身障害児施設入所者における高齢化の現状と美容への期待」荒井典子(山野美容芸術短期大学)
- ⑤「山野美容芸術短期大学におけるジェロントロジー研究」武藤祐子(山野美容芸術短期大学)

<実践報告>

(座長=佐野美恵子、副座長=荒井典子)

- ①「ジェロントロジーにおける美容の役割と可能性」及川麻衣子(山野美容芸術短期大学)
- ②「美容福祉の現場から見てきた『美容福祉の展望・鳥取型』」井手添敬子(NPO「楽」)
- ③「訪問理美容を新しい福祉産業として



第9回 山野ホール 会場と講演するデビソン教授

<資料>

創出する」奥山一成（NPO全国介護美容福祉協会）
④「障害者の自立支援・就労支援における美容福祉プログラム」及川麻衣子（山野美容芸術短期大学）⑤「アクティビティケアと美容福祉」多田千尋（芸術教育研究所）

◆第10回学術集会

2010(平成22)年11月2日
山野美容芸術短期大学（八王子市）

《テーマ》

「ヘルスプロモーションと美容福祉」

<基調講演>

「女性のトータルヘルスプロモーション」横倉恒雄（医療法人社団健人会横倉クリニック）

<研究発表>

（座長＝漆原克文、副座長＝佐伯久美子）

①「美容を通して施設利用者のQOL向上を図るために一考察」金ドヨン（桜美林大学大学院老年学専攻）②「精神的ストレスと化粧品によるストレス緩和作用—唾液中クロモグラニンAの定量的検査法による化粧品行動の評価」大西典子、田嶋順子（山野美容芸術短期大学）網野和代（救護施設光華寮）③「プラセボを用いたアミノ酸食品の効能評価」郷間宏史（名古屋大学大学院）他④「化粧品療法 認知症患者への化粧品の治療的効果について」餘目玲子（西南学院大学大学院）

<実践報告>

（座長＝大野淑子、副座長＝荒井典子）

①「美容によって変化する利用者の意識」松田あかり（山野美容芸術短期大学美容福祉学科3年）②「在宅からグループホーム—訪問美容の実践」佐野美恵子（美容福祉師）③「エアブラシを使用しての美容福祉」奥山一成（NPO全国介護美容福祉協会）④「病院出張美容時におけるヒヤリハットの現状と対策」井手添敬子（NPO「楽」）⑤「チームにおける美容福祉活動」森欣也（福祉美容師）

◆第11回学術集会

2011(平成23)年10月11日
山野ホール（東京・渋谷区）

《テーマ》

「ジェロントロジーと美容福祉～QOLへのアプローチ」

【特別公開講座】

<基調講演>

「美容師と対人サービス専門職者のためのストレスマネジメント」ジェラルド・C. デビソン（南カリフォルニア大学教授）

<講演①>「長寿社会を考える視点」小野太一（東京大学公共政策大学院教授）

<講演②>「山野学苑とジェロントロジー」山野正義（学校法人山野学苑理事長）

<研究発表>

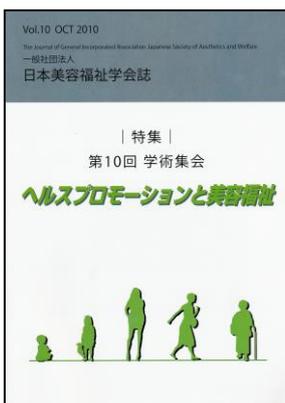
（座長＝大野淑子、副座長＝荒井典子）

①「化粧品療法 認知症患者への化粧品の効果とQOLについて」餘目玲子（西南学院大学人間科学研究科）②「創造性を育てる未完成絵画療法」原千恵子（東京福祉大学大学院）③「高齢者における美しい姿勢と活動的な動作創り—その指導方法」生山匡、JOHN PAEKER、鈴木ひろ子、山本恵子（山野美容芸術短期大学）古田裕子（オフィス・ケア）

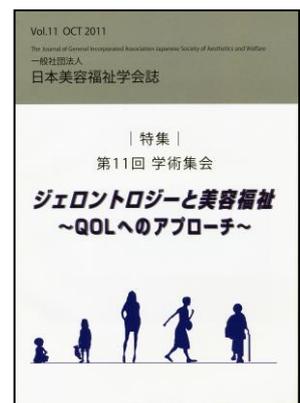
<実践報告>

（座長＝大西典子、副座長＝佐伯久美子）

①「東日本大震災 被災地での実践報告」杉本剛英（美容室そら、福祉美容師）②「宮城県石巻市での訪問美容を体験して」山下玲子（福祉美容師）③「A重症心身障害児施設におけるQOLへのアプローチ 事例1」荒井典子（山野美容芸術短期大学）④「緩和ケアを受けながら今を生きるKさんが訪問美容に求めるもの」佐野美恵子（美容福祉師）⑤「美容福祉・実践と展望—鳥取型」井手添敬子（NPO楽理事長、福祉美容師）⑥「アクティビティの一環としての訪問美容」佐藤典子（アクティビティ・プロデューサー）



第10回 山野ホール



<資料>

◆第12回学術集会

2012(平成24)年10月31日

山野美容芸術短期大学(東京・八王子)

《テーマ》

「その人らしい生き方と美容福祉」

<基調講演>

「その人らしい生き方と美容福祉」井手添敬子(特定非営利活動法人「楽」理事長)

<特別報告>

「訪問理美容に係る法規等の現状と課題」北村秀敏・一般社団法人日本美容福祉学会事務局長

<研究発表>

(座長=大西典子、副座長=荒井典子)

①「会話分析から見た女性高齢者への美容効果」鈴木忠慶、五十嵐由樹、杉浦哲朗(山野医療専門学校) ②「腸内環境改善による肌質の改善効果」貴家康尋(㈱ビーアンドエス・コーポレーション)

<実践報告>

①「ボランティア活動を通じて」町田貴史(山野美容専門学校) ②「重症心身障害者施設における美容の取り組みと今後の展望」古山智(島田療育センター) 荒井典子(山野美容芸術短期大学) 濱田清吉(ヤマザキ学園大学) ③「62歳で美容師に、そして美容福祉師に」伊藤徳子(美容福祉師、NPO全国介護美容福祉協会登録美容師) ④「地域密着の美容福祉活動」森欣也(美容室「ほたる」、NPO全国介護美容福祉協会登録美容師) ⑤「15年間の美容福祉実践の成果と課題」安立英雅(福祉移動美容室・株式会社シルバーサポート) ⑥「介護施設におけるファッションショー」小貫紘子(グループホーム「しらかば」家族、元小規模多機能ホーム旭ヶ丘職員)

◆第13回学術集会

2013(平成25)年10月15日

山野美容芸術短期大学(東京・八王子)

《テーマ》

「サクセスフルエイジングと美容福祉」

<基調講演>

「化粧品とこころの健康を脳波で測る」佐藤詔司・田中美

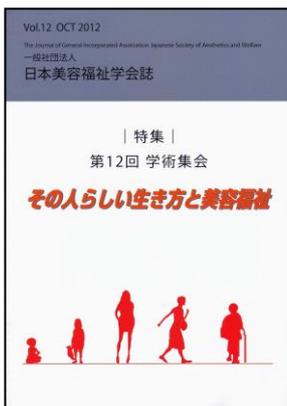
枝子(㈱脳機能研究所)

<研究発表> 座長=大野淑子

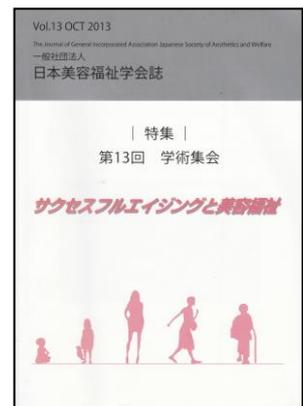
①「認知症早期発見と予防の場としてのエクササイズ『ハートフルレッスン』の実践と効果」利根川久女紅(利根川Kスタジオ主宰) ②「『美容を用いたかわり』と学生の自己評価との関連」安藤理美(山野美容芸術短期大学現代美容福祉専攻) ③「ミズメザクラ精油が高齢者の頸部筋硬度に与える効果」杉崎哲朗、鈴木忠慶、五十嵐由樹(山野医療専門学校) 佐野美恵子(山野美容芸術短期大学非常勤講師、美容福祉師) 加納静江(NPO全国介護美容福祉協会登録美容師) ④「エステティックにおける介護予防の本質と可能性」宮本治(エステティックサロン「ミックアップ」) ⑤「珠理心身調整法—0脚の修正」谷合恵(珠理心身調整法・和敬の会) ⑥「こころをつなげよう」田嶋順子(山野美容芸術短期大学現代美容福祉専攻) ⑦「般若心経と山野愛子」中松和巳(兵庫県立大学・環境人間学部・教授)

<実践報告> 座長=大西典子

①「寝たきり老人・仮設住宅等に訪問理美容を行うための人材育成」奥山一成(学校法人山野学苑) 鷗浦智美(NPO全国介護美容福祉協会登録美容師・盛岡市) 沼田あつ子(NPO全国介護美容福祉協会登録美容師・仙台市) 佐瀬いづみ(NPO全国介護美容福祉協会登録美容師・(会津若松市) ②「地域アクティビティ Vol.2~ユニバーサル・ファッション」山下玲子(NPO全国介護美容福祉協会登録美容師、美容室「エポック」) ③「美容と福祉—ボランティア活動を経て思うこと」文元麻理香(山野美容芸術短期大学) ④「上肢の機能が低下した人のための美容自助具の展開」山崎希生(デイサービス「あおば」) 椿彩加(福祉訪問美容「髪や」) ⑤「デイケアサービスにおける美容活動」原千恵子(デイサービス・居宅支援「千恵の輪」施設長) 瀧山元(NPO全国介護美容福祉協会登録美容師、ビューティサロン「もと」)



第12回 山野美容芸術短期大学



<資料>

◆第14回学術集会

2014(平成26)年11月4日

山野美容芸術短期大学(東京・八王子)

《テーマ》

「ライフデザインと美容福祉～実践の場の創造」

<基調講演>

「がん医療の場で求められるアピアランス～外見ケアと実践の場の創造～」野沢桂子(国立がん研究センター中央病院アピアランス支援センター長)

<研究発表> 座長=安藤理美

①「ミズメザクラ精油の芳香好感性が身体機能および健康関連QOLに与える効果」鈴木忠慶、吉成有紗、五十嵐由樹、杉崎哲朗(山野医療専門学校同)三谷玲子、吉田真希、鈴木ひろ子(山野美容芸術短期大学同)②「視覚障害者の化粧支援プログラム『ブラインドメイク』の検証」大石華法(日本福祉大学大学院社会福祉学部)③「美容の役割とライフデザインーエンゼルメイクの調査」文元麻理香、田嶋順子、富田知子、及川麻衣子、大西典子(山野美容芸術短期大学美容福祉ライフデザイン研究チーム)④「健康の将来予測ーライフデザインの基礎資料」生山匡(山野美容芸術短期大学名誉教授)⑤「高齢者のQOL向上をめざす美容技術の提供～介護施設での洗髪の現状報告～」富田知子、及川麻衣子、田嶋順子(山野美容芸術短期大学)難波礼治(第一工業大学)

<特別研究発表>「美道と幸福ー美容福祉の心髄」中松和己(兵庫県立大学・環境人間学部・教授)

<実践報告> 座長=大西典子

「スキルを活かして活動の場を創出」山下師賀子(リヴァー美容室・NPO登録美容師)②「視覚障害者支援ビューティセミナーー自立と社会参加に関わる美容」ティミー西村、八楨達也、田嶋順子(山野美容芸術短期大学美容福祉ライフホーム)③「特別養護老人ホームたまたがわープライベートサロン活動報告」池浦斗糸子(美容室レディ・NPO登録美容師)④「地域アクティビティー VOL.3～ユニバーサルファッション展」山下玲子(美容室エポック NPO登録美容師)西尾栄次(美容室ヘアレスト、NPO全国介護美容福祉協会理事)神崎充代(美容室ヘアレスト、NPO登録美容師)早川武(ヘアアップス、NPO登録美容師)早川由美(ヘアアップス、NPO登録美

容師)⑤「愛知県の施設における美容福祉活動」夏目久枝(美容室ツールバール・NPO登録美容師)⑥「認知症予防分野の場の創造」杉本剛英、佐野美恵子(NPO全国介護美容福祉協会理事)田嶋順子、大西典子(山野美容芸術短期大学)⑦「医療用帽子・簡着脱式髪付き帽子『ウィッシングキャップ』」伊佐美佐((有)ISAMISAデザインスタジオ代表)⑧「外見ケアにおけるウィッグの製作法」下家由起子(山野美容芸術短期大学)

◆第15回学術集会

2015(平成27)年11月10日

山野美容芸術短期大学(東京・八王子)

《テーマ》

「美容福祉の事業化を考える」

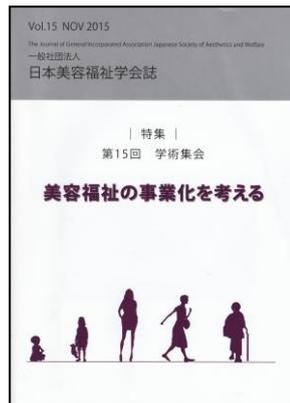
<基調講演>

「美容福祉サービスの価値の転換」大西典子(山野美容芸術短期大学、日本社会事業福祉大学大学院)

<研究発表・実践報告>

座長=五十嵐靖博、副座長=秋田留美

①「高齢者美容をビジネスにするために考えよう！」原千恵子(東京福祉大学・千恵の輪)②「介護福祉施設における高齢者を支援する美容技術～メイク効果の心理的再検証と施術後の行動指標を関連付けて」富田知子(山野美容芸術短期大学)田嶋順子(同)及川麻衣子(同)難波礼治(第一工業大学工学部)③「ボランティア活動を体験型サービスに！」久保山一美(Sun. Mソーシャルビューティサービス・登録美容師)④「高齢者の姿勢改善アプローチ(胸郭に着目して)」今井英輝(有限会社オフィスルースト)松崎智子(訪問看護ステーションルースト)⑤「特別養護老人ホームにおけるファッションショーの取組み」小孫洋子(養護老人ホーム ゆめパラティース、大阪樟蔭女子大学大学院)⑥「ユニバーサルファッションの現在と将来像」森秀男(株式会社商品研究所代表、特定非営利活動法人ユニバーサルファッション協会 副理事長)⑦「地域活動からの美容福祉サロン開設について」川津孝代(美容室 hanakan・登録美容師)⑧「美容福祉のスタートラインに立って」佐藤寛(美容室 atreve・登録美容師)⑨「ロービジョン検査判断材料と



第15回 山野美容芸術短期大学

<資料>

してのブラインドメイクの検討」大石華法（日本福祉大学大学院 社会福祉研究科）

<特別報告>

「学校法人山野学苑ジェロントロジー特別講座 高齢化と美学・美意識—太平洋に架ける美の協力」ピンカス・コーエン（医学博士、USCジェロントロジー・デイビス校学部長）

◆第16回学術集会

2016(平成28)年11月1日

山野美容芸術短期大学（東京・八王子）

《テーマ》

「地方創生と美容福祉の力」

<シンポジウム>

司会：佐野美恵子、山下玲子（特定非営利活動法人全国介護美容福祉協会）

- ①「誰もがその人らしく美しく過ごせる社会の実現」赤木勝幸（特定非営利活動法人全国福祉理美容師養成協会理事長）岩岡ひとみ（同・事務局長）②「訪問美容「髪や」の事業展開」末吉栄子（株式会社ジェイアンドシー「髪や」取締役）矢田美恵（同・ウェルビューティー事業本部マネージャー）③「笑顔あふれる毎日をお届けする訪問美容事業（リハビリ」の展開）」小池由貴子（株式会社社会起業家パートナーズ訪問美容「と和」コミュニティサロン「と和」代表・チーフディレクター）中村大作（同・コミュニティサロン「と和」マネージャー）

<美容福祉・訪問美容に関連する事業・機器などの展示紹介>（学生ホール他）

<基調講演>

「災間の思考と美容福祉」内出幸美（社会福祉法人典人会専務理事・情報科学博士）

<研究発表・実践報告>

座長＝五十嵐靖博、副座長＝秋田留美

- ①「福祉のイメージ転換に向けたアプローチに関する一考察—『福祉』と『美容』融合イベント参加者のインタビューを通して」熊谷大輔（八戸学院大学健康医療学部人間健康学科）②「高齢者に対する化粧・整容療法のシステム開発」角保徳（国立研究開発法人国立長寿医療研究

センター歯科口腔先端医療開発センター）③「高齢期の各ライフステージに化粧療法がもたらす効果」池山和幸（資生堂ジャパン株式会社）④「日本と韓国における転倒リスクとロコチェック25を用いた高齢者身体機能調査」鈴木忠慶（山野医療専門学校）洪進基（長安大学）⑤「障害のある若者の発達とヘアメイク—母子関係の変化にみられる自立の方向」河村あゆみ（岐阜大学地域科学研究科）⑥「高齢者のQOL向上を目指す美容技術～高齢者への美容施術の好影響～」富田知子（山野美容芸術短期大学美容総合学科）⑦「医療の診療報酬につながったブラインドメイクの2事例の報告—眼科学的検査 D270-2 ロービジョン検査判断料（250点）として」大石華法（日本福祉大学大学院福祉社会開発研究科）⑧「美容福祉（オシャレ）による地方創生」奥山一成（山野学苑美容福祉推進課）⑨「福祉理美容を活用した地方創生の取組み」杉澤彰芳（静岡県小山町理事）

<学術論文>

「『ブラインドメイク・プログラム』の制度化にむけた多面的評価研究」大石華法（日本福祉大学大学院福祉社会開発研究科）

<特別発表>

「茶道と山野愛子—美道論考」中松和己（兵庫県立大学環境人間学部）

◆第17回学術集会

2017(平成29)年10月31日

山野美容芸術短期大学（東京・八王子）

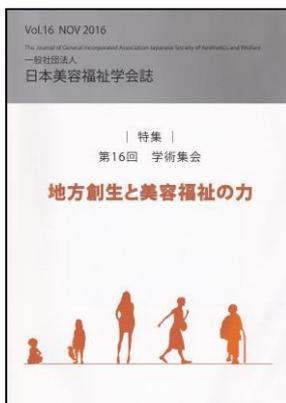
《テーマ》

「美しく生きる社会を目指して」

<公開シンポジウム>

「次世代ヘルスケア産業としての美容への期待」シンポジスト＝平木康幸（経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課係長）阿部恒之（東北大学大学院文学研究科心理学講座教授）児玉勝彦（美容情報新聞「B・O・C・C」代表）座長＝木村康一（山野美容芸術短期大学副学長教授）副座長＝大西典子（山野美容芸術短期大学准教授）

<美容とヘルスケアに関わる展示紹介> ◇日本理化学工業「障がい者雇用とペイント製品」◇東洋化学株式会



<資料>

社「絆創膏」◇マーシュフィールド「カバーメイク化粧品」◇旅のよろこび社「ユニバーサルデザイン・ツアー」◇T&K株式会社「口腔ケア用品」◇一般社団法人美容ケア研究所（ふくび）◇NPO全国介護美容福祉協会◇テンポ「障がい者のファッション」◇株式会社オヤノコトネット「オヤノコトネット・マガジン」

<基調講演>「超少子高齢社会を美しく生きる」小宮山洋子（ジャーナリスト・山野美容芸術短期大学客員教授・元厚生労働大臣）

<研究発表・実践報告>座長=五十嵐 靖博（山野美容芸術短期大学教授）副座長=秋田留美（山野美容芸術短期大学教授）①「福祉理美容における“ヒヤリ・ハット”の調査研究」丑野公輔（日本福祉大学医療・福祉マネージメント学科）②「視覚障がい者による“化粧品訓練士養成プログラム開発”に関する研究～ブラインドメイク物語を執筆した7名の全盲女性から」大石華法（日本福祉大学 福祉社会開発研究所）③「ハチミツが毛髪表面構造に与える影響についての考察～美容産業への応用と展望」及川麻衣子、秋田留美、橋友理香、下家 由起子、山本恵子、長岡亜季、佐藤亮太、木村康一（山野美容芸術短期大学）④「高齢者のQOL向上を目指すセルフ美容プログラムの提案～シャンプー体操の症例研究」富田知子、生山匡、及川麻衣子、田嶋順子（山野美容芸術短期大学）⑤「理美容師の手荒れの実態及び手荒れ保護フィルムの有効性について～美しい手を保つための新たな手荒れ対策とは」窪田大亮（東洋化学株式会社 技術部）⑥「美齢ケアを展開するコミュニティーサロン「ふくび」の取り組み」山下玲子（一般社団法人美容ケア研究所代表理事）⑦「高齢者介護における美齢ケアの視点の必要性」林由理（SOMPO ケアメッセージ株式会社 高齢者住宅事業第3部）

<特別掲載>「地方創生と美容福祉の力」木川田典彌（医療法人勝久会理事長・元公益社団法人全国老人保健施設協会会長、日本認知症グループホーム協会会長）

◆第18回学術集会

2018(平成30)年10月30日

山野美容芸術短期大学（東京・八王子）

《テーマ》

「美しく生きる社会への貢献」

<公開シンポジウム>テーマ「現代社会ニーズへの美容の貢献」座長=木村康一（山野美容芸術短期大学副学長）副座長=秋田留美（山野美容芸術短期大学教授）

「発達障がい児のためのヘアカット『スマイルカット』」赤松隆滋（NPOそらいろプロジェクト京都理事長）「地域と伴に歩む高齢者美容の事業展開」杉本剛英（バリアフリー美容室「そら」代表）「髪を失った女性と社会との接点を創り出す」廣田純也（株式会社 HEART 代表取締役）

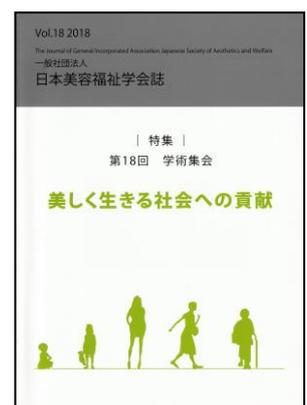
<基調講演>

「健康経営の推進について」山本宣行（経済産業省サービスグループヘルスケア産業課課長補佐）

<研究発表・実践報告>座長=五十嵐靖博（山野美容芸術短期大学教授）副座長=秋田留美（山野美容芸術短期大学教授）①「中小規模事業所（サロン）における健康経営」新井卓二（経済産業省地域ヘルスケアビジネス創生アクセラレーター）②「当院における認知症高齢者への化粧・整容療法の取り組み」坪井千夏（特定医療法人万成病院歯科）他③「訪問理美容事業の新たな価値」佐野美恵子（訪問健美美容・すぎなみ）④「高齢者サロンでの『考案シャンプー体操』の紹介とその成果」生山匡（山野美容芸術短期大学）⑤「視覚障害ある当事者が『化粧品訓練士』を養成する 化粧品訓練士プログラムの評価研究」大石華法（日本福祉大学福祉社会開発研究所）⑥「ユニバーサルファッションと衣服イノベーション～着衣型ウェアラブル IoT(株式会社hamon)の事例から」森秀男（株式会社商品研究所）⑦「老化とお化粧」あまめ玲子（美容研究家）

<美容とヘルスケアに関わる展示紹介>

「八王子ヨガ瞑想サロン Asahi terre yoga」（八王子市）「株式会社ライフリング」（新宿区）「公益社団法人八王子コンベンション協会」（八王子市）「一般社団法人美容ケア研究所・ふくび」（愛知県一宮市）「株式会社シルバーサポート」（小平市）「株式会社オヤノコトネット」（新宿区）「学校法人山野学苑」（渋谷区）



<資料>

<ポスター発表>

「美容における 3D 活用の可能性」下家由起子（山野美容芸術短期大学）他「TechnoMatrYx 株式会社」（新宿区）
「官能試験法を用いたハチミツによる匂い抑制効果の判定」山本恵子（山野美容芸術短期大学）他

一般社団法人・日本美容福祉学会 定款

「日本美容福祉学会」=平成 11(1999)年 11 月 11 日設立
「一般社団法人・日本美容福祉学会」=平成 21(2009)年 7 月 23 日改組

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本美容福祉学会と称し、英文では、General Incorporated Association Japanese Society of Aesthetics and Welfare と表記する。

(主たる事務所等)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第 3 条 当法人は、美容福祉の理論と実践に関する研究及び事業並びに普及活動を推進し、高齢者及び障がいのある人々並びに福祉事業に携わる人々の福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)美容福祉に関する学術的研究と理論構築
- (2)学術集会及び研究会並びに講演会の設置、運営、開催
- (3)美容福祉に関する学会誌その他の刊行物の発行及び公表
- (4)美容福祉師資格認定制度の運営
- (5)美容福祉師の教育及び養成
- (6)美容福祉に関する相談及び助言
- (7)介護関連施設等での美容福祉師によるサービスの提供
- (8)その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 5 条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第 6 条 当法人は、理事会、監事を置く。

第 2 章 会員

(種別)

第 7 条 当法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1)正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2)賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3)名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

(入会)

第 8 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第 9 条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 10 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第 20 条第 2 項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 12 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)会費の納入が継続して 2 年以上されなかったとき。
- (2)総正会員が同意したとき。
- (3)当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 社員総会

(種類)

第 14 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 15 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

<資料>

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1)入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2)会員の除名
- (3)役員を選任及び解任
- (4)役員報酬の額又はその規定
- (5)各事業年度の決算報告
- (6)定款の変更
- (7)長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8)解散
- (9)合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10)理事会において社員総会に付議した事項
- (11)前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者

の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、理事長が議事録を作成する。

2 理事長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
(社員総会規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員設置等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 3名以上30名以内
- (2)監事 3名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、2名以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第27条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行す

<資料>

る。

2 副理事長は、理事長を補佐する。

3 理事会は、必要のあるときは、副理事長の中から代表理事1名を選定することができる。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、支給することができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3)当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第44条に定める理事会規則によるものとする。

(名誉理事長及び顧問)

第33条 当法人に、名誉理事長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉理事長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉理事長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉理事長及び顧問の職務)

第34条 名誉理事長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1)社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2)規程・規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3)前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

(4)理事の職務の執行の監督

(5)理事長、副理事長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1)重要な財産の処分及び譲受け

(2)多額の借財

(3)重要な使用人の選任及び解任

(4)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5)理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めるとき。

(2)理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3)前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(4)監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。

(5)前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

<資料>

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 会計

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

3 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定

に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く。）しなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）

の附属明細書

(6)財産目録

2 前項第3号、第4号、第6号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事の名簿

(3)理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第50条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

<資料>

第8章 委員会

(委員会)

第51条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第52条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第53条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第54条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 附則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第56条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第57条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第58条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

◇設立時理事

山野正義 山野愛子ジェーン 福島 清
鈴木長治 木川田典彌 戸田房子 佐藤典子
堀部美行 安藤高夫 佐野恒夫 濱田清吉
三宅政志公 原千恵子 飯塚保佑 奥山一成

木村康一

◇設立時代表理事

山野正義 (理事長)

山野愛子ジェーン (副理事長)

◇設立時監事

鈴木輝康 新藤アイ

(設立時社員の氏名及び住所)

第59条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

1 住所 東京都港区赤坂1丁目11番36号

氏名 山野 正義

2 住所 東京都港区赤坂1丁目11番36号

氏名 山野愛子ジェーン

(法令の準拠)

第60条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(財産の継承)

第61条 日本美容福祉学会の財産は、一般社団法人日本美容福祉学会へ引き継がれるものとする。

以上、一般社団法人日本美容福祉学会の設立に際し、設立時社員山野正義及び山野愛子ジェーンの定款作成代理人である行政書士鈴木徹司は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成20年7月14日

設立時社員 山野 正義

同 山野 愛子ジェーン

上記代理人 行政書士 鈴木 徹司

◇2019年度役員 (五十音順)

理事長 山野 正義

副理事長 山野愛子ジェーン

理事

安藤高夫、石井理美、飯塚保佑、大西典子、
木川田典彌、北村秀敏、木村康一、栗原麻衣子、
佐藤典子、鈴木長治、鈴木宏、戸田房子、
中川巧スタン、濱田清吉、原千恵子、福島清、
三宅政志公

監事

新藤アイ、鈴木輝康

【事務局】

151-8539 渋谷区代々木 1-53-1

学校法人・山野学苑内

TEL:03-3379-0111(代) FAX:03-3370-0008

E-mail:info@bwgakkai.gr.jp

URL:<http://www.bwgakkai.gr.jp>

特定非営利活動法人 全国介護美容福祉協会定款

(NPO全国介護美容福祉協会)

平成 14(2002)年 7 月 11 日=内閣府認証、平成 14(2002)年 7 月 31 日=登記完了、設立

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 全国介護美容福祉協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を渋谷区代々木 1 丁目 5 番 1 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、理・美容室に来店困難な、寝たきり老人、障害者、福祉施設入所者、障害者施設入所者、病院入院患者等に対して訪問理・美容を行うとともに、そうした活動の安全性の向上を図るための普及啓発に関する事業を行い、もって地域の保健、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 高齢者、障害者等に対する訪問散髪のサービスの提供
- ② 訪問理・美容の安全性等の向上を図るための普及啓発事業

(2) 収益事業

- ① 訪問洗髪、セット、パーマ、ヘアダイ、エステ、化粧等のサービスの提供に関する事業
- ② 訪問理・美容に関する、機材・機具の販売、リース及びレンタル業

前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障ない限り行うものとし、その収益は同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して、入会した個人及び団体

(2) 準会員 この法人の目的に賛同して、その活動を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第 7 条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 10 人以下とする。

(2) 監事 1 人以上 3 人以下とする。

2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長、1 人を専務理事とする。

<資料>

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、その業務を専掌する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は、財産に関し、不正の行為又は法令若しくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を召集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の召集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することがで

きる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任、又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金、会費の別

(8) 借入金、その事業年度内の収入をもって、償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。

その他、新たな義務の負担及び権利の放棄。

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他、運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上からの会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定

<資料>

による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款で規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により、表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議事について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

<資料>

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、議会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算費の設定及び使用)

第46条 予算超過及び予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、学校法人山野学苑に帰属するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、読売新聞に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

<資料>

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	山野 正義
副理事長	山野 愛子ジェーン
理事	三宅 政志公
理事	中原 英臣
理事	田爪 正氣
理事	奥山 一成
監事	水野 敬二
監事	平尾 良雄

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 4 6 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 5, 0 0 0 円
 - (2) 年会費 5, 0 0 0 円

◇第 9 期 (2019. 7. 1~2021. 6. 30) 役員

理事長	山野 正義
副理事長	山野愛子ジェーン
専務理事	福島 清
理事	中川巧スタン
理事	三宅政志公
理事	田爪 正氣
理事	北村 秀敏
理事	佐野美恵子
理事	杉本 剛英
理事	西尾 栄次
理事	山下 玲子
理事	栗原麻衣子
理事	七井 勝彦
監事	水野 孝平
監事	大西 典子

【事務局】

151-8539 渋谷区代々木 1-53-1
学校法人・山野学苑内
TEL:03-3379-0111(代) FAX:03-3370-0008
E-mail:info@npobl.or.jp
[URL:http://www.npobl.or.jp](http://www.npobl.or.jp)

一般財団法人 美齡学ジェロントロジーセンター

平成 25(2013)年 10 月 25 日=登記、設立。

平成 29 (2017) 年 8 月 1 日=一部変更。同 8 月 10 日=登記

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は一般財団法人美齡学ジェロントロジーセンターと称し、英文では【General Foundation Association of Beautiful Aging Gerontology Center】(略称：BAC)と表記する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 この法人は理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、gerontology の高度専門職人材育成への啓蒙及び活用する為の資格・検定の実施また gerontology 関連商品の開発・研修・普及に関する授業を行い、gerontology に関する学術的啓発活動に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究及び共同研究
- (2) 講演会・視察会・研修会・シンポジウム等の開催
- (3) 国内外への専門講師の派遣・人材育成
- (4) 広報活動に於ける広報ツールの作成・管理・各種出版物の刊行
- (5) 調査・開発・技術指導の協力
- (6) 研究開発に於ける新組織の構築
- (7) 各関連機関・団体が行う活動に於ける助成金の申請
- (8) 各協力・協賛機関からの助成による学会・財団の設立及び運営、国際協力
- (9) 関連の大学及び学会・研究機関・研究者における研究論文発表の協力
- (10) 研究における知的財産権の申請・保全・管理
- (11) 研究成果に於ける執筆出版販売事業
- (12) 応用技術導入に於ける技術提携事業
- (13) 特殊開発機器の販売提携事業
- (14) 知的財産権の運用事業
- (15) 受託研究及びその事務
- (16) Gerontology に関係する商品の分析試験

(17) 各種 ISO 認証の取得支援

(18) 海外機関への各種申請の支援及びその他海外認証の取得支援

(19) Gerontology 関連事業及び認証事業

(20) 福祉サービス等第三者評価事業

(21) 旅行業法の基づく旅行業及び代理業務

(22) 化粧品等 gerontology 関連商品の研究開発及び販売

(23) 前各号に挙げるほか、前条の目的達成に必要な関連事業

第 3 章 資産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第 5 条 設立者の氏名及び住所並びに拠出をする財産及びその価額は次のとおりとする。

氏名 山野正義

住所 東京都港区赤坂 1 丁目 1 番 3 6 号

財産 金銭 価額 1,000 万円

(基本財産)

第 6 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 7 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 8 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 9 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

<資料>

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告しその他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員9名以上17名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために必要とする費用を評議会に於いて別に定める報酬等の支払う基準に従って算定した額を別途支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した議長及び当該会議において選任された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

<資料>

- (1) 理事 9名以上17名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名(1名)を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。
- 4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第3項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事する。

(役員の選任)

- 第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会で別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

- 第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第28条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第29条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第32条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

<資料>

(解散)

第33条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配)

第34条 この法人は剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第35条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第36条 この法人の公告は、電子公告により行う。
2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する。

附 則

1 この法人の設立当初の事業年度は、第6条規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成26年3月31日までとする。

2 この法人の設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時評議員

藤原佳典 井上成美 齋藤安彦 福島清 安藤高夫
濱田清吉 飯塚保佑 北村秀敏 荻野道人 奥山一成 村木代志美

設立時理事

山野正義 山野愛子ジェーン NAKAGAWA STANLEY
TAKUMU NISHIDA DAVID
ANDREW 佐々木正峰 柴田博 木川田典彌 佐藤典子 山北宣久 木村康一

設立時監事

鈴木輝康 新藤アイ

3 この法人の設立時代表理事(理事長)は山野正義とする。

以上、一般財団法人グローバルジェロントロジーセンターの設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成25年8月12日

設立者

山野正義

(付則)

第1条 第1条の変更、平成29年8月1日をもって「一般財団法人グローバルジェロントロジーセンター」を「一般財団法人美齡学ジェロントロジーセンター」に名称を変更する。

◇2019年度役員(五十音順)

理事長 山野 正義
理事 飯田 泰久
理事 木川田典彌
理事 木村 康一
理事 佐藤 典子
理事 中川巧スタン
理事 デービット西田
理事 宮内 康二
理事 望月 敏夫
理事 山北 宣久
理事 山野 愛子ジェーン
監事 新藤 アイ
監事 鈴木 輝康
評議員 安藤 高夫
評議員 飯塚 保佑
評議員 井上 成美
評議員 荻野 道人
評議員 北村 秀敏
評議員 齋藤 安彦
評議員 濱田 清吉
評議員 福島 清
評議員 藤原 佳典
評議員 村木代志美

【事務局】

151-8539 渋谷区代々木 1-53-1

学校法人・山野学苑内

TEL:03-3379-0153(代) FAX:03-3370-0008

URL: <https://bac.jp.net/>

<資料>

人生100年時代へのパスポート

ジェロントロジー

Gerontology

解説とUSCオンラインコース受講案内



The University of Southern California Davis School of Gerontology

南カリフォルニア大学 ジェロントロジー デービス校

学校法人山野学苑

一般財団法人 美齡学ジェロントロジーセンター

1 “人生100年時代の生きがい”って何でしょうか？

年を重ねただけで 人は老いない
理想を失うとき はじめて老いる
靈感が絶え、精神が皮肉の雪におおわれ 悲嘆の氷にとどされるとき
20歳だろうと人は老いる
頭を高く上げ希望の波をとらえるかぎり
80歳であろうと人は青春の中にいる

—— サムエル・ウルマン 「青春」から
(宇野収と作山宗久 訳)

生きがいって何でしょうか？ 理想って何でしょうか？

それは、若者も、高齢者も、夢ではなく、目標を持つことです。

夢=DREAMは、どんなに素晴らしくても覚めれば消えてしまいます。

ところが、夢から一歩踏み出して、具体的な目標=GOALをめざすと、
ゴールの先にはテープがあり、テープを切れば達成できます。

ジェロントロジーは、

生きがいという「目標=GOAL」を手にするための学問です。

人生100年時代へのパスポートなのです。

学校法人 山野学苑は、2012年に南カリフォルニア大学と提携して、
日本で初めて、ジェロントロジー・オンラインコースを開設しました。



ピンカス・コーエン 医学博士
南カリフォルニア大学 ジェロントロジー・デービス校 学部長



山野 正義 経済学博士(USC)
学校法人 山野学苑総長

2 “ジェロントロジー”って 誰のための学問？

「ジェロン」はギリシャ語で「老人」、「ロジー」は「学」。

1880年にフランスの医師であるイリヤ・メチニコフが提唱し、第二次世界大戦後にアメリカで体系化された学問です。日本語では「老人学」と訳されていますが、ちょっと語感がよくありませんので、ここではジェロントロジーとして紹介していきます。

WHOの定義では高齢者というと「65歳以上」、「75歳以上」は、後期高齢者とされています。

65歳になると、誰もが自動的に高齢者になるのでしょうか？

——全然、違います。

“加齢”はいつから始まるのでしょうか？ こう聞くと、みなさんは頭を抱えます。

実は、10代から成人になった時、つまり成長と発育が終わった20歳前後から始まっているのです。

そして、加齢のスピードは、遺伝子・人生経験・ライフスタイル・社会的、心理学的などの要素によって、みんな違うのです。

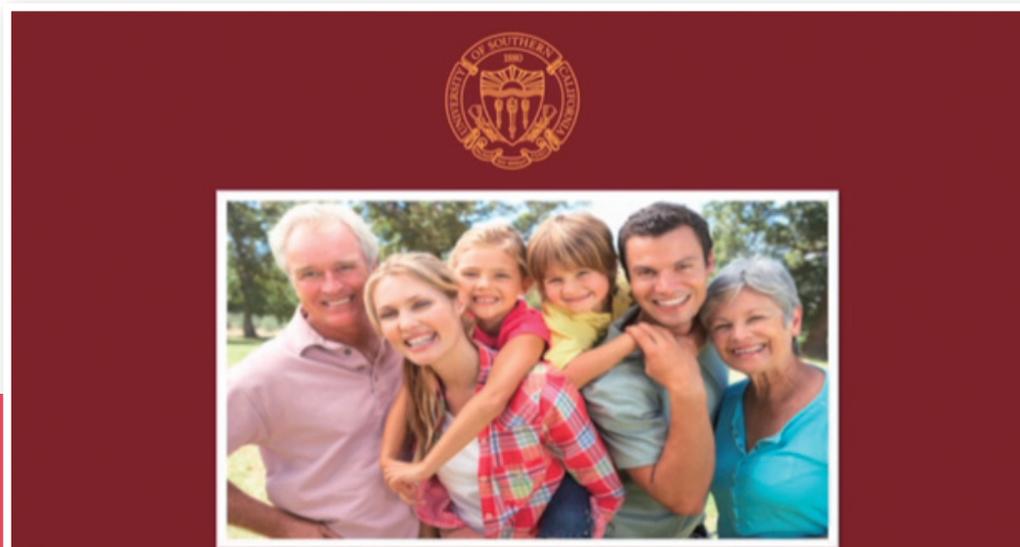
ジェロントロジーを学ぶということは——

高齢者の問題だけでなく、“未来のあなた”、つまり20歳以上の方々が、将来、生きがいを持って、ときめく人生を送るためにも必要なのです。

さらに、

- ① 加齢の仕組みを知って、
- ② 逆に、いかに老化を遅らせるかを学び、
- ③ 生活の質(Quality of Life)を向上させ、
- ④ 生きがい(夢→目標)を見つけて、
- ⑤ 心身ともに、ワクワクとして生活をおくることができるようにするため

なのです。



3 ジェロントロジーと“美道五大原則”

老化は、成長と発育が終わった20歳代から始まるといいました。

では、どこから、どのように老化していくのでしょうか？

それは、「① 健康(身体)面」、「② 精神面(ストレス)」、「③ 外見面(髪・顔・装い)」の三つの要素が関係しながら“老化”を進行させていくのです。

この考え方は、国際的に活躍した美容師である山野愛子先生が、生涯かけた美容実践と研究の中で、明確に指摘しています。

それが、「髪・顔・装い・精神美・健康美」からなる「美道五大原則」なのです。これは世界に通用する日本発の美容理論と言っていいでしょう。

山野愛子先生はまた、美容人生を通じて身につけたさまざまな教訓を分かりやすい言葉で残しています。その一部を紹介します。

40代はオネネの時代、
50代は人生の入学式、
人生の本当のお楽しみは60代からよ。

朝起きると「本日誕生!」と
唱えるんです。
前日の悩みは持ち越さないの。

教わる時は赤ちゃんのように、
教えるときは博士のように。

技術がどんなに優れていても、お客様
をお客様と思わなくなったら失格です。
美容師は画家とも彫刻家とも違うのです。



4

“わくわくする人生と仕事”に大切なこととは？

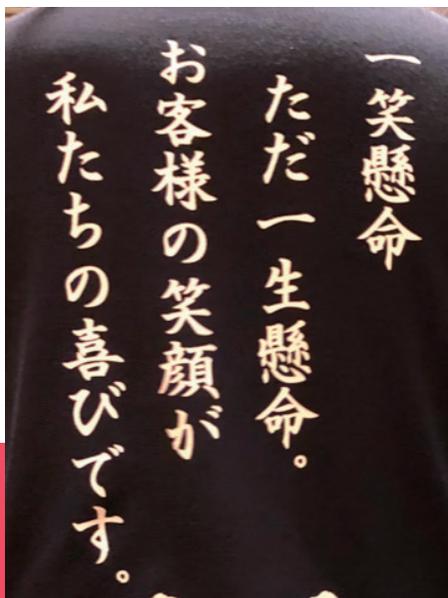
「スマイリング・シンデレラ」

2019年8月、全英女子オープンゴルフで優勝した渋野日向子さんは“スマイリング・シンデレラ”として、全世界から注目されました。



「一笑懸命 ただ一生懸命」

ある有名うどん店の店長の背中です。



赤ちゃんの笑顔は、純粹です。
でも、大人の笑顔は、違います。
意味もなく笑顔を浮かべているだけでは、
不思議がられてしまいます。

「豊かな教養」「確かな技術」を備えた笑顔が、
人々を魅了するのです。

あなたが、
“人々の共感を呼ぶ笑顔”を創るためには、
みえないところでの努力が必要です。

ジェロントロジーを学ぶことは、
そんな努力の一つなのです。

5 ジェロントロジーは これからのビジネスに不可欠

高齢者は今、かつてないほどの勢いで増えています。美容、法律、保険、旅行、住宅、不動産、マーケティング、セールスのようにどの分野の職種についても高齢者との関わりはきっとあるはずです。高齢者に対しての特有のニーズを理解し、そして一般的な老化のプロセスを理解することは、あなたにとって貴重かつ独特な資産となるでしょう。

— LESSON:1 から

図1



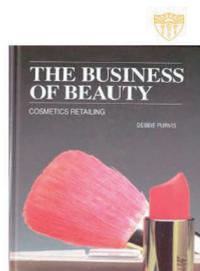
図2

The Next Frontier for the Aesthetics of Aging

Development of new products, based on the discovery of novel genetic targets, and the application of personalized-aesthetics approaches

Total Annual spending on skin care products:
\$60,000,000,000 (¥7,000,000,000,000円)

More than the total annual spending on diabetes care



社会学・心理学・生物学・遺伝学・医学・人口統計学・経済学などさまざまな分野の科学がジェロントロジーにとって関係していることを示しています。(図1)

これらが相まって国の政策、サービスにつながっていきます。みなさんが今後仕事に携わっていかれるときに、こうした様々な科学がジェロントロジーという学問と関連していることを理解しておいてください。

現代社会で驚くべきことは、スキンケアに巨額のお金を使っていることです。私が長年研究してきた糖尿病については、年額500億ドルが使われていますが、それ以上の600億ドル。日本円で7兆円が毎年、スキンケアのために使われています。(図2)

—ピンカス・コーエン

USCジェロントロジー・デービス校学部長

このように、これからの時代は、すべてのビジネスにとって、ジェロントロジーの視点が不可欠になってきているのです。そして、ビジネスの対象となるすべての人々から「心からの笑顔・スマイル」、言い換えれば「心からの信頼関係」をいただける「確信を持った知識・一流の技術」が、不可欠であるということです。



急速に高まっている ジェロントロジーへの関心

東京大学高齢社会 総合研究機構

日本では、東京大学が2006年にジェロントロジー寄付研究部門を設置し、2009年から「高齢社会総合研究機構」を設置して、ジェロントロジーに関する研究・教育を推進しています。

2019年度開講

超高齢社会を支える
ジェロントロジー概論
(高齢社会総合研究学)

受講対象
全国の
学部生
大学院生

ジェロントロジーとは、高齢者や高齢社会の課題を解決するために生まれた学際的学問です。医学、看護学、理学、工学、法学、経済学、社会学、心理学、倫理学、教育学などの幅広い領域を包括します。2030年には65歳以上という超高齢社会を迎える日本では、専門分化した学問だけでは対応が難しい複雑な問題が生じてきています。ジェロントロジーを学ぶことは、将来の専門領域に進む上でも非常に有用です。

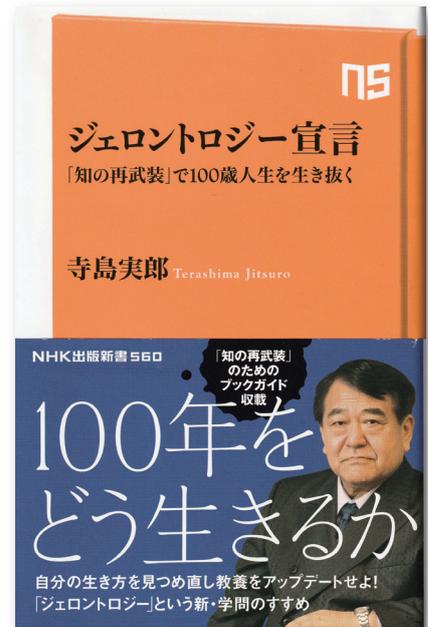
必修科目シラバス
夏学期 高齢社会総合研究学概論1 高齢者の体と心：老いとは何か

寺島実郎 「ジェロントロジー宣言」

寺島実郎さん(一財・日本総合研究所会長、多摩大学学長)は2018年に「ジェロントロジー宣言—『知の再武装』で100歳人生を生き抜く」(NHK出版新書)を上梓し、ジェロントロジーを「高齢化社会工学」と訳すべきではないかと主張しています。

ちょっと硬い表現ですが、要は、高齢化問題は、高齢者の年金・医療・介護という日々の生活に関わる直接的な問題だけではなく、社会構造の変化を踏まえて、高齢者の生きがいとそれを支える社会の仕組みまで含めた議論と対策が必要なのだと思います。

そうした視点から、山野学苑が提唱している「美齢学」に注目していると記しています。



青山学院大学・ジェロントロジー研究所

青山学院大学は、2018年に「ジェロントロジー研究所」を開設し、9月23日に「キックオフシンポジウム」を開催し、山野正義・山野学苑総長もパネリストとして参加しました=写真。

山野美容芸術短期大学教授陣もメンバーとなって、研究活動をスタートさせています。



“ジェロントロジー・オンラインコース” 紹介

美容教育85年の実績を持つ学校法人 山野学苑は、美容の視点から超高齢社会の福祉向上に貢献することを目指して「美容福祉」を提唱してきました。2012年からは、それを一歩進めて、アメリカ・カリフォルニア大学 (USC) と提携して、スカイキャンパスによる「ジェロントロジー・オンラインコース」を創設しました。

山野学苑では、全学生が必修科目として学んでいるほか、社会人のみなさんにも受講を呼びかけています。

受講手続きからレッスン開始まで

① 受講申し込み

一般財団法人 美齡学ジェロントロジーセンター

TEL 03-3379-0153 FAX 03-3370-0008

mail ggc.iida@gmail.com

② 受講料払込み

一般財団法人 美齡学ジェロントロジーセンター指定口座へ。
(クレジットカード使用も可)

受講料 300,000円

③ 申込完了

USCから一週間以内にメールでパスワードが届きます。
届いたその日から、パソコン、タブレット、スマホなどで受講できます。

④ さあ、受講スタートです!

パソコン、スマホなどで
USCサーバーに
アクセスします。

全60レッスンが
20~30分の動画で
送信されてきます。

レッスンの最後に、
10問4択テストが
あります。

回答すると、
次のレッスンに
進みます。

動画は、いつでも、どこでも見ることができます。不明な箇所、確認したい箇所は、**何度でも繰り返して見る**ことができます。

全レッスンを修了すると「**USCの修了証書**」、
一般財団法人美齡学ジェロントロジーセンターの「**美齡学指導員認定証**」、
さらに「**60レッスン解説書**」が授与されます。

修了後も**3年間有効**です。
何度でも受講できます。

“ジェロントロジー・オンラインコース”を受講して



鈴木 準 さん

株式会社ジェイ・ビーム代表
マーケティングコンサルタント

シニアライフは多分に、「お金・健康・孤独」の三大不安を中心に、負の側面を語る傾向があります。しかしジェロントロジーは加齢を人生の後退プロセスではなく、前進させる「生涯発達」とポジティブにとらえ、高齢化を前向きに受け入れることを基本としています。

「生きるほどに美しく」——。これからの日本は成熟した真のオトナがさらに活躍する場がたくさんあります。ABS（アクティブ・バブル・シニア）世代のみならず、すべての人間が年齢を重ねるほど「心豊かに、カッコよく」自分自身の価値を最大限に生かして人とコミュニケーションを図り、「ドキドキ・ワクワク・ハッピー」で、笑顔が絶えない。そんなQOL（クオリティ・オブ・ライフ）を創造する時代が来たのです。



荒井昭博 さん

株式会社アズサ
代表取締役社長



飯田和恵 さん

一般法人ドリームウェイ
理事



井口房子 さん

株式会社ビシサボ保険
アドバイザー



伊澤京珈 さん

一般社団法人国際セラピスト認定協会
代表コンサルタント



梅田万友美 さん

ジャパンメイクアップアカデミー
副校長



堺 典子 さん

顔ヨガ・インストラクター



山野ホールで、ピンカス・コーエンUSCジェロントロジー・デービス校学部長から修了証を贈られたみなさん。
(2019.6.6)

ジェロントロジー・オンラインコース

Lesson1 イントロダクション

(1)ジェロントロジー学にはどのような関連分野が含まれるのか理解する。
(2)エイジング及び高齢者に関連したトピックスの範囲を知る。

Lesson2 高齢者人口 パート1

(1)老年人口がどのように社会的影響を与えるか理解する。(2)老年人口について理解する。(3)日本をはじめとする先進国で進む高齢化の実態を理解する。

Lesson3 高齢者人口 パート2

(1)罹患(りかん)率の低下の仮説を理解する。(2)先進国、途上国の人口の高齢化について学ぶ。(3)人口高齢化の社会への影響を学ぶ。

Lesson4 エイジングに関する固定観念

(1)固定観念を理解する。(2)固定観念の否定的な影響を理解する。(3)高齢者に関わる固定観念を知り、それが誤解に基づいている場合があることを知る。(4)固定観念の克服方法を知る。

Lesson5 ライフコースの展望

(1)ライフコースの観点の定義を学ぶ。(2)ライフコースの世代、期間、人生に係るターニングポイントを知る。
(3)人間行為力について学ぶ。
(4)ライフコースの観点を人や自分の人生にどのように適用するかを学ぶ。



Lesson6 エイジングに関する社会学的セオリー

エイジングにおける社会学的な理論(セオリー)について理解する

Lesson7 復習1:Lesson1-6のまとめ

Lesson8 エイジングにおける生物学的セオリー

エイジングがどのように進行するか、なぜエイジングが起こるかについて説明している。“老化に関する10の生物学的理論(セオリー)”について学ぶ。

Lesson9

老化による一般的な変化と高齢者の疾患 パート1:免疫系と尿路系

老化に伴う免疫系・泌尿器管系の生物学的変化を理解し、身体機能への影響、障害、それらに対する医学的対策について学ぶ。病気の多くが老化とかわかっており老化の生物学的知識を得ると、老化を遅らせ、健康で過ごす年月の増加が可能になる。

Lesson10

老化による一般的な変化と高齢者の疾患 パート2:心臓血管系

心臓血管系の老化による生物学的変化と病的変化を理解し、医学的対策について学ぶ。

Lesson11

老化による一般的な変化と高齢者の疾患 パート3:神経系と感覚系

神経系の老化のプロセスを学ぶ。

Lesson12 心臓病 パート1

心臓病の進行の過程を理解し、健康管理につなげ、将来の患者との話題のための知識を得る。

Lesson13 心臓病 パート2と癌

古代人の心臓病、癌について知見を得る。それらの知見と関連させながら現代の心臓病、癌について発生原因、予防法について考える。

Lesson14 内分泌系とホルモン

各種ホルモンの作用を学び、老化とともにどのような変化が起こるのかを学ぶ。

Lesson15 消化器系と生殖器官系

消化器系と生殖器官系の組織における組織・機能と、加齢による変化を知り、それに伴う特定の病気の発生との関連性について理解し、健康に年をとるためのヒントを得る。

Lesson16 慢性疾患:糖尿病・高血圧・骨粗しょう症

3疾病の兆候、症状、予防の復習。疾病管理不足の兆候と症状に対する認識を高める。

Lesson17 脳卒中(脳梗塞)

慢性疾患のうち脳卒中について詳しい情報を得て、その予防、病態、治療法について理解する。

Lesson18 復習2:老化による身体の変化 パート1

Lesson19 視力と老化

老化にともなう視力の変化、障害について理解し、対策についての知識を得る。

Lesson20 聴覚と老化

老化による聴覚の衰えについて学び、聴覚の不自由な人とのコミュニケーション方法について知識を得る。



Lesson21 口腔衛生

歯は日常生活にも外見にも深く関わり、口腔衛生は体調、感情にも密接に関係するので、老化に伴う変化、発生するトラブルとその対策、予防について知識を得る。

Lesson22 皮膚と老化

皮膚の働きと皮膚に起こる経年変化について学ぶ

Lesson23 体毛・爪 そして老化

体毛、爪が年齢とともにどのように変化するかを学ぶ。

Lesson24 エクササイズ パート1 有酸素運動と無酸素運動

有酸素運動(エアロビック)、無酸素運動(アンエアロビック)の2種類の運動の効果と重要性について学ぶ。

Lesson25 エクササイズ パート2 柔軟性とバランス力

全ての身体運動の中核であり、本能的な活動である柔軟性とバランスは健康に不可欠な要素。高齢になると低下し、ケガや転倒の要因になる。柔軟性とバランス力低下の原因、改善策、予防について学ぶ。



Lesson26 老化防止

年齢を考える上で考慮すべき概念(実年齢と機能年齢)を学び、老化防止の医学について知識を得る。

60 レッソンの概要



Lesson27 復習3:老化による身体の変化 パート2

Lesson28 うつ病: パート1

うつ病の実態、症状、高齢者に多く起こるうつ病の特徴、治療方法について学ぶ。

Lesson29 うつ病: パート2

うつ病を確認する方法を学び、うつ病との付き合い方、うつ病の人の手助けになる接し方について知識を得る。

Lesson30 老後の課題と高齢者とのコミュニケーション パート1

老後のコミュニケーション能力について学び、一般的な高齢者や問題を抱えている高齢者とのコミュニケーションのとり方を学ぶ。

Lesson31 老後の課題とコミュニケーション パート2

老後の課題について学び、高齢者との上手なコミュニケーション方法を学ぶ。

Lesson32 記憶と認識 パート1: 認識力

認識力について学ぶ。

Lesson33 記憶と認識 パート2: 記憶

記憶について学び、記憶力と情報処理の速度を向上させる方法を知る。

Lesson34 アルツハイマー症と認知症

老化の一部ではない脳で生じる各種の記憶障害について学ぶ

Lesson35 脳のトレーニングとビデオゲーム

脳の記憶力、健康のためにできるフィットネスと、頭を良い状態に保つ為にできることを学ぶ。



Lesson36 ストレスと老化 パート1 ストレスの科学

ストレスについて 原因・ストレスによって起こる現象・老化との関連性・解決策について学ぶ。

Lesson37 ストレスと老化 パート2 ストレスとあなた

ストレスへの対応について学ぶ。

Lesson38 復習4:老化に伴う精神的変化

Lesson39 高齢者と虐待

高齢者虐待の認識と対処について理解する。

Lesson40 老化の社会理論

老年社会学の各理論について学び、その背景を知る。

Lesson41 パーソナリティー パート1

パーソナリティーと人の行動について学ぶ。

Lesson42 パーソナリティー パート2

パーソナリティー 研究の変遷について学ぶ。

Lesson43 介護 パート1

いつかはする立場、される立場になる可能性のある介護について理解する。

Lesson44 介護 パート2

家族間での介護について学ぶ。

Lesson45 家族と高齢化

アメリカ、日本における家族と高齢化について理解する。



Lesson46 テクノロジーと高齢化

テクノロジーの進歩と高齢化について生活の改善という点から学ぶ。

Lesson47 転倒防止

高齢者における転倒の原因と、その予防について学習する。

Lesson48 復習5:高齢化の社会的見地 パート1

Lesson49 ユニバーサル・デザイン パート1

ユニバーサル・デザインについて学ぶ。

Lesson50 ユニバーサル・デザイン パート2

ユニバーサル・デザインの定義の変遷について学ぶ。

Lesson51 人間工学に基づいた高齢者用デザイン

高齢者の生活を補助する人間工学的デザインについて理解する。

Lesson52 知恵と創造性

高齢化によってもたらされる人間としての成長、幸福、ポジティブな変化について知識を得る。

Lesson53 女性と高齢化 パート1: 美しさ

女性と高齢化を美しさ(外見)という観点から考える。

Lesson54 女性と高齢化 パート2: 祖母の役割

高齢の女性・祖母の重要な役割について考える。

Lesson55 死と死にゆく過程 パート1

人生において避けて通れない死についての人々の反応・対応について学ぶ。

Lesson56 死と死にゆく過程 パート2

死の過程において日本で起きていること、アメリカでなされている事について学ぶ。

Lesson57 卓越した老化: ブルーゾーン

卓越した老化の例を百寿者や高齢者アスリートなどによって知り、その条件について知識を得る。

Lesson58 復習6: 高齢化の社会的見地 パート2 まとめ

Lesson59 全人的なアプローチ

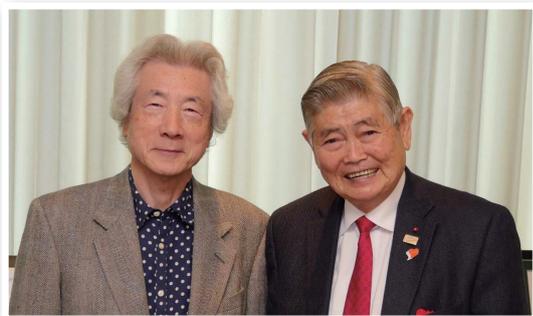
これまで学んできた老人学が実際の生活にどう影響するかを見ていく。

Lesson60 最後の講義: 結論と応用

全体のまとめの講義。



ジェロントロジーは 人生100年時代へのパスポートです。



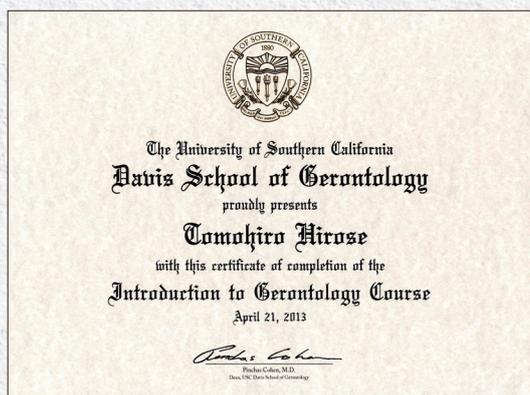
高齢者よ、大志を抱け
学び続ける者は、死して朽ちず

小泉純一郎・元首相
VS
山野正義・山野学苑総長



今こそ「知の再武装」で
100歳人生を生き抜こう

寺島実郎・多摩大学学長
VS
山野正義・山野学苑総長



南カリフォルニア大学 ジェロントロジー・デービス校
修了証(正式な学歴となります)



学校法人 山野学苑は毎年、ピンカス・コーエンUSCジェロントロジー・デービス校学部長を
招いて「ジェロントロジー特別講座」を開講しています。「ジェロントロジー・オンラインコース」
受講者も聴講できます。

ジェロントロジー・オンラインコース お問い合わせと受講申込み先

一般財団法人 美齡学ジェロントロジーセンター

担当:飯田泰久

〒151-8539 東京都渋谷区代々木1-53-1 学校法人山野学苑気付

電話03-3379-0153 FAX 03-3370-0008

e-mail:ggc.iida@gmail.com web site: <https://bac.jp.net/>

一般社団法人 日本美容福祉学会 学会誌 Vol.19

第19回学術集会 特集
テーマ
「人生100年時代における美齡の可能性」

2020年1月1日 発行

〔発行責任者〕 山野 正義（理事長）
〔制作〕 北村 秀敏（事務局長）
〔編集〕 福島 清（理事）

〔表紙デザイン〕 南雲 由子

★本学会誌の全ての論文・写真・イラストの無断転載はお断りします。

一般社団法人・日本美容福祉学会事務局
〒151-8539 東京都渋谷区代々木 1-53-1 山野学苑内
TEL:03-3379-0111(代) FAX:03-3370-0008
E-mail:info@bwgakkai.gr.jp
URL:http://www.bwgakkai.gr.jp